

應永五年五月 畠山基國管領となる。○同六年十月 大内義弘叛す。基國其子滿家功あり。○同十二年七月 基國管領を罷む。○同十三年正月十七日 基國卒す。滿家嗣ぐ。○同十七年六月 畠山滿家管領となる。○同十九年四月 畠山滿家管領を罷む。○同廿八年八月 畠山滿家管領に補せらる。

永享元年八月 畠山滿家管領を罷む。○同五年九月 畠山滿家卒す。持國嗣ぐ。

嘉吉元年正月廿九日 畠山持永家督仰付らる。同二月廿三日 畠山持富從三位左馬頭同年出家。○

同二年六月 畠山持國管領に補せらる。

文安二年三月 畠山持國管領を罷む。

寶徳元年十月 畠山持國管領に補せらる。

享徳元年十月 畠山持國養子政長を退け、庶出の子義夏を嗣とし、名を義就と改めしめ、伊豫守に任じ又領國を讓る。○十一月、畠山持國管領を罷む。

同三年四月 神保越中守、遊佐新左衛門、梅岡某等密かに義就を廢し政長を立てんと謀りしが、譽田彌六の密告により謀あらはれ、持國、神保等を討ち、政長を追ふ。政長細川勝元に頼る。○八月十九日、義就、政長戦はんとす、京都争動す。○政長は細川勝元、山名宗全の助けにより持國義就を

破る。○廿二日 義就敗北して伊賀に走る。○細川勝元、政長を携て將軍義政に謁し畠山氏を相續せしむ。○廿九日 政長持國第に移る。時に持國建仁寺西來院にありしが、後神保等政長に説き持國を其第に迎へしむ。

同四年(康正元年)三月廿六日 持國(徳本)卒す。政長家督を受く。○將軍義政、河内より義就を歸京せしめ、政長と和解せしむ。○七月 政長河内に走る、義就詔を奉じて追撃し、譽田社前に戦ふ。

○幕府命じて二人を和せしめ畠山兩流を立つ。

長祿元年三月 畠山滿則(道祐)將軍義政を饗應して義就を畠山棟梁となさん事を乞ふ。義政許す。

○後政長河内に走る。

同三年 細川勝元、義就を將軍に讒す。義政亦義就を喜ばず。

同四年(寛正元年)九月十八日 義政、伊勢兵庫助、飯尾下總守を遣はし、義就に閉居を命じ家督を養子義有に傳へしむ。○翌十九日、義就河内に向ふ。先陣は譽田、後陣須屋甲斐庄以下の補黨也。遊佐河内守國助之を迎へ、其夜眞木城に留り後若江城に籠る。○幕府政長を畠山家督とし河内紀伊越中等畠山氏封邑を與ふ。○閏九月九日、政長、義就を攻めんとして大和に入り、十六日立田に陣。○十月十日 義就、遊佐國助に命じて立田を襲はしめしも敗北す。○義就西林寺に逃れ次いで寛

弘寺、終に嶽山城に據る。○政長、遊佐新左衛門長直を河内守に任ず。○十五日、政長若江城に入る。○十二月七日、上弘川に陣し義就と對陣す。

寛正二年、義就更に金胎寺城に兵を分ち政長と戦ふ。

同三年、幕府諸侯に命じて政長を助けしむ。○四月十日、細川讚岐守、同淡路守、山名彈正忠、泉州兩守護、備前の守護、攝津の守護、安藝の小早川、佐々木六角、伊勢の國司、同國の長野管領の衆に秋庭備中守を始めとして、嶽山金胎寺二城を攻む。○十五日、義就、金胎寺を開き嶽山城の一手となりて寄手を防ぐ。

同四年三月十四日、寄手奈良の成眞院國見山の頂に陣し、嶽山南の通路をふさぐ城中兵糧盡き、義就紀伊に逃る。○六月廿一日、義就粉川寺に政長と戦ひて敗北、吉野の奥北山に走る。○十月廿四日、政長若江城に入る。

同五年正月四日、政長、遊佐河内守長直を残し上洛す。○十一月十三日、政長管領に任ぜらる。

文正元年九月、義就山名宗全によりて罪を赦され、その使と共に北山庄を出で河内國に入る。守護代遊佐長直戦はずして奈良に逃れ、義就若江城に入る。○十一月廿五日、義就入洛す。宗全迎ふ。應仁元年正月、政長管領を罷められ、其邸を去らしむ、政長聽かず。十七日に至り御靈林に陣す、十

八日義就の兵之に向ひて戦ふ、これ應仁大亂の端緒也。政長敗北、義就凱旋す。

文明五年十二月十九日、畠山政長管領に補せらる。廿六日罷む。

同九年九月廿二日、義就河内に向ふ。廿八日、當國野崎にて政長と戦ひしが敗北す。○義就、攝津に打入り天王寺を略し又河内に向ふ。政長方譽田古市等敗北し和田美作守等討死す。次いで若江城陥落し遊佐河内守等潰走す。○十二月、政長管領となる。

同十四年八月政長、義就の兵當國にて戦ふ。

同十八年、政長管領を罷む。

長享二年正月、幕府畠山義就追討令を下す。

延徳二年七月、政長管領となる。○十二月、義就卒し、義豊後を嗣ぐ。

明應二年二月十五日、將軍義材は畠山政長、其子尙順、斯波義寛、赤松政則等を率る河内に向はんとて京都を發す。○廿五日、當國正覺寺に陣す。○四月、細川政元、足利義返を擁して兵を擧げ將軍義材を討つ。○廿五日、政元黨の諸將兵を併せて正覺寺を圍む、畠山義豊の兵又譽田を出で、正覺寺を衝く、政長其子尙順をして紀伊に逃れしめて自殺し、遊佐長直等殉ず。將軍義材上原元秀の陣に投ず。政元命じて龍安寺に幽し尋で其邸に囚す。

同七年 畠山尙順、家臣木澤の忠により再び勢を得。

同八年正月廿七日 畠山尙順、義豊を攻めて自殺せしめ高屋城に入る。義豊の子彈正忠義英逃れて行方知れず。○十二月 細川政元之を怒り、其將赤澤宗益をして、十八日高屋城を攻め尙順を紀伊に

逃れしめ、義豊の子義英を當城に置き河内の主たらしむ。尙順剃髮してト山と號す。

同九年九月廿八日 畠山尙順殘軍を聚め高屋城を攻む、細川政元討ちて紀伊に走らす。

永正元年十二月廿五日 將軍の命により畠山義英は尙順(ト山)と和し高屋城をト山に還附す。

同二年十一月 細川政元、畠山尙順を河内に攻む。

同八年八月 畠山ト山、大内義興、細川高國に屬し、畠山義英は澄元に黨し、其臣遊佐河内守十八日船岡山に戦ひて歿す。

大永元年七月十日 畠山義英卒す。弟義宣嗣ぐ。

同七年 柳本彈正高屋城を攻む。これより前畠山尙順嫡子彌三郎植長に譲り、其身は紀州にありしが此事を聞き行きて救ふ。義宣は晴元方に屬す。

享祿四年 畠山義宣家臣木澤長政を飯盛城に攻む。細川晴元木澤を助け畠山氏を破る。

同五年五月 畠山義宣、木澤長政を飯盛城に攻む。○長政救を細川晴元に乞ふ。晴元本願寺光教に依

頼す。○六月 一向衆徒光教の命により義宣の陣を衝く、義宣支ふる能はずして一族畠山植長の居城なる高屋城に逃る。○長政、光教高屋城を攻む。義宣又逃れて石川道場に隠る。○廿日 高政の兵義宣を弑す。

天文三年三月 畠山ト山淡路に走り程なく逝去す。後植長紀伊に赴き、舍弟石垣右京亮長經、遊佐長教、杉原石見守、齋藤山城守、木澤左京亮等に擁せられ、畠山家督を繼ぐ。

天文十年 これより前、長經物荒き人にて家老共にうとまれ、毒酒を勧められて死す。家臣木澤長政、齋藤、杉原等各その居城に割據す。○遊佐河内守長教紀州より再び植長を迎へ主とし、高屋城に置く。○後遊佐長教齋藤山城守を誅す。

同十一年三月十七日 遊佐長教、三好範長の助を得、落合上畠に於て木澤長政、杉原石見守、鹽川伯耆守等と戦ひて大に勝ち、木澤長政を殺す。

同十四年五月十四日 畠山植長高屋城に病死す、年四十二歳。家臣遊佐長教等植長の弟播磨守政國を家督として高屋城に置く。

同十五年春 將軍義晴、細川氏綱、畠山政國、遊佐長教と密かに同盟して、細川晴元、畠山新總州三好範長を斃さんとす。これより兩黨攝河泉に戦ふ。

同十七年三月 細川氏綱、畠山政國、遊佐長教と細川晴元、畠山新總州、三好範長と和睦す。
天文末 畠山政國退隠し、其子次郎高政家督を續ぎて高屋城にあり、政國は紀伊に移る。後、遊佐長教病没して其子幼若なれば、高政安見美作守を擧げて守護代とす。

永祿元年十一月晦日 安見美作暴逆、高政をして高屋を去らしめ、自ら守護となる。

同二年五月 三好長慶、畠山氏の爲に義戦を起し、六月廿六日、自ら當國に出馬す。○八月朔日、高屋城を攻めて安見を陥入れ、次で飯森城を攻落し安見を大和に走らす。○畠山高政再び當國守護となり、湯川九郎直光を守護代となす。○後、高政、直光を退け再び安見を守護代とす。

同三年六月 三好長慶、高政の處置を怒り畠山氏を攻む。○七月廿二日 安見美作守父子大窪に於て三好勢と戦ひ敗北す。○八月六日 三好勢石河郡に入り畠山勢を敗る。木澤大和守、三好氏に降る。○同月廿九日 三好勢高屋城を攻む。○九月九日 畠山方貴志丹下野尻等敗北。○畠山政國紀伊國より來りて高屋城に入る。○十月八日、畠山方の援兵木澤新太郎、山中新左衛門、香西越後守山城國杉山口に於いて敗北。○同廿五日、根來衆徒高屋城を救はんとして來りしを破る。○同廿七日政國和を乞ふ。三好長慶之を許し、當國を自家の領土となし、政國、高政、安見美作守等残らず一命を助けらる。政國紀伊に去り高政塚に落つ。於是當國一圓三好領となり、高屋、飯森兩城を領

有す。○同十一月十三日、長慶、飯森に入り、居城とし、高屋を弟實休（豊前守之康）に授く。

同四年十二月 當時三好下野守政成高屋城北三箇城にありて當國を沙汰す。○同廿五日 畠山家臣宮崎隱岐守當城を攻む、政成玉置與九郎、川口喜兵衛等の爲に打たれ城陥る。○後、長慶、政長の弟下野守政康をして家督を繼しむ。

同五年四月五日 畠山勢飯森城に押寄す。○同五月十九日 三好義興、松永久秀等渡部川を渡り教興寺にて畠山勢と戦ふ。廿日畠山勢敗北し高政紀伊に走る。

同六年四月朔日 細川右京亮晴元逝去。○八月廿五日、長慶の子義興攝津芥川に卒す。

同七年五月九日 長慶弟安宅攝津守冬康飯盛城に誅す。○七月四日、三好長慶卒去す。

同八年七月 三好三人衆三好左京大夫義次を飯森城より迎へ高屋城に入る。

同九年 松永久秀、三好三人衆と争ひ畠山高政を起たしめて援とす。○二月 高政河内に入り三好義繼、政康と戦ひて敗北す。○後、久秀、畠山勢と共に高屋城を襲ひしも敗北す。○六月朔日 三好黨和泉に松永、畠山を敗りて高屋に歸陣す。

同十年二月 三好義次三人衆を惡み高屋城を出で、松永久秀の許に走る。

同十一年正月 三好康長高屋城にあり。○織田信長義昭を奉じて上洛するや、三好義次（繼）松永久

秀降る。○九月二十八日 信長京師を發し三好三人衆の諸城を攻む。○廿九日 三好康長高屋城を出で、四國に走る。○十月 信長、三好義次に本國半を興へ若江城に居らしめ、残り半國を畠山高政に興へ高屋城に居らしむ。その猶子三郎を信長の妹婿とし、左京大夫昭高と號せしむ。元龜三年四月十五日 畠山昭高家老遊佐方のものに攻められて自殺す。○遊佐、後室(信長の姪)を擁し城主となして信長の意を解かんとせしも、信長ゆるさず、柴田、佐久間を大將として攻めて陥る。天正元年七月十七日 足利義昭信長と眞木嶋に戦ひて敗るゝや、信長、秀吉をして義昭を若江城に送らしむ。○十一月、信長の兵若江城を攻む。城將三好義次よく防ぎしも老臣多羅尾右近、池田丹後守、野間左吉、信長に内應し遂に支ふべからざるを察し自殺す。

同三年 當時三好康長若江城に據る。○四月七日 信長若江城に入り翌八日高屋城を攻めて陥る。同四年十月十五日 高政觀心寺に於いて卒す。

國司 此時代の國司左の如し。

守長實(姓闕) 文治二年四月見
 守源光輔 建久元年十二月見
 七年十二月又任
 守小槻廣房 建久三年七月任

守平繁雅 元久二年十一月任
 權守藤原兼俊 元久二年十一月任
 介藤原行綱 承元二年 月任
 四年正月罷

守秀康(姓闕) 建曆元年正月見
 守繁昌(姓闕) 貞應元年正月見
 守業賢(姓闕) 寬喜三年三月任
 守藤原基綱 天福元年四月任
 守三浦光村 曆仁元年三月任
 權守惟宗國重 仁治元年四月任
 權守高階和親 寬元三年正月任
 守平維繼 寬元三年十月任
 守祐村(姓闕) 建長四年四月見
 守藤原定藤 正嘉元年十月任
 一作阿波守
 權介藤原公冬 文永三年二月任
 介藤原隆博 文永九年七月任
 守藤原康忠 正應元年三月任
 掾常澄忠水 元亨二年正月任

守田使全職 正慶元年四月見
 守楠正成 建武元年月見
 權守藤原經康 建武元年正月任
 守村上信貞 建武二年月見、
 守宇佐美正安 延元元年五月見死、節
 守楠正行 興國四年十一月見
 守平景廣 康永三年十二月任
 掾藤原兼前 貞和二年二月任
 權守三善俊通 貞和三年三月任
 大目藤井花繁 貞和五年二月任
 守藤原伊幸 貞和四年十月任
 守楠正儀 正平十年四月見
 大掾大江重持 觀應元年三月任
 守二宮(名闕) 文和元年閏二月見

第四節 守護時代

守本莊(名闕)

文和二年十二月見

一九四

守玉造幹連

延文二年五月見

權守大中臣範清

延文四年十二月任

守甘富綱家

延文二年十二月見

守牛屎元息

永和四年三月見

目藤井久國

延文四年三月任

守入澤(名闕)

明德二年十二月見

守護次第

守遊佐國長

明德三年八月見

鎌倉時代當國に守護ありしや否や詳かならず。

楠木氏

建武中興の際楠木正成當國の守となり、兼ねて當國及び攝津、和泉の守護に補せらる。傳へて正儀に至る。

○正成

正康の子と云ふ。少字多聞、兵衛尉、建武元年檢非違使左衛門尉、河内守、攝津河内和泉守護、稱河内大夫判官、記録所寄人、直雜訴決斷所、預謀將士恩賞事、二年直武者所、卒後贈正三位左近衛中將、延元元年五月廿九日淡川に戦死、明治に至り正一位を贈らる。

○正行

帶刀、檢非違使、左衛門尉、兼河内守、正平三年正月五日四條畷に戦死、年二十三(或二十五)

○正儀

正行弟也、左衛門尉、河内守、左馬頭、左兵衛督、北朝中務大輔(參議、元中中卒)。

○正勝

正儀の子、右馬頭、不知所終。

○畠山氏

元中中足利義滿、畠山義深をして當國に侵略せしめ、本州及大和の守護たらしむ、子孫世襲せしが、持國の後庶子義就と養子政長と争ひ畠山氏二流となる。享祿年間義就流亡び、永祿三年政長流三好氏に降る。

家國男、三郎、尾張守、能登、越中、河内、和泉、紀伊等守護。康暦元年正月十二日逝去、増福寺殿

○義深

義深男、三郎、右衛門權佐、右兵衛督、管領、應永十三(五)年正月十七日卒、法名徳元、號長福寺、五十五歳

○基國

基國男、左(右)衛門督、尾張守、從三位、管領、法名道繼、號眞觀寺。

○滿家

滿家男、左衛門督、尾張守、從三位、管領、法名徳本、號光孝寺。

○持國

持國庶子、初義夏、左(右)衛門督、伊豫守、(尾張守)號寶泉寺、政長と争ふ、これより畠山兩流となる。延徳二年十二月卒。

△義就

持國猶子、實滿家孫、持富子。從五位下、左衛門督、尾張守、從三位、管領、明應二年四月廿五日、河内國正覺寺に於て自害號勝仙院。

○政長

政長男、尾張守、從五位下、十八歳隱居、出家、法名ト山、號勝仙院龍源、又號徳陽、大永年間當國を植長に譲る。天文三年卒。

○尙順

義就男、初元家、又義豊、二郎、上總介、右衛門督、彈正少弼(忠)號善應寺。明應八年正月廿七日自殺。

△義昭

尙須長男、右衛門佐、尾張守、大永年間相續、天文三年紀伊に赴く、天文十年再相續、天文十四年五月十四日卒、歳四十二、號大和寺殿覺源悟(昭)公。

○植長

義昭男、上總介、右衛門佐、大永元年七月十日卒、號善音寺。

△義英

尙順次男、植長弟、石垣左京大夫、號宮原、天文三年家督を繼ぐ。天文十年家臣に毒殺さる。

○長經

義英弟、上總介、右衛門督、享祿五年六月廿日自害、號隨心院。

△義宣

第四節 守護時代

○政 國 尙順の四男、植長長經弟、修理大夫、播磨守、尾張守、法號後昌院花園宗貞、天文十四年相續、天文未退隱。

△在 氏 義宣の男、左衛門督

○高 政 政國長男、母宮原隱岐守女、次郎、修理亮、尾張守、正五位下、永祿三年十月三好氏に降る。これより當國三好領となる。永祿十二年十月河内半國を與へらる。天正四年十月十五日於觀心寺卒、五十歳、法名一空、多寶寺殿高室空外云。

○昭 高 政國三男、左衛門督、元龜三年四月十五日於河州生害、廿九、法名釋迦寺殿高源道有(看)

○貞 政 政頼男、定政ともあり、母湯川宮内少輔直光女、實式部少輔女、高政爲養子、左衛門佐、天正十五年六月十五日退去、宮原、寛永十八年三月七日逝去、法名圓覺院玄心覺山。

三好氏 永祿三年十月、三好長慶、畠山高政を高屋城に圍みて降す。これより當國三好領となる。

○筑前守長慶 長基嫡、小字千能丸、孫次郎、初め範長云、天文二年二月八日從四位下、修理大夫永祿七年七月廿四日卒、同九年六月廿四日河内に於て葬る。號聚光院眠室宗進、四十三。

○筑後守義興 長慶嫡、孫次郎、始義長云、永祿六年八月廿五日、攝津芥川に於て卒す、號般若院。

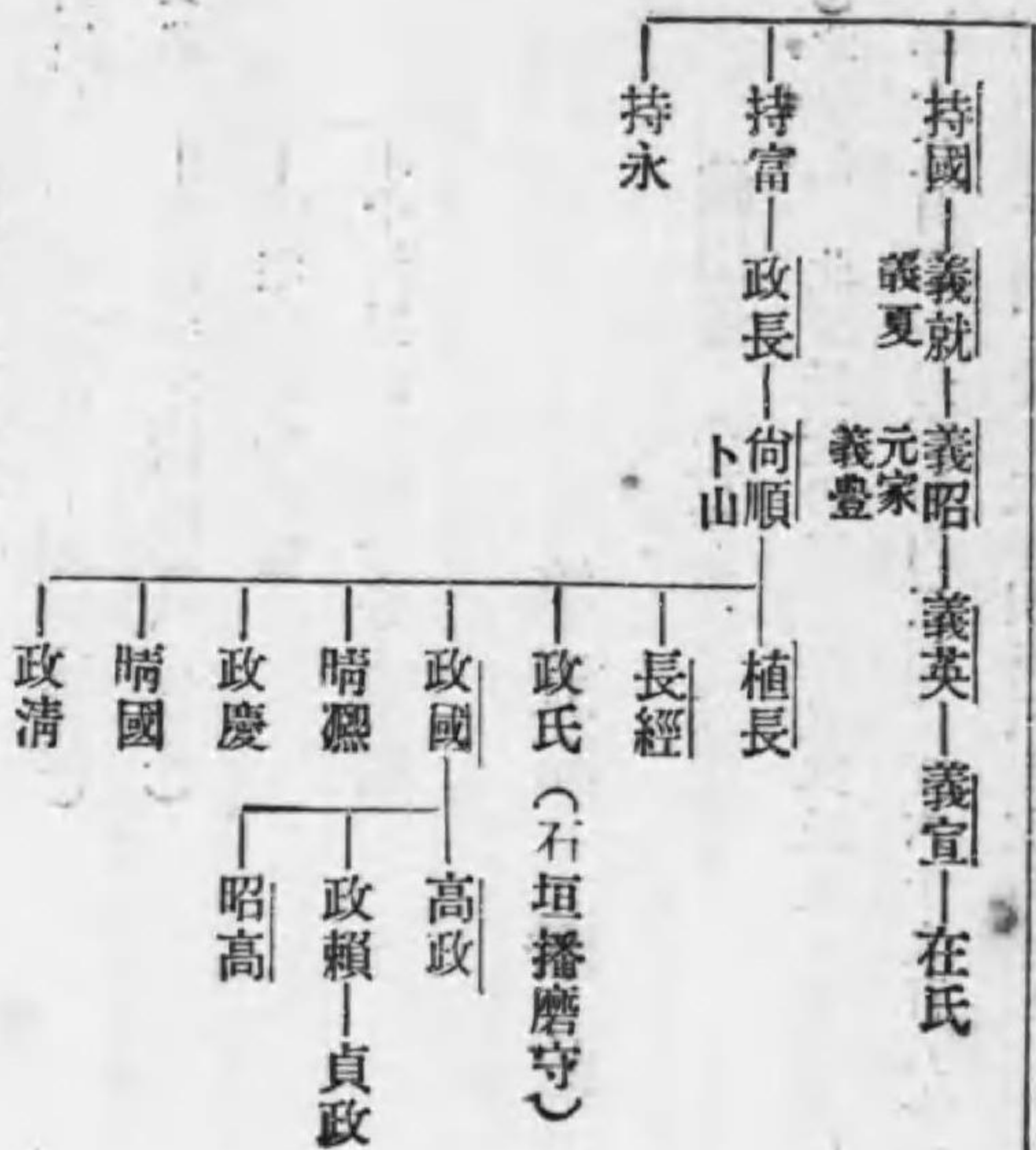
○左京大夫義繼 長慶養子、實は十河一存の子即長慶甥小字能王、天正元年十一月十六日河州に於て自殺。

畠山氏

家國 國清

義深 基家

滿家 滿則 義忠 義有



—正儀—正勝—正眞
—正元

三好氏

元長—長慶(範長)—義興(義長)
長基—豊前守之康(義賢、實休)
—安宅攝津守冬康
—十河民部大輔一存—義繼

第五節 藩政時代

狹山藩 (丹南郡狹山陣屋)

○北條氏 北條氏康の四男助五郎氏規(美濃守)天正十八年八月九日本國丹南郡にて二千石、文祿三年十二月二日丹南河内二郡にて六千九百八十石を賜ふ。其子美濃守氏盛天正十九年十一月五日氏直舊領四千石、慶長五年四月八日父の遺領七千石を賜ふ。其子美濃守氏信當國狹山を居所とす。其子

久太郎氏宗一萬石を領す。其子伊勢守

後美濃守

氏治

右近大夫氏利二男

—遠江守氏朝

右近大夫氏利五男氏朝

—相摸守

美濃守

氏貞—遠江守氏彦—相摸守氏昉—遠江守氏喬—相摸守氏久

戸田采女正氏庸四男

—伊勢守

後遠江守

氏燕—相摸守氏恭

丹南藩 (丹南郡丹南)

○高木氏 主水助清秀の子主水正正次元和九年當國丹南郡一萬石を賜ひ丹南を居所とす。其子肥前守

主水

正成—主水正正弘—主水正正盛—肥前守正豊—主水正正陳—若狹守正恒

實板倉筑前守重行二男

—主水正

正弼—主水正正直—主水正正剛

松平玄蕃頭忠福二男

—主水正正明—主水正正坦

西代藩

○本多氏 伊豫守忠恒の子伊豫守忠統寶永元年十二月廿三日父の遺領を繼ぎ、正徳元年錦部郡西代村に居所を營み一萬石を領す。享保十七年四月朔日伊勢神戸城に移る。

第三章 氏族

第一節 河内郡

凡河内國造 既に第二章第二節に述べたるを以て此處に略す。○凡河内直 凡河内國造家の氏姓なり。神代紀に天津彦根命、是凡川内直、山代直等祖也と、天神本紀には天御陰命凡河内直等祖とあり。安閑紀元年條に大河内直味張見ゆ。前に述べたり。天武朝、連姓を賜ひ、次で忌寸姓を賜ふ。○凡河内連 天武紀十二年條に凡河内直云々賜姓曰連、とあり。○凡河内忌寸 天武紀十四年條に凡河内連云々賜姓曰忌寸と見ゆ。國造本紀に以彦已蘇根命、爲凡河内國造、即凡河内忌寸祖と、姓氏錄、河内神別に凡河内忌寸、同上、(天津彦根命之後也)と見ゆ。元慶七年六月紀に丹波介清内宿禰雄行卒、雄行、河内國志紀郡人也、本姓凡河内忌寸、後賜清内宿禰、昔者唐人金禮信袁晋卿二人、歸化本朝云々とあるも此氏人か、意明白ならず、決し難し。○凡河内伊美吉 奴婢籍帳に見ゆ。凡河内忌寸に同じ。○凡河内宿禰 東寶記第八、類聚符宣抄、拾芥抄等に見ゆ。○凡河内氏 凡河内直の族若しくは其後裔なり。西宮記廿三に右京人凡河内氏見ゆ。

河内部 欽明紀に河内部阿斯比多云ふ人見ゆ、百濟を経て歸化せる漢の遺民を以て組織せる部なるが如し。○河内直 河内郡名を負ひしなり、百濟王後裔と稱す、河内郡の伴造なるが如し、後連姓を賜ふ。○河内連 天武紀十年條に川内直縣云々賜姓曰連と見えたり、姓氏錄河内諸蕃に改め、河内直、出自百濟國都慕王男陰太貴首王也と記載す、貞觀四年三月紀に河内國河内郡大領正六位上河内連田村麻呂云々、授借外從五位下とあるにより舊族凡河内氏に代りて郡政を執りしを知る。○河内造 河内馬飼部の伴造なるべし、後漢孝武帝の後と稱す、姓氏錄、河内諸蕃に河内造、春井連同祖、慎近王之後也と載せたり。○河内忌寸 河内造の忌寸を賜へるものと思はるれど、姓氏錄河内諸蕃には河内忌寸、山代忌寸同祖魯國白龍王之後也と見えたり、大同方二十五卷に宇佐藥、河内忌寸人豆乃家傳也とあるは其氏人也、又特統紀に川内忌寸連と云ふ人を載す。○河内宿禰 河内忌寸、宿禰姓を賜へるものなるべし、太神宮諸雜事記、江次第抄、姓名錄抄等に見ゆ。○河内氏 河内畫師の族也。丹比郡を見よ。○河内氏、石川郡を見よ。○河内氏 尊卑分脈に秀郷八世孫大屋秀忠一秀宗(實和田三郎平宗外子、秀忠外孫)孫秀茂一秀成(河内三郎)また其弟秀國一秀教(號河内左衛門)と見ゆ。○河内氏 尊卑分脈に義家一義忠一經國(河内源太)と見ゆ。○河内縣部曲 安閑紀に見ゆ、凡河内國造凡河内直の私有部民を云ふ。○川内馬飼部 河内偏部とも云ふ。○河内馬飼首 川内馬飼部の伴造なり、繼體紀に河内馬飼首荒籠と云ふ人見ゆ。○川内馬飼造 川内馬飼首の遺姓を賜へるものなるべし。○川内馬飼連 天武紀十二年條に川内馬飼造云々、賜姓曰連と見えたり、前述せし河内造と云ふものこれなるべし。○河内飼部 川内馬飼部、河内馬養部に同

じ。履仲紀五年條に天皇狩于淡路島、是日河内飼部等、從駕執轡と見ゆ。○河内午人 馬飼部に同じかるべし、或は手人ならむと云ふ、養老三年十一月紀に少初位下河内午人大足、賜下可譯姓、また養老四年六月紀に若江郡人河内午人刀子作廣麻呂など見ゆ。○西漢才伎 雄略紀七年條に西漢才伎歐因知利など見ゆ。

河内藏人 河内郡にありし朝廷の倉庫に使役せし部民なり、天平五年三月紀に河内藏人首麻呂と云ふ人見ゆ。○河内民首 民はミタミにて帝室領人民を云ふ、此氏は其人民の首長なりしなり、姓氏錄左京諸蕃に河内民首、出自高麗國人安劉王也と見ゆ。○民首 承和二年十月紀に左京人從六位下民首氏主あり、長岑宿禰姓を賜ふ、與白島村主同祖、出自魯公伯禽云と載せたり。

朝原宿禰 山城朝原宿禰の支別にて秦氏より出づ。承和十五年三月紀に河内國河内郡人大初位下秦宿禰世智雄賜姓朝原宿禰と見ゆ。新木首 姓氏錄、未詳雜姓河内の部に新木首、百濟國人伊居留君之後也、と載せたり。大戸首 河内郡大戸なる屯倉の首なりしを氏とせるなり。和名抄、大戸郷此郡にあり。姓氏錄、河内皇別に大戸首

阿閉朝臣同祖、大彥命男比毛由比命之後也、謚安閑御世、河内日下大戸村、造立御宅、爲首仕奉行、仍賜大戸首姓、日本紀漏と見ゆ。大同類聚方五十八に河内國日下大戸首、又五十一に日下大戸首與利などあり。○良枝宿禰 大戸首の後也。承和元年十二月紀に散位外從五位下大戸首清上、雅樂筮師正六位上同姓朝生等十三人、賜姓良枝宿禰、安倍氏之枝別也、と載せたるより起る。同三年閏五月紀に河内國人遺唐音聲長外從五位下良枝宿禰清上、

遣唐書師雅樂筮師同姓朝生云々等、改本居貫三附右京七條二坊、また貞觀七年十月紀和爾部宿禰太田麻呂の傳に雅樂權少屬外從五位下良枝宿禰清上云々、本姓大戸首、河内國人、など見ゆ。○吉江宿禰 前條氏に同じかるべし。除目大成抄、康平八年條に攝津少目吉江宿禰秋時など此氏人也。

額田部 本郡額田郷和名抄に見ゆ。○額田首 額田部の伴造にて河内郡額田郷の稻置なりしが。姓氏錄、河内皇別に額田首、早良臣同祖、平群木寇宿禰之後也、不尋父氏、貢姓額田首と載せたり。承和十三年九月紀に河内國河内郡人式部位子從六位下額田首皆人、改本居貫三附右京五條三坊と載せたり。○額田部湯坐連 額田部連の庶流にて湯坐の事に携りし氏也、古事記、神代卷に天津日子根命者額田部湯田連云々等之祖也、とある後也。姓氏錄、左京及び河内神別に收む、前者は額田部湯坐連、天津彦根命子明立天御影命之後也、允恭天皇御世被遣薩摩國平準人、復秦之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之、賜姓額田部也、と註し、後者は額田部湯坐連、天津彦根命五世孫乎田部連之後也、と載せたり。○額田部湯坐連 天神本紀に天斗麻彌命、額田部湯坐連等祖と見えたり。

櫻井臣 本郡櫻井郷より出でしなるべし。古事記孝元段に蘇我石河宿禰者、櫻井臣云々等之祖也とあるに發す。舒明紀に櫻井臣和慈古なる者見ゆ。天武朝、朝臣姓を賜へり。○櫻井朝臣 天武紀十三年條に櫻井臣云々等、賜姓曰朝臣とあるより起る。姓氏錄、左京皇別に收め、櫻井朝臣、石川朝臣同祖、蘇我石河宿禰四世孫稻目宿禰大臣之後也、日本紀合と註す。

櫻井田部連

河内櫻井屯倉

(和名抄河内郡櫻井郷)

二〇四

紀穴門國造條に纏向日代朝御世、櫻井田部連同祖、遷伎都美命四世孫速都鳥命、定賜國造と見ゆるを以て穴門國造家と同族なるを知る。應神紀二年條に次妃櫻井田部連男組之妹糸媛、生三筆總別皇子とあれど、古事記に(天皇)娶櫻井田部連之祖島垂根之女糸井比賣とある如く櫻井田部連之祖とあるをよしとすべきか。櫻井屯倉は安閑紀元年條に櫻井屯倉與、每國田部給賜香々有媛と見ゆ。次に二年九月紀に詔櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等、主掌屯倉之稅とあるにより屯倉田部の長にて、兼ねて屯倉の稅を掌りしを知るべし。かく此氏應神皇妃を出したる程なれば甚だ有勢の氏なりしなり。天武朝宿禰姓を賜へり。○櫻井田部宿禰。天武紀十三年條に櫻井田部連云々、賜姓曰宿禰と見ゆ。氏は正倉院寶龜八年文書等に見えたり。

日下部。又草香部とも草壁とも記す。古事記仁德段に亦爲大日下王之御名代、定大日下部、爲若日下王之御名代、定若日下部と見ゆる兩日下部の後なり。二王は仁德帝の皇子にして、御母は日向の諸縣君牛諸井の女髮長比賣、河内日下に成長し給ひしにより其地名を負ひ給へるなり。其は雄略段に天皇娶大日下王之妹若日下部王云々、初后坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内云々とあるにより容易に知る事を得。大日下王は安康帝の朝、坂本臣祖根使主の讒により殺され給ひ、其子

日弱王雄略朝誅せられて大日下部てふ部民は其妹なる若日下王、即雄略皇后に歸したるなり。其は雄略紀十四年條に根使主逃匿(根使主前きに大日下王を讒せしが、此時王の獲の事より其罪照露顯せり)至於日根造稻城而待戰。遂爲官軍見殺、天皇命有司二分子孫、一分爲大草香部民、以封皇后(若日下王を指す)一分賜茅渟縣主爲負囊者、即求難波吉士日香香子孫賜姓大草香部吉士とあるにて明白と云ふべし。此日下と云ふは河内郡日下の地なり。神護景雲二年紀に河内郡人日下部氏(日下部連條を見よ)其他猶次の二氏、姓氏錄に見えたり。○日下部。姓氏錄、河内皇別に日下部、日下部連同祖と載せたり。○日下部。姓氏錄河内神別に、日下部、神饒速日命孫比古由支命之後也と見ゆ。○大草香部。又大日下部とも記す。前述せり。○若日下部。前述せり。○日下部連。日下部の總領的伴造なるべし。古事記開化段に沙本毘古王者、日下部連云々之祖とあり。顯宗紀に(市邊押磐皇子)帳内日下部連使主與其子吾田彦、窃奉天皇與億計王、避難於丹波國余社郡、使主遂改名字、曰田疾來、尙恐見誅、從茲遁入播磨國縮見山石室、而自頸死と。余思ふに此時日下部連の丹波余社郡に遁れたるは此氏族の根據地なるによる。猶其播磨に行けるも同族多く存すればなり。彼の二王子の僕となり給ひて仕へしと傳ふる縮見村の首忍海部造も此日下部連の一族なるを思へば、二王の奴となり給ひしは、細目の世をしのばせ奉る手段に過ぎずして、初めより

二王なるを知りしにあらすや、其は兎も角日下部連使主の二王を細目に託したるは其一族なるによ
るべし。(細目の忍海部の造となりしは王を育て奉りし功による。忍海部とは二王の御姉飯豊皇女の
御名代なり。)此日下部連使主の功勞大なるに其賞與につきて記事なきは漏れたるにて必ずや此人の
子孫來目部小楯等と共に大なる賞與にあづかりしなるべし。蓋日下部の分布全國に及び、其數極め
て多きは此に起因するか。孝徳紀草壁連醜經あり。穴門國司となる、又此族なり。天武朝宿禰姓を
賜ふ。姓氏錄、河内皇別に日下部連、彦坐命子狹穗彦命之後也とあるは此庶流なり。神護景雲二年
二月紀に河内國河内郡人日下部意卑麻呂賜姓日下部連と又同族なり、此後宿禰を賜へり。○草
壁連。日下部連に同じ、孝徳紀に醜經のある事前述べり、天武朝朝臣姓を賜ふ。○日下部宿禰
天武紀十三年條に草壁連云々賜姓日下部連とあるこれなり。神護景雲三年二月紀に正六位上日下
部連意卑麻呂並賜姓宿禰とあるは此庶流なり。○草壁宿禰。日下部宿禰を見よ。
日下連。本郡日下の地名を預ひし氏なり。日下部とは關係なかるべし。姓氏錄河内皇別に日下連、阿閉朝臣同祖、
大彦命男紐結命之後也日本紀漏と見ゆ。○日下宿禰。前條日下連の宿禰姓を賜へるものなるべし。
日下弓削。日下に住みし弓削部の後なるべし。正倉院天平寶字四年文書に見ゆ。
杖岡連。中臣氏の族也。本郡に杖岡神社あり、此氏の氏神たるや明かなるべし。此氏の事讀良郡を見よ。○水

走氏、○鳥居氏、杖岡神社の舊社家也。共に杖岡連の後裔と云ふ。

大宅臣。姓氏錄、河内皇別に大宅臣、大春日同祖、天足彦國押入命之後也、と見ゆ、本郡に大宅郷なり。○大宅氏

楠氏の族にして惟正を以てす。

中臣栗原連。本郡に栗原神社あり、この氏のありし地か。○中臣宮處連。

神君。神氏の祖意富多々泥古本郡美努村の人なれば、其の後裔なる本氏また此地にありしか。

美努連。若江郡條を見よ。○多米連。姓氏錄、河内神別に多米連、神魂命天石都倭居命之後也と見ゆ。○出雲臣

姓氏錄、河内神別に出雲臣、天穗日命十二世孫宇賀部久野命之後也と見ゆ。○大林朝臣。○大江朝臣。讀良郡

條を見よ。

英多真人。姓氏錄、左京皇別に飛多真人、路真人同祖、英多真人、同上と見ゆ、路真人は敏達皇子難波王より出づ

五條堡(杖岡南村河内) 遊佐河内守籠城の跡也と云ふ。

松原城(英田郡松原) 延元年中北軍據る。同三年閏七月和田左兵衛正興、橋本九郎右衛門尉正茂等之

を攻む、高木遠盛城兵丹下八郎太郎同子息能登を討取る。

水走城(同村水走) 正平十五年河内守護代杉原周防入道譽田城より當城に籠りしも楠氏に攻められて

南都に走る。

福萬寺城(三野郷福萬寺) 文和年中佐々木盛綱八世裔佐々木二郎盛惠の居城也。

○高内氏、前條見ゆる額田部首皆人の後裔なりと云ふ。額田村の氏族也。高内皆人不動寺を草創し、又高内助右衛門尉正定玄清寺を創建す。○武知氏、寶幢寺を建立す。○木積氏、穗積氏より出づ、後功積氏と改め更に木積に隱る。益胤(貞靖翁)に至り足立氏を娶り文雄を生む、文雄字は世傑、生駒山人と號す。龍公美と共に南朝史の編纂に従事したれどもならずして死す。○足立氏、初代仁兵衛天正年間大阪城築造の際尾張より來りて石奉行となり日下村に住居す。二代十兵衛新田を開發し四代註藏に至り全盛を極む。和氣清隆の後裔(系譜と傳記二卷七七頁参照)○藤井氏、江州佐々木左衛門尉重綱の後也。重綱富國福萬寺村に來り今米村中氏の助を(得て)家臣と共に住む、九軒屋と云ふ。後藤井彌惣太と改め西光寺を創立す。後木村重成の一子門十部、藤井利右衛門の養子となり名を彌三右衛門更に利右衛門と云ふ。○小寺氏、大戸村の氏族、前條藤井利右衛門の二男を養子とすと云ふ。○中氏、今米村の氏族、寛永元年中甚兵衛重成大和川轉鑿の大事事を完成す、(起工元祿十六年)その功により従五位を贈らる。○吉田氏、吉田村の氏族、思玄學を好み藏書數千卷書院を富景樓と名づく。片桐侯江戸聖堂に徵ひて和漢の書を寄せ思玄又學田二百石を附す。○大橋氏、本郡氏族。○淺井氏、○加藤氏、共に氏族、橋姓也。

第二節 茨田郡

茨田連 茨田屯倉の首長なりし氏也。此屯倉領は和名抄茨田郡茨田郷、交野郡三宅卿等を包含する地にして、仁徳朝に置かれたる物とす。即仁徳紀十一年條に武藏人強頸、河内人茨田連衫子(衫子此云、莒呂母能古)二人が茨田堤を築きし事前章第二節に述べたり。また十三年條に始立、茨田屯倉、因定、春米部、と。堤を築き地を拓き屯倉を作り給へる也。古事記、仁徳段には役、秦人、作、茨田堤及茨田三宅と見ゆ。衫子は多臣の族にて古事記神武段に日子八井耳命者茨田連、手島連之祖とある後也。此人の功により此屯倉を掌る事となりし也。(天孫本紀に彦八井耳命、茨田連等祖)氏人には繼體紀に茨田連小望以下多し。天武紀十三年宿禰姓を賜ふ。されど猶連姓の者もあり。正倉院天平勝寶九年四月文書に茨田連豐主(右京六條三坊即戶主)また姓氏錄、右京皇別に茨田連、多朝臣同祖、神八井耳命、男彦八井耳命之後也、日本紀漏、と載せたり。○茨田連、文武紀二年八月條に茨田足島賜、姓連、また大寶三年二月紀に従七位下茨田足島云々、賜、姓連、などあり。○茨田連、天皇本紀、景行帝條に櫛角別命、茨田連祖と載せたり。次の氏を誤れるなるべし。○茨田下連、古事記、景行段に櫛角別王者、茨田下連等之祖と載せたり。○茨田勝、茨田屯倉の職員たりし氏也。此屯倉に多く歸化族を使役せしは茨田連條に云へり。姓氏錄、河内諸蕃に茨田勝、吳國王孫皓之後、意富加牟根君之後也、大鶴鵜天皇(謚仁徳)御世、賜、地於茨田邑、因爲、茨田勝、と仁徳朝は此屯倉の立てられたる

時也。此氏此屯倉に關係ありしを知るべし。紀記、新羅人秦人とある内の一なるべし。猶讀良郡條を見よ。○茨田宿禰。茨田連の後也。天武紀十三年條に茨田連云々、賜姓曰宿禰と見ゆ。また天平十九年六月紀に外從五位下茨田弓束、從八位上茨田牧野賜姓宿禰とあるも此族人なるべし。天平勝寶元年十月紀に行幸河内國智識寺、以外從五位下茨田宿禰弓束女之宅爲行宮とあるにより當時大いに榮えしを知るべし。姓氏錄、河内諸蕃に茨田宿禰、多朝臣同祖、彥八井耳命之後也、男野現（異本莒呂母能古）仁德天皇御世、造茨田堤、日本紀合と載せたり。○茨田氏。茨田連の族人也。文武朝連姓を賜ひ、又聖武朝宿禰姓を賜へる者あり。後世なるは元亨釋書十六に釋慈恒、京兆人、姓茨田氏云々、天長四年二月卒、其他小右記に茨田重方など見ゆ。○阿蘇仍君、宣化紀元年條に遣阿蘇仍君（未詳）加運河内國茨田部屯倉之毅と見ゆ。

秦公。本郡に幡多郷幡多神社等名抄、神名式等に見ゆ。此氏のありし地にして神社はその氏神なるべし。姓氏錄、河内諸蕃に秦公、秦始皇帝孫孝德王之後也と載せたり。○秦人。姓氏錄、河内諸蕃に秦人、秦忌寸同祖、弓月王之後也、と載せたり。○秦。姓。姓氏錄、河内諸蕃に秦姓、秦始皇帝十三世孫然能解公之後也、と載せたり。○秦忌寸。姓氏錄、河内諸蕃に秦忌寸、秦宿禰同祖、融通王之後也と見ゆ。○秦宿禰。姓氏錄、河内諸蕃に秦宿禰、秦始皇帝五世孫融通王之後也、と見ゆ、後朝原宿禰姓を賜ふ。○秦氏。丹比郡及び高安郡を見よ。

漢人。西漢の族也。播磨風土記に河内國茨田郡枚方里漢人など見ゆれば此郡にも住みしを知るべし。

守公。景行皇子大碓命の後也。姓氏錄、河内皇別に守公、牟義公同祖、大碓命之後也、日本紀漏、に載せたり。○守部。守君部曲也。○池田首。本郡に池田郷あり此氏のありし地也。○津島部。本郡に津島部神社あり、津島縣直の部曲也。○春日連。姓氏錄、河内諸蕃に春日連、下村主同祖、後漢光武帝七世孫慎近王之後也と載せたり。

○大窪史。養老五年紀に唱歌師正七位下大窪史五百足なる者見ゆ。本郡大窪郷より起りし氏也。○大窪宿禰。前條史の宿禰姓を賜へるもの、神宮雜例集、東大寺雜錄、政事要略等に見ゆ。○大窪氏。○有宗宿禰。貞觀六年八月記に右京人主計守師正八位上大窪峯雄、主水權令史正六位上大窪清年等賜姓有宗宿禰と見ゆ。○有宗氏。朝野群載二十二寛治二年の太政官符に有宗益門見ゆ、有宗宿禰の後なるべし。

伊香連。本郡に伊香郷あり、近江伊香氏の移住みし地也。○大庭造。本郡に大庭庄あり、此氏のありし地也。○佐太氏。本郡に佐太郷あり、此氏のありし地也。本氏は坂上氏の族にて、首姓、忌寸姓、宿禰姓等あり。

御井朝臣。弘仁三年六月紀に左京人從五位下秋篠朝臣上子、秋篠朝臣清子、右京人從五位下秋篠朝臣室成、從七位上秋篠朝臣宅成等、賜姓御井朝臣とあるより出づ。本郡三井郷より起りし氏也。○山田御井宿禰。交野郡條を見よ。

古橋城（門真村門真）。元龜元年畠山昭高三好義次の兵の據りし地にて三好氏に敗らる。枚方城（枚方町枚方）。豊臣氏家臣本多内膳正政康の居城也。元和大阪落城と共に廢す。○本多氏、枚

方の名族百濟王より出づ、善光寺開創の本多善光と同流なりと。

○高岡氏 高瀬村の名族也。平左衛門正慶年間光明寺を中興す。○馬場氏 武田信玄臣馬場美濃守の後と云ふ、門真村の名族也。○東氏 諸福村の名族治左衛門慶長元年勝福寺を創立す。○廣瀬氏 梶村の名族也。○原井氏 文明年中舊池田中村の人原井彌助方綱永正十一年即圓寺を創立す。○天津氏 元龜元年二月善之丞光正なるもの大利村に本行寺を建つ。○西村氏 ○田中氏 共に枚方城主本多氏の家臣也。○幣原氏 ○喜多氏 門真村の名族也。○田中氏 枚方町の名族也。和銅年間より鍋釜鑄造を業とせしと云ふ。近衛天皇の朝藤原姓を賜ふと稱す。○辻本氏 出口村の人永祿年間真光寺を創む。○井賀氏 楠正成家臣に井賀和泉守源義明あり、徳庵城に據る。

第三節 讚 良 郡

茨田勝 茨田郡條に述べたり。本郡々領家なり、これ上古本郡も茨田郡域内なりしによる。承和八年八月紀に假河内國讚良郡大領從七位下茨田勝男泉、外從五位下一國司褒擧也と載せたり。

婆羅々馬飼部 本郡にありし馬飼部を云ふ。○婆羅々馬飼造 婆羅々馬飼部の伴造なり。○婆羅々馬飼連 天武紀十二年條に婆羅々馬飼造云々、賜姓同連と見えたり。○佐良々連 前條氏の馬飼二字を省きたるものなり、姓氏錄、河内諸蕃に佐良々(一本佐良)連、出自百濟國人久末(一本作米)部彦也と註す。○佐良連 佐良々

連に同じ、姓氏錄抄に見ゆ。

早良臣 平群郡久宿禰の後なり、古事記、孝元段に平群郡久宿禰者、佐和良臣等祖也と見ゆ。天應元年十一月紀に佐和良臣靜々と見ゆるは此氏人なり。姓氏錄、河内皇別に貫し、早良臣、平群朝臣同祖、武内宿禰男平群郡久宿禰之後也と註す。○佐和良臣 前條に見ゆ。

鷓鴣野新羅人 欽明紀二十三年條に新羅遣使獻調賦、其使人云々、留不歸本土云々、今更荒郡鷓鴣野邑新羅人之先也、と見ゆ、更荒は後の讚良部也。○菟野馬飼郡 靈異記に河内國更荒郡馬甘里とある地の馬飼部にして菟野は鷓鴣野に同じ、此は前條新羅人を使役して馬飼部となしたるなり。○菟野馬飼造 前條馬飼部の伴造家にして後連姓を賜へり。○菟野馬飼連 天武紀十二年條に菟野馬飼造云々、賜姓曰連と見ゆ。○字奴連 又字弩とあり、菟野馬飼連の後裔が馬飼てふ二字を省略したる氏なり、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に新羅國皇子金庭興之後也と見ゆ。○字努造 此は前條字奴氏とは別也。若江郡條を見よ。

平岡連 讚良郡枚岡郷より起る、姓氏錄、河内神別に平岡連、同神(津連魂)十四世孫鯛身臣之後也、と見ゆ、河内郡枚岡神社は中臣氏の氏神也。此氏の後裔水走氏、鳥居氏その祭事を掌る。○平岡氏 賴光の子賴國の後也、即賴國の二男溝杭賴資―資兼―資時―資家―資村―資盛―資經―資員―資種―資勝―資政―資元―資高―資房―資一―資好―資正―資重―重賴―賴俊―賴勝(平岡を稱す美濃一萬石)―賴資―賴重(所領沒收)家紋五鐙の内に九曜、三輪遠、其他寛政系譜十四家、中に武田家

臣平岡氏系譜あり、曰く溝杭資元―資光(平)―資行―資俊(溝杭)―資房―資勝―資義―資清―良清と見ゆ。

廣江連 承和十二年紀に河内國讚良郡人相摸權掾從六位下廣江連乙枚なり、次の氏を見よ。○大枝朝臣 大江朝臣 延暦十五年七月紀に河内國人正六位上大枝朝臣氏麻呂、正六位上大枝朝臣諸上、云々、貫付右京、また承和十二年二月紀に河内國讚良郡人相摸權掾從六位下廣江連乙枚賜姓大江朝臣、貫右京一條四坊乙枚者、從五位下大枝朝臣永山之子也、未編籍帳、其父死亡、由是冒母氏姓、貫河内國、父族憐之、依實上請、乃蒙歸本など見ゆ。

葵原氏 (應神帝裔) 姓氏錄、河内皇別に葵原、譽田天皇皇子大山守命之後也、と載せたり。

刑部造 刑部の伴造家也。持統紀に河内國更荒郡云々刑部造韓國と見ゆ。

國中連 本郡に國中神社あり、此氏のありし地か。○鹿深臣 ○甲賀臣 ○甲可村主 本貫近江甲賀郡也。本郡又甲可郷あり、その族の別れ住みし地か。○高宮神主 高宮漢人 高宮村主 本貫大和也。本郡又高宮郡あり、此等の氏と縁故あるか。○秦忌寸、○秦宿禰 茨田郡を見よ。○山部氏、本郡山家郷あり此氏のありし地か。

三箇城(住道村三箇) 永祿年間三好政成當城にあり、同四年十二月廿五日畠山高政に陥らる。
飯盛城(四條村北條) 飯盛山上、北條高時の族僧正憲法建武元年此地に築きて叛旗を翻せしも正成の

陥入るゝ所となる。後正平廿三年四條畷の役幕軍此地に據る。同廿三年三月正儀方恩智左近太郎當山に據り北軍と戦ふ。後畠山氏の屬城となる、享祿四年には木澤長政あり、其主畠山義英に攻められ、翌五年五月十九日、圍まる。細川晴元之を救はんが爲に本願寺光教に依頼す、光教之を諾し近國の門徒三萬餘人を遣す。六月十五日衆徒畠山勢を敗る。かくて長政六月十五日石川道場に於いて義英を自害せしむ。後安見美作守三好長慶に攻められて當城に據りし事あり。後永祿三年八月美作當城を出で三好方池田兵庫頭と戦ひて敗北す。程なく當國三好家の領土となり、十一月十三日長慶當城に入る。同七年七月廿四日長慶當城に逝去す。後その子三好義永當城にありしが、八年七月高屋城に行き、三人衆の三好政康城主となる。同十一年九月信長攝津に向ふや政康同月廿九日四國に逃る。

清瀧城(甲可村清瀧) 永祿中三好長慶の築きし城にて天正中信長の陥る所となると云ふ。

田原城(田原村上田原) 田原對馬守の據城、天正中落城。

○横山氏 寶永二年新左衛門横山新田を開く。○角先氏 三箇村の氏族、重右衛門本妙寺を創む。○高橋氏、岡山村の氏族也。天武皇子高市王より出づと云ふ。後土御門天皇の御宇、高橋左近將監宗知あり北野、南野、中野等を領す。弘治年中三好氏に攻められ北野村のみこなる。慶長元和大阪の役孫兵衛重久徳川氏に仕へて功あり。將軍

秀忠同家を陣所とす。○津杵氏 坪井村の氏族也。○山口氏 津杵神社の舊神職也。○上村氏 上郷村の氏族也、楠正成の庶族彈正忠正基より出づ。正基母姓上村を冒し上村民部介と云ふ。其の子正治を経て三代正教飯盛山麓に住居するを、七代正信に至り御机神社の神職となる。八代正保、九代正純等を経て、十一代正好に至り神職をやむ。十五代専右衛門萬難を排して新室池を作る。○三牧氏 平田氏より出づ、後醍醐帝に仕へし三牧氏より平田氏を繼ぎ、猶實家の姓を名乗りし也。正行討死後その靈に仕へしと云ふ。もと平田神社後住吉社を併せ住吉平田神社の社家となる。當地方の氏族也。○大津父氏 秦の川勝の裔、後西島氏と改め更に秦氏に復し、三變して大津父となる。秦村の氏族也。○西島氏 ○平田氏 ○茨木氏 皆秦氏の後にして八幡神社の宮衆也。○築山氏 秦村の氏族也。

第四節 交野郡

肩野物部 本郡交野の地にありし物部の一派にして本郡の最古族也。天神本紀、天物部等二十五部人の一とす。本郡交野神社は此部の神と思はる。○交野連 肩野物部の伴造なり、天孫本紀に多辨宿禰命、宇治部連、交野連等祖と見えたり。○肩野連 天孫本紀に物部臣竹連公、肩野連云々等祖と見え、姓氏錄、右京神別に肩野連、同上(伊香我色乎命之後)とあり、天慶元年良棟宿禰を賜へり。

○物部肩野連 姓氏錄、左京神別に收め、同上(伊香我色乎命之後)と見ゆ。○交野忌寸 姓氏錄、河内諸蕃に交野忌寸、出自漢人庄員一也と見ゆ。○交野氏 古今著聞集十二に見ゆ。○良棟宿禰 肩野連の後也、元慶元年十二月紀に右京人散位從五位下肩野連道主、近江少目從七位上肩野連乙守、並賜良棟宿禰、道主言、先祖出自神饒速日命也と載せたり。

百濟王 百濟王の後裔なり、天平神護二年六月紀に刑部卿從三位百濟王敬福薨、其先者出自百濟國義慈王、高市岡本宮馭宇天皇御代(舒明)、義慈王遣其子豐璋王及禪廣王、入侍、泊于後岡本朝廷(齊明)、義慈王兵敗降唐、其臣佐平福信尅復社稷、遠迎豐璋、紹興絕統、豐璋篡基之後、以謗橫殺福信、唐兵聞之復攻州柔、豐璋與我救兵拒之、救軍不利、豐璋駕船遁于高麗、禪廣因不歸國、藤原朝廷賜號曰百濟王、卒贈正廣參子百濟王昌成、幼年隨父歸朝、先父而卒、飛鳥淨御原御世(文武)贈小紫子郎廣、奈良朝廷從四位下攝津亮、敬福者即其第三子也、放縱不拘、頗好酒色、感神聖武皇帝殊加寵遇云々と見ゆ、豐璋の事は齊明、天智兩紀に詳なり。天智紀二年八月紀に百濟王豐璋與數人乘船逃去高麗と載せ、禪廣の事は持統紀七年正月條に以正廣參贈百濟王善光と記す。猶文武紀四年十月條に百濟王遠寶と云ふ人見ゆ。此族河内を根據とす、延暦二年十月紀に行幸交野、放鷹遊獵、庚申、詔免當郡今年田租、國郡司及行宮側近高年、並諸司陪從者、賜物各有差、又百

濟王等供_ニ奉行在所_一者一兩人、進_レ階加_レ爵、施_ニ百濟寺近江播磨_一二國正稅各五千束、授_ニ正五位上百濟王利善_一從四位下、從五位上百濟王武鏡_一正五位下、從五位下百濟王元德、百濟王玄鏡並從五位上、從四位上百濟王明信_一正四位下、正四位上百濟王眞善_一從五位下、とあるにより知るべし。河内志交野郡條に云ふ百濟王廟在_ニ中宮村_一、又云百濟王故居在_ニ同村_一、延曆二年帝遊_ニ獵交野_一、百濟王等供_ニ奉行在所_一、また西宮記に以_ニ百濟王_一爲_ニ交野檢校_一、其族多居_ニ于此_一とあり。姓氏錄、右京諸蕃に收め百濟王、百濟王義慈王之後也と註す。

山田史 和名抄、交野郡及び錦部郡に山田郷を收む、其等の地より起れる氏也。周靈王太子晋より出づと云ふ。後造姓、連姓を賜へる者及び山田御井宿禰、廣野連等を給へる者等あり。○八俣部 山田史の部曲か、姓氏錄、未定雜姓、河内の部に八俣部、百濟國人多地多郡卿之後者、不見、と見ゆ、田部の一種か。○山田造 山田史の後也、天平寶字三年十二月紀に山田史廣名云々、賜_ニ姓造_一、と見ゆ。姓氏錄、右京諸蕃に山田造、出_レ自_ニ山田宿禰同祖_一、忠意之後也、また河内諸蕃に山田造、同上(一本山田宿禰同祖。忠意之後也)など載せたり、此氏より連姓及び宿禰を賜へる者あり。○山田連 山田史及造の後也、天平寶字三年十二月紀に外從五位下山田史白金、云々、賜_ニ姓連_一、また神護景雲元年九月紀に右京人正七位上山田造吉繼(賜姓)山田連、また天安二年六月紀に大學助從五位下山田連春城など見ゆ。姓氏錄、河内諸蕃に山田連、山田宿禰同祖、忠意之後也、と載せたり。○山田宿禰 山田造

及連の後也、寶龜元年十一月紀に外從五位下山田造公足等卅人、賜_ニ姓宿禰_一、また天長十年三月紀に左京人少外記山田造古嗣云々、賜_ニ宿禰姓_一、など見ゆ、姓氏錄、左京諸蕃に山田宿禰、出_レ自_ニ周靈王太子晋_一也、また河内諸蕃に山田宿禰、魏司空王昶之後也、など載せたり。仁壽三年十二月紀に相摸守從五位下山田宿禰古嗣卒、古嗣右京人也、越後介外從五位下勳六等益人之長子也、など此氏人也。○矢俣宿禰 姓名錄抄等に見ゆ、前條氏に同じかるべし。○八俣田部宿禰 拾芥抄に見ゆるのみ。○山田御井宿禰 天平勝寶七年正月紀に從七位上山田史廣人、從五位下比賣島女等七人、賜_ニ山田御井宿禰姓_一、とある後也。後天平寶字元年八月紀に故從五位下山田三井宿禰比賣島縁有_ニ阿彌之勞_一、衰賜_ニ宿禰之姓_一、恩波枉激、餘及_ニ傍觀_一、而聽_ニ人悖語_一、不_レ奏_ニ丹誠_一、同惡相招、故爲_ニ蔽匿_一、今聞_ニ此事_一、爲_ニ堅_一寒毛、凶痘已深、理宜_ニ追責_一、可_レ除_ニ御母之名_一、奪_ニ宿禰之姓_一、依_レ舊從_ニ山田史_一、とありて貶姓、され_ニ廣人_一は天平寶字八年十月紀に山田御井宿禰と載せたり。○山田氏 坂上系圖に土師正任—正貞—維貞(山田太郎)と見ゆ。

私部 本郡に私部村あり、私部の住みし地なり。○私氏 天平神護二年二月紀に右京人從六位下私眞綱、河内國人少初位上私吉備人等六人、賜_ニ姓會賀臣_一と見えたり。下家連 姓氏錄、河内皇別に下家連、彦八井耳命之後也、と載せたり。臺直 倭漢氏の族也。孝德紀に臺直須彌と云ふ人あり。○臺忌寸 臺直の忌寸姓を賜へるものなり、持統紀に臺忌寸八島と云ふ人見ゆ、養老元年九月紀に從四位上臺忌寸少麻呂言、因_レ居命_レ氏、從來恒例、是以河内忌寸因_レ

邑被_レ氏、其類不一、請少麻呂率_二諸子弟、改_二換臺氏、蒙_二岡本姓、許_レ之、と見ゆるは此氏なり。姓氏錄、右京諸蕃に河内忌寸同祖、(一本漢孝献帝男白龍王之後也)と註す。猶嘉祥二年八月紀に右京人右衛門少志從七位上臺忌寸善氏、賜姓清江宿禰、と云ふも見ゆ。○臺氏、臺忌寸の裔なり。○岡本忌寸、木郡岡本郷より起る、養老元年九月紀に從五位上臺忌寸少麻呂言、因_レ居命氏、從來恒例、是以河内忌寸因_レ邑被_レ氏、其類不一、請少麻呂率_二諸子弟、改_二換臺氏、蒙_二岡本姓、許_レ之、とあるより出づ。○岡本氏、本郡岡本より起る、近江佐々木氏の族と云ふ。家紋花輪違、本の字。○清江宿禰、嘉祥二年八月紀に右京人右衛門少志從七位上臺忌寸善氏、賜_二姓清江宿禰と見ゆ。

園田首、本郡園田郷より起る、播磨國正稅帳に鑄錢司判官從七位下園田首八島なる者見ゆ。○茨田連、茨田郡を見よ。○文氏、古市郡條を見よ。○河内忌寸、河内郡條を見よ。○三宅史、周靈王太子晋の後也と云ふ、此國屯倉の職員たりし氏なるが、此國には屯倉の數多ければ何屯倉と定め難し、姓氏錄、河内諸蕃に三宅史、山田宿禰同祖、忠意之後也と見ゆ。和名抄、交野郡高安郡等に三宅郷を收む。

交野城又私部城(交野村私部) 畠山氏の重臣安見氏の據城なり。美作守は畠山高政の時守護代となりて勢力あり、高政を紀伊に逐ひ一時自ら守護と稱す、幾程もなく三好長慶に攻められ敗北せしも、後又高政に用ひられて守護代となる。永祿二年八月十四日飯盛城を出で、三好方なる池田兵庫頭と戦ひて敗れ、塚に走る。其後安見左近新七郎など當城主たり。○安見氏、津田村三宅源治郎氏所藏安見

氏系譜に據れば、若狹保見莊(一に安見莊)より起る。二耶清政より安見を氏とす。七代孫右衛門尉清照大塔宮に從ふ。八代對馬守清賢吉野城に戦死す。九代刑部允清儀は楠正儀に屬す。大炊助清滿、伊賀守清輝、大藏允清則を経て十三代備中守清時に至り初めて畠山義就の重臣となり寛正三年九月死去、其子兵部助清重迄は小山城にありしが、十五代掃部助清範に至り交野城に據る。十六代美作守時重初め小山城、後交野城、十七代太郎左衛門尉友重は小山城、十八代圖書助直政は交野城にありて畠山高政に屬す。永祿九年十一月廿三日三好笑岩小山城を襲ふ、友重及び弟北田彈正左衛門と共に支ふる能はず交野城に入る。十九代主膳助友長に至り天正六年十一月荒木村重に與し信長に破却せらると云ふ。

土井城(川越村茄子作) 波多野帶刀の居城、南北朝時代落城すと云。

津田城(津田村津田) 舊跡二あり、一を古城と云ひ一を國見城と稱す。其間十町を隔つ、津田氏の居城也。

○津田氏、楠正成三代の孫周防守正信初めて津田氏を稱すと云ひ、又大和國十市郡十市城主中原兵部少輔遠高の次男中原左衛門範高より出づとも云ふ。範高、正成に從ひ建武二年津田村に築き津田氏を稱すと傳ふ。範高正平十七年斯波道朝と戦ひて死す。其子伊豆守範長より大膳介範興、太郎範尙、玄蕃進豊高、主殿介範豊、對馬守範秋、但馬守忠範、筑後守範長を経て主水助範常に至り織田信長に滅され後豊臣秀秋に仕へしと云ふ。も遊佐氏に從ひし名族なるが如し。

山下相摸守、津熊三郎、笹田五郎、村島帶刀、松宮三次、長野左衛門、辻九郎、辻中中務、黒田玄蕃、上武内匠、

第三章 氏 族

二二二

神田兵衛、重村四郎、影山帶刀、山村左衛門、川島六郎、野島一族、藤井三郎、村岡九郎、山口彦三郎、今井三左衛門尉、杉八郎、塚本兵衛、村田藤四郎、吉田源八、生島日向介、保見一族、私部三郎、三宅源内兵衛。以上九十士は延元の頃楠氏に従ひし當郡の名士也と云ふ。

河州交野郡五ヶ郷總侍中連名帳

此度當郷侍中令集會誓神明何事茂一統打寄無最負偏頗令熟談可申候、將又何時にても南都官務公よりの御下知之節出勢者勿論、其外被仰付儀相背申間敷候、隨而他より被相頼出陣之時者一統申談進退共に可仕候、此段無批判之條各連判仍如件

永祿二己未年八月廿日

津田村侍中

山下外記秀時執筆

生島信濃守盛澄 山村助治郎春則 田中内記房高 山本三郎國次 西村庄司三郎俊夏 岡澤準人九政長 川島壹岐介長春 津熊郎左衛門尉義秀 津熊源左衛門尉義安 片岡式部九國任 吉田民部入道順覺 南勘六左衛門尉義也 岩村帶刀忠澄 大津五郎左衛門尉行勝 上田新吾助道 篠田源内左衛門尉定澄 塚本伊賀守盛重 谷岡兵庫允頼治 小崎三左衛門尉次光 三宅刑部少輔重仲 森田紀内丞義末 岡本備後丞勝泰 村田四郎左衛門尉貞俊 藤坂村惣侍中 村島加賀守遠房 辻兵庫助頼明 山口越前入道胤光 寺島兵部少輔宗則 今井三郎成宗 高島大膳進家滿 杉村

入助經春 笹田少進澄長 猪熊主水允信任 片岡左衛門尉顯長 野崎藤左衛門尉了澄 村岡九郎左衛門尉爲弘 津熊玄蕃頭兼重 藤井和泉守實重 小北入道淨春 家木監物清綱 藤平左衛門三郎茂國 松村六助監盛

杉村惣侍中

伊藤太左衛門尉義直 長野隱岐守成寛 松宮宮内進房勝 市村三郎綱國 吉田大學進長朝 川島武左衛門尉貞勝

芝村惣侍中

村島下總守義惟 辻大炊助景秀 笹田三左衛門尉基澄 田中六助重孝 古田四郎左衛門尉綱澄 東勘七郎家長 山下若狹守光吉 永田伊豆入道頼源 辻中將監利治 井村九郎高勝 藤田大學助吉治 藤江源左衛門尉義親 山口遠江守盛村 村島監物長惟

穗谷村惣侍中

宮崎主殿丞義盛 穗谷和泉守長經 黒田美濃守實勝 南新九郎時盛 上武内膳介清尙 神田橋左衛門尉資遠 岡本修理介頼廣 重村刑部進盛秋 影山内匠丞義範 井上三右衛門尉秀政 山村官六兵衛尉泰民

神主 逸見志摩守義繁

福宜 津熊中務敦弘

宮坊 光學院頼觀

永祿二年取定置候也

第四節 交野郡

二二三

別當 津田筑後守範長

寛永十七年の記録に見ゆる三宮拜殿着座之覺

津田村六十九軒

山下氏二軒 生島氏八軒 山村氏參軒 田中氏拾四軒 山本氏貳軒 西村氏四軒 岡澤氏貳軒 川島氏參軒
 津熊氏壹軒 片岡氏貳軒 吉田氏貳軒 南氏貳軒 岩井氏參軒 大津氏貳軒 上田氏貳軒 篠田氏貳軒 林氏
 壹軒 塚本氏貳軒 谷岡氏貳軒 小崎氏貳軒 三宅氏貳軒 森田氏壹軒 岡本氏貳軒 村田氏參軒
 藤坂村拾七軒

寺島氏壹軒 平井氏壹軒 高島氏壹軒 杉村氏壹軒 笹田氏壹軒 猪熊氏壹軒 竹岡氏壹軒 村岡氏壹軒 津
 熊氏壹軒 藤井氏壹軒 嘉藤氏壹軒 小北氏壹軒 家木氏壹軒 藤平氏壹軒 松村氏壹軒 家村氏壹軒 秋山氏
 壹軒

杉村六軒

長野氏壹軒 松宮氏壹軒 市村氏壹軒 吉田氏壹軒 川島氏壹軒 野島氏壹軒

尊延寺村拾六軒

山下氏參軒 吉田氏壹軒 田中氏參軒 笹田氏壹軒 永田氏壹軒 織田氏壹軒 井村氏壹軒 中西氏壹軒 藤
 永氏壹軒 辻村氏壹軒 藤田氏壹軒 森川氏壹軒

穗谷村貳拾六軒

黒田氏貳軒 南氏參軒 上武氏參軒 神田氏貳軒 岡木氏參軒 重村氏六軒 谷口氏四軒 影山氏壹軒 井上
 氏壹軒 山村氏壹軒

五ヶ村合參百參拾四軒（以上大阪府志）

○寢屋氏 備中守藤原實高富貴を極め寢屋長者と呼ばれしと云ふ。○田中氏 ○田北氏 打上村の氏族也。○平
 井氏 星田村の氏族、元和元年家康平井清貞宅に宿る。○端野氏 土井城主端野氏の裔也と云ふ。○犬井氏
 元享元年犬井甚兵衛あり、融通念佛宗の中興法明上人石清水八幡より靈佛を受けその邸宅に泊すか。○奥野氏
 右内、○掃部氏 且頼、○清水氏 委三皆波多野氏の家臣也。○中原氏 大和十市中原氏の族也、前述津田
 氏も此族と云ひ、又嘉吉年中中原宗包あり。○山下氏 政右衛門本地製麵業を始む、其子友三郎（後政右衛門）村
 治に盡す多し。○星野氏 松部村の氏族也。刑部左衛門常陸介親忠の子能末、本願寺蓮如の徒となる。○上武
 氏 穗谷村の氏族也。治左衛門寛時奥志賀池及び奥の谷池を設く。○細谷氏 領主久貝氏家臣也。善兵衛長尾村
 を開發す。○和田氏 康平年間和田源秀あり、和田寺を再建す。○三松氏 百濟土の（百濟王豊俊に至り三松氏
 を稱す）云ふ。其孫三松俊行と云ふ。後也、山田村大字中宮に住して百濟王神社に奉仕す。文祿年間三松俊治あ
 り。○岡田氏 坂村の名家。○下村氏 山上村の氏族。○門川氏 渚村の氏族也。○野尻氏 天正年間松永
 久秀の旗下に野尻備後太夫あり、渚岡に城を築く。○田中氏 渚村の氏族田中佐兵衛田中覺兵衛田中庵を建つ。

○岡田氏 片野神社の神主家也、治左衛門本房(名臯、字士聞號鶴鳴)殊に名あり。○養父氏 物部守屋の子守那より出づ云ふ。片野神社の社務職なりき。當時大福宜に横山、松尾、市邊、岡田の諸氏外に小福宜、乙女、仕丁等ありき。後慶應頃には神主岡田帶刀、福宜岡本、神子和泉、宮座養父、甚兵衛、同卯之助、同岡田竹松あり。○小磯氏 名族なり、逸子花山院家に仕へ名あり。○甲斐田氏 甲斐田村に甲斐田長者なるものありし云ふ。○小奥田氏 ○太田氏、共に船橋村の名族。○井上氏 二宮神社の舊社家也、井上右京と云ふ。井上金橋(名充、字盈夫)詩文に名あり。慶長の棟札に井上右兵衛尉照清あり。○米谷氏 樟葉村小鳥部の名族也。○篠崎氏 樟葉村楠葉の名族也。掃部助南朝の忠臣にして湊川に討死せり。其子六郎左衛門楠正儀に屬し文和二年六月の京都攻撃に加はりしが後出家す。

第五節 若江郡

三野縣主 本縣主の事は既に第二章第二節に於て述べたり。神魂尊四世孫天川田奈命の後也、清寧紀に河内三野縣主小根など見ゆ。天武朝連姓を賜ふ。○三野連 三野縣主の後也、天武紀十三年條に三野縣主云々、二氏賜姓曰連、と見ゆ、後宿禰姓を賜ふ。○美努連 前條氏に同じ、寶龜元年四月紀に外從五位下美努連財刀自、及正八位上矢作連辛國、賜姓宿禰、未經歲月、皆復本姓、また正

倉院天平神護元年文書に大初位上美努連船長(河内若江郡人)また元慶三年閏十月紀に河内國若江郡人外從五位下行直講美努連清名男三人、女一人、居貫左京三條など皆此氏人也。○美濃宿禰 三野縣主の後也、天武紀十三年條に美濃連云々、賜姓曰宿禰と見ゆ、猶寶龜元年、美努連財刀自、宿禰姓を賜ひしも、程なく本姓に歸る、美努連條を見よ。○美努宿禰 承和十二年九月紀に筑前國宗形郡人權主工從八位上難波部主足、改本姓賜美努宿禰、貫河内國若江郡、とあるより出づ。○御野宿禰 拾芥抄、除目大成抄、姓名錄抄等に此氏見ゆ。○三野宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。弓削部 弓を作るを職とする品部也、綏靖紀には弓部とあり、垂仁紀に神弓削部と載せたるを初見とす、此國に多し、和名抄若江郡に弓削郷、神名式同郡に弓削神社、また丹比郡に弓削神社を載せたり。○弓削連 弓削部の總領的伴造也。天日鷲翔矢命より出づ、天孫本紀に弓削連祖倭古連とあるは此氏人也。又雄略紀に弓削連豐穗あり、天武朝朝臣姓を賜ひしが、庶流猶連姓を稱す。○弓削連 前條氏を冒せる也、天孫本紀、饒速日命十三世孫物部尾輿連公の條に此連公、弓削連祖倭古連女子阿佐姫、次加波流姫、各爲妻、兄生四兒、弟生三兒、と見ゆ、四兒三兒とは大市御狩、守屋、今木金弓若子、布都姫夫人、石上贄古、麻伊古、多知髪の七人を云ふ、守屋が弓削大連と云ふは、母姓を冒せし也。これより此氏二流となり、相混じて別ち難けれど、姓氏錄には明白に二流とせり。氏人には天

平寶字八年紀に淨人あり宿禰姓を賜ふ、道鏡の兄弟也。此人及び道鏡を天智皇孫となすは誤也、寶龜三年四月紀に下野國言、造藥師寺別當道鏡死、道鏡俗姓弓削連、河内人也、云々、其弟淨人云々と見ゆ、宿禰條を見よ。○弓削宿禰、弓削連の後也、天武紀十三年條に弓削連云々、賜姓曰宿禰、とある後也、姓氏錄、左京神別に弓削宿禰、高魂命孫天日鷲翔矢命之後也、また河内神別に弓削宿禰、天高御魂乃命孫天毘和志可氣流夜命之後也、など見ゆ。○弓削宿禰、物部氏流弓削部の後也、天武紀十三年條に弓削連云々、賜姓曰宿禰、また天平寶字八年七月紀に授刀小志從八位上弓削連淨人賜姓弓削宿禰、また寶龜元年四月紀に外從五位下弓削連耳高等卅八人(賜姓)宿禰云々、未經歲月、皆復本姓、など載せたり。氏人には有名なる僧道鏡あり、此人寶龜三年四月紀に道鏡死、道鏡俗姓弓削連、河内人也、また天平寶字八年紀九月の勅に此禪師乃、晝夜朝廷乎護仕奉乎見流仁、先祖之大臣止之天、仕奉之位名乎、繼止念天在人奈利止云天、とある先祖大臣は守屋大連を指す事明白なれば、物部流の弓削氏なる事疑ふ餘地なければ、昔より天智皇孫の説ありと雖採り難し。公卿補任、天平寶字八年條に道鏡禪師俗姓弓削宿禰、河内國人、太納言清人之舍弟也、或本云、天智天皇孫、施基王子之子也、頭書云、施基王子、光仁天皇、湯原親王、春日王、海上王、女王榎井親王、(弓削)道鏡法王、淨人朝臣(帝王系圖) 又僧綱補任に小僧都道鏡、河内國人、弓削、天智天皇皇孫、志基親王第六子也、ま

た紹運錄にも施基皇子一弓削淨人、弟道鏡禪師など見ゆ。其他氏人正倉院天平寶字六年文書に弓削宿禰伯萬呂(河内國若江郡人)また同八年文書に弓削宿禰伯麻呂(河内國澁河郡加美郷戸主弓削宿禰廣足戸)また弘仁三年三月紀に右京人弓削宿禰立麻呂、獻連理木、など見ゆ、弓削朝臣、弓削御淨朝臣は此後也、姓氏錄左京神別に弓削宿禰、石上同祖、と載せたり。○弓削宿禰、姓氏錄、左京神別に弓削宿禰、出自天押穗根命洗御手水中化生神、爾伎都麻也、と載せたり。○弓削朝臣、弓削宿禰の後也、寶龜元年四月紀に從五位下弓削宿禰牛養等九人、賜姓弓削朝臣、云々、未經歲月、皆復本姓、とあり。○弓削御淨朝臣、天平寶字八年九月紀に弓削宿禰淨人賜姓弓削御淨朝臣、とある後なれど、寶龜六年二月紀に先、是天平寶字八年以弓削宿禰爲御清朝臣、連爲宿禰、至是皆復本姓、また同七年三月紀に勅、前日改弓削宿禰、復弓削連、但故從五位下弓削宿禰薩摩、依舊勿改、また天應元年六月紀に河内國若江郡人弓削淨人廣方、廣田、廣津等、去寶龜元年改土佐國、宜宥其罪、放還本郷、但不得入京など見ゆ。○御清朝臣、前條氏の後也、寶龜六年二月紀に先、是天平寶字八年以弓削宿禰爲御清朝臣、連爲宿禰、至是皆復本姓、と載せたり。矢作部、矢部、矢を製する部民也、綏靖紀に矢部作箭と見ゆ。○矢作造、矢作部の伴造家也、若江郡矢作神社あり此氏後宿禰姓を賜ひ、更に造姓に復す。○矢作連、前條氏の族也、姓氏錄、未詳雜姓河内の部に矢作連、布都努

志乃命之後者不見、と載せたり、貞觀二年七月記に河内國從三位彌加布都神社とあるは此氏の奉齋せし宮なるべし。○矢作宿禰 矢作造の後也、寶龜元年四月紀に正八位上矢作造幸國、賜姓宿禰、未經歳月、皆復本姓と見えたり。

若江造 本郡名を負ふ、姓氏錄、右京諸蕃に若江造、出後漢靈帝苗裔率張安力と見えたり。○若江宿禰 前條氏の後なるべし、除目大成抄、姓名錄抄等に見ゆ。○若江氏 若江造の族及裔也、今昔物語廿五の第二、朝野群載十一、外記日記に此氏見ゆ。

江人 鶺鴒、網引等の類にて漁民の一種なり。令集解、雜供工、謂鶺鴒、江人、網引等之類也、釋云、江人八十七月云々、右三色人等經年毎丁役爲品部、免調雜徭、と見ゆ、姓氏錄、河内皇別に江首、江人附とあり。○江首 江人の首長即伴造なり、姓氏錄、河内皇別に江首、彦八井耳命七世孫來目津彦之後也と見ゆ。○江人首 江首と云ふに同じ、拾芥抄、姓名錄抄に見えたり。

川侯公 和名抄、若江郡川侯郷とある地より出づ。同郡に川侯神社神名式に見ゆ、此氏の氏神なるべし。姓氏錄、河内皇別に川侯公、日下部同祖、彦坐命之後也とあり、貞觀三年九月紀に豊階真人安人者、元河内國大縣郡人、後爲左京人也、本姓川侯公、延曆十九年河侯公御影改姓豊階公、云々と見ゆるは此一族なり。○川跨連 姓氏錄、河内神別に川跨連、同神九世孫梨富命之後也と見えたり。

豊階公 本姓川侯公也、延曆十九年河侯公御影、豊階公と改む。姓氏錄、河内皇別に豊階公、川侯公同祖、彦坐命男澤道彦命之後也、と見ゆ、後眞八姓を賜ふ。○豊階真人 前條氏の真人姓を賜へる者也、仁壽二年十二月紀に丹後權守從五位下豊階公安人、賜姓眞人、と見ゆ、此安人は貞觀三年九月紀に正五位上行刑部大輔豊階真人安人卒、安人者元河内國大縣郡人、後爲左京人也、本姓川侯公、延曆十九年、河侯公御影、改姓豊階公、云々、仁壽二年安人上疏言、安人貫河内國、未除公字、伏請移籍京華、亦爲眞人、於是詔賜姓眞人、貫於京地、云々と載せたり。

佐自努公 姓氏錄、右京皇別に佐自努公、豊城入彦命孫大荒田別命之後也、日本紀漏さ、猶未定雜姓、河内の部に佐自努公、豊城入彦命之後者不見とあり。

栗栖連 本郡栗栖神社とある地名を負ひしなるべし、姓氏錄に栗栖連、同神子于摩志摩治命之後也と註す、大和忍海郡にも栗栖郷あり。

五百木部連 姓氏錄、河内神別に五百木部連、同上(火明命の後)と見ゆ。

坂合部 本郡に坂合神社二座あり、此の部民のありし地か。

浮穴直 大縣郡條を見よ。○春江宿禰 承和元年十一月紀に女孀河内國若江郡浮穴直永子、賜姓春江宿禰、また貞觀六年八月紀に河内國若江郡人故從五位下春江宿禰安生、式部大輔正六位上春江宿禰良直、太宰大興從六位上春江宿禰敏雄、陸子正六位上春江宿禰常嗣等、改本居貫左京職、と見えたり。阿保連 天平十九年九月紀に河内國人大初位下阿保連人麻呂と見ゆ。

若湯坐連 姓氏錄 河内神別に若湯坐連、贈杵磯丹杵穗命之後也、と載せたり。

穴穂部 安康天皇の御名代部也。次の條を見よ。○孔王部首 姓氏錄、未定雜姓、河内の部に孔王部首、穴穂天皇(證安康)之後者不見とあり、穴穂天皇には皇子坐しませず。こは此氏が穴穂部の部分的伴造家なるより安康天皇の裔と假冒せしのみ、今中河内郡八尾村大字穴太なる地名存す、穴穂部の住みし地なるべし。

刑部 若江郡に刑部郷あり、刑部の置かれし地にて、姓氏錄、河内諸蕃に刑部(一本刑部造)出自吳國人李半意彌之後也と見ゆ。○刑部造 讀良郡條を見よ。

長田使主 姓氏錄、未定雜姓、河内の部に長田使主、百濟國爲君王之後者、不見、と載せたり。

字努造 字奴連とは別にて百濟族也。姓氏錄、河内諸蕃に字努造、字努首同祖、百濟人彌那(一本那)子富意徐之後也と見ゆ。本郡字努神社は此氏の氏神なるべし。

河内午人。不可譯。下村主 河内午人は馬飼部に同じかるべし、或は手人ならむと云ふ、養老三年十一月紀に少初位下河内午人大足、賜不可譯姓、また養老四年六月紀に河内國若江郡人正八位上河内午人刀子作廣麻呂、改賜下村主姓、免雜戶號、など見ゆ、不可譯は下譯にて下のヲサカ

綬氏 本郡に加津良神社あり、此氏の奉齋にかゝるか。○中村連 また仲村神社あり、此氏ありし地か。

○長柄首 又長柄神社あり。○鴨部 高安郡條を見よ。○錦部 本郡に錦部郷あり、錦部郡條を見よ。阿禮首 姓氏錄、河内皇別に阿禮首、守公同祖、大碓命之後也と見ゆ。

若犬甘連 若犬甘部の伴造家也、天孫本紀に火明命六世孫建多乎利命、留連、若犬甘連等祖、とある後也、後宿禰姓を賜ふ。

若犬養部 犬養部の一種也。

若犬養宿禰 姓氏錄、河内神別に若犬養宿禰、同神(火明命)十六世孫尻調根命之後也と見ゆ。

津夫江連 姓氏錄、河内神別に收む、津夫江連、天津彦根命之後也と見ゆ。

阿津田氣連 大同類聚方四十四に矢尾之醫師阿津田氣連鷹と云ふもの見ゆ、矢尾は河内國若江郡八尾なるべし。

八尾城(八尾町八尾座) 延元二年七月小山三郎左衛門忠能、高木八郎兵衛遠盛等當城に押よせ、常陸房慶盛疵を蒙る。八月十六日宮方高木八郎兵衛遠盛當城兵と五條河原に戦ふ。十月五日、遠盛八尾城を焼拂ふ。後正平廿三年四月十五日細川頼之當城を圍む。守將酒邊延綱、同延親、佐和正税、同重盛、同正親、秋山忠成、古折信盛、眞木野信行、及び市橋、田邊等よく拒ぎしも城陥れり。第二章第四節を見よ。

若江城(若江村若江南) 畠山義深、守護代遊佐氏を置き守らしむ。享徳年間畠山政長、義就兄弟相争ふの際義就守護代遊佐河内守國助により政長と争ひ、寛正元年九月當城に入る、政長の攻むるに及び河内守之を大和龍田に逆襲せしも敗死す。義就又嶽山城に遁る。十月十一日政長遊佐長直を河内守に

任じ十五日當城に入り、十八日義就を嶽山に攻めて紀伊に走らす、同五年正月四日、政長遊佐長直を當城に留めて上洛す。文正元年九月義就紀伊を出づ、長直戦はずして奈良に通れ義就入城し國助が子左金吾を河内守となし當城に置き十一月廿五日入洛す。後長直又當城を攻め左金吾を大和に追ふ。(其後天文中に至り近江佐々木家臣若江下野守兼俊當城主たりしが謀叛の企ありとて佐々木義實の臣箕造義賢をして攻めしめ、之を降して堀江河内守時秀を城主とす。次いで若江河内守實高、若江下野守行綱、堀江河内守實達等ありしと云ふも詳かならず)永祿三年十月畠山高政敗北、當國三好氏の有に歸し當城又その手に歸す。後三好義次當城主たり、初め信長に屬し當國の半を與へられしが後その意に背き天正元年十一月信長に攻めらる。義次よく防ぎしも老臣多羅尾右近、池田丹後守、野間左吉等信長に内應し支ふべからざるを知りて自殺す。同三年四月七日信長當城に入る。

○石田氏 八尾の名族也。環山樓を立て、子弟を教育す、その起原詳かならず、享保年間石田利清あり、伊藤東涯か迎へて書を講ぜしむ。樓名は東涯の命名也。利清の後通古、可承、孝鳳、元爲等あり。○西尾氏 八尾町の名族也。○高松氏 細川勝元の臣高松重信應仁の亂山名氏に抗して八尾木に死す。○西村氏 西郡村の名族。○辻本氏 永正年中辻本甚助森河内村に稱光寺を建つ。○規矩氏 根來寺の武士規矩九右衛門當地に來り元和二年新家村を開發す。○菱屋氏 新家村の人菱屋岩之助寶永五年菱屋東新田を開發す。又岩太郎新戸新田を開發す。

○藤戸氏 藤戸新田の經營者也。○飯島氏 三郎右衛門尉は高井田村の人也。初め信長、次いで秀吉、秀頼に仕へ夏の陣若江に戦死せり。この子孫今岩田村にあり、○刈田氏 家田村の人友右衛門光數天文二年十一月其權臣竹中、久保、鎌西、瀧本、乾等の諸氏を率ゐて八個莊に移住し安田村を起す。又蒔田善之丞なる者文明年間圓通寺を創む。

第六節 澁川郡

澁川宿禰 姓名錄抄に見ゆ、本郡より起りし氏なるべし。○澁川氏 古今著聞集十九に澁川島と云ふ者見え、又拾芥抄にも載せたり。○澁川氏 澁川郡より出づ、清和源氏畠山氏の族と云ふ。家紋丸に五葉唐花、石松皮菱。物部 本國は天神本紀に饒速日尊稟天神御祖詔、乘天磐船而天降、坐於河内國河上際峯、と見ゆる如く物部の總領的伴造たる物部連の祖の初めて天降りりと傳ふる國なれば此部民極めて多し。姓氏錄、河内皇別に物部、天足彥國押入命七世孫米餅搗大使主命之後也、(春日氏族)また河内神別に物部、同神(饒速日尊)十三世孫物部布都久呂大連之後也、(物部氏族)など載せたり。また本郡には阿刀物部、古市郡には坂戸物部、交野郡には肩野物部、丹比郡には依羅物部、飛鳥郡には物部飛鳥など族類極めて多し。○物部連 雄略紀十二年條に天皇使齒田根命資財露置於餌香市邊橋本之土、

遂以餌香長野邑、(志紀郡長野郷)賜物部目大連、また崇峻即位前紀に蘇我馬子宿禰大臣云々、等、俱率軍族進討大連、大伴連嚙、阿倍臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣、俱率軍兵、從志紀郡到澁河家、大連親率子弟與奴軍、築稻城而戰、於是大連昇衣栲朴枝間、臨射如雨、其軍強盛、填家溢野など見ゆ。目大連流物部氏即ち物部氏の宗家の當國にありしを知るべし。○物部首

伊香色雄—十市根—膽咋—五十琴—伊宮弗—布都久留—木蓮子—麻佐良—鹿鹿火

目大連—荒山—尾興

守屋

弓削連阿佐姫珍加利々

阿刀物部。阿刀部。阿刀に住居せし物部なり、阿刀なる地名は多ければ何れなりや、不詳ならねど、恐く河内國澁川郡跡部郷の地なるべし、同郡に跡部神社もあり。○阿刀造。阿刀部の伴造なり天神本紀饒速日命天降の際、梶取阿刀造祖天麻良見ゆ。其他神護景雲三年七月紀に左京人阿刀造子老等五人、賜姓阿刀宿禰、また天平三年の越前國正稅帳に史生阿刀造佐美麻呂等見ゆ。○阿刀連。天孫本紀に味饒田命阿刀連等祖と載す、天武紀に安斗連智德、また阿加布などなるを初見とす、天武

紀十三年、また養老三年紀等、漸次に宿禰姓を賜へり。また良階宿禰姓を賜へるものあり、即貞觀六年八月紀に左京人玄蕃大允正六位阿刀連粟麻呂、主殿大屬正六位上阿刀宿禰石成、下野權大目正七位上阿刀連禰守、右京人陰陽允阿刀物部貞範等、並賜姓良階宿禰、神饒速日命之裔孫也、と見ゆ。○安斗連。天武前紀に見ゆ阿刀連に同じ。○阿刀連。慶雲元年二月紀に従五位上村主百濟、改賜阿刀連、また靈龜元年四月紀に上村主通政、賜阿刀連、と見ゆ、上村主は河内に多き氏にて魏歸化族なり、蓋し此等は自己の本姓を誤まりて一時他姓を冒せるもの、本姓に歸りたるなるべし。○阿刀宿禰。天武紀十三年條に阿刀連云々、賜姓曰宿禰、また養老三年五月紀に正八位下阿刀連人足等三人、並賜宿禰姓とありて阿刀連の宿禰姓を賜へるものなり。東大寺奴婢帳天平勝寶八年八月廿二日の東大寺三綱牒に阿刀鮑女、(左京三條一坊戸主大初位下阿刀宿禰田主戸口)と見ゆ、貞觀六年良階宿禰を賜へるものある事は前に云へり。姓氏錄左京に貫し、石上同祖と見ゆ、又神護景雲三年七月紀に左京人阿刀連子老等五人、賜姓阿刀宿禰と見ゆ、こは造より宿禰を賜はれるものなり。柏原氏。持統紀三年條に流爲兵衛河内國澁川郡人柏原廣山千土佐國、以追廣參授提爲兵衛廣山兵衛生部連虎、と見えたり。

相模宿禰。仁和元年九月紀に大和國添上郡百姓從七位上相模宿禰阿古麻呂、從八位下相模宿禰門主、從八位上相模

宿禰魚麻呂等三戸男女三十一人、移三隸河内國澁川郡、阿古麻呂等言曰、父正六位上相摸宿禰仁麻呂、本是大和國添上郡、八島郷人也、去弘仁五年、任河内大目、罷秩之後、居三住澁河郡邑智郷、連婚孳乳、子孫繁多、望請除三本國籍、貫三附當土、詔許之と見ゆ。

利・菟・村・主。天平勝寶元年船連石立勘籍に河内國澁川郡竹淵郷戸主正八位下利菟村主家麻呂、また靈異記中の十九に利川優婆夷者、河内國人也、姓利菟村主、故以爲字、など見ゆ。今昔物語十四ノ廿一には今昔、聖武天皇の御代に河内の國云々に一の女人有り、姓は利菟の村主と載せたり。

鞍部、鞍作村主。本郡に鞍作村あり、此等の氏のありし地か。

久寶寺城(久寶寺村久寶寺) 畠山氏の屬城、畠山家國の支裔播磨守刑部少輔滿基當郡を領し其の子滿

貞澁川を氏とし左馬允と稱す、其子隱岐守光重は播磨安井郷を賜ひ安井氏を稱す。光永、光行を經、助左衛門定經當村を領し其子定重、定政、信長に仕へしが天正五年本願寺に攻められて城陷る。

○安井氏、定經の三子定次その子成安共に豐臣氏に仕ふ。成安後道頓と號す、定正の子定清、定吉及び族人平野藤次と共に道頓堀川を開鑿す。又安井氏の祖澁川左馬允滿貞鱗角堂を開き、孔子堂を置きて釋尊の禮を行ふ。後安井定次、今井道和を招き又後には伊藤仁齋、東涯等も來りて經學を講ぜし事あり。(攝津卷參照)

○森本氏。七郎兵衛具治慶長十一年寺内村を開發す。○安田氏。安田宗順の後也、久寶寺村の名族。春益殊に名あり、家業醫など又頼春水に漢學を習ひ詩文に秀づ、文化七年逝く。その子鸞岡又名あり。○末長氏。甚兵衛寶永五年吉松新田を開く。○田中氏。源七、尼ヶ崎屋庄兵衛と共に寶永五年金岡新田を開く。○鹽川氏。東足代村の人鹽川道喜聖德寺を開くと云ふ。もと小寺氏と稱せり。○上場氏。又三郎、正欽、足利義尙の臣なりしが後大地村に歸り圓德寺を開く。

第七節 大縣郡

大縣主。大縣は後の大縣郡にて、和名抄、於保加多と訓す、此縣主の領土廣大なりしにより、此名あり、移りて地名となる。姓氏錄、同上(天津彦根命後也)と註す、氏人は大同類聚方に河内國大縣主黒海など見ゆ。○大縣連。大縣主の連姓を賜ひしものなり、神護景雲二年七月紀に大縣連百枝女と云ふ人見ゆ、其氏人也。○大縣宿禰。大縣連の宿禰を賜ひしものなり、除目大成抄に大縣宿禰安永、また姓名錄抄にも見ゆ。○大縣史。大縣郡名を負ひしなり、神龜二年六月紀に和德史龍麻呂等三十八人賜姓大縣史と。姓氏錄、右京諸蕃に貫し、百濟人和德之後也と註せり。○大縣氏。大縣宿禰の後裔なり、されど大縣史の後なるもあるべし。○和德史。ヤマトか。神護二年に至り大縣

史姓を賜ふ。

鳥取部 鳥を捕ふるを職とする品部也、古事記垂仁段に是御子(本牟智和氣御子)八拳鬚至子心前、眞事登波受、故今聞高住鶴之音、始爲阿藝登比、爾遣山邊之大鶴、令取其鳥、故是人、追尋其鶴、自木國到針間國、亦追越稻羽國、即到旦波國、多遲麻國、追廻東方、到近淡海國、乃越三野國、自尾張國傳以、追料野國、遂追到高志國、而於和那美之水門、張網、取其鳥、而持上獻、故號其水門、謂和那美之水門也、云々、於是、天皇因其御子、定鳥取部、鳥甘部云々、と見え、垂仁紀には二十三年條に天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鶴、度大虛、皇子仰觀、鶴曰、是何物耶、天皇則知皇子見鶴得言而喜之、詔左右曰、誰能捕是鳥、獻之、於是、鳥取造祖天湯河板舉奏言、臣必捕而獻、即天皇勅湯河板舉曰、汝獻是鳥、必敦賞矣、時湯河板舉遠望鶴飛之方、追尋詣出雲國、而捕獲、或曰、得子但馬國、十一月甲午朔乙未、湯河板舉獻鶴也、譽津別命弄足鶴、遂得言語、由是敦賞湯河板舉、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部、鳥養部、譽津部、とあるを起原とす、垂仁本紀にも見ゆ。本郡鳥取郷和名抄に載せたり、此部の本據なるべし。○鳥取造 鳥取部の總領的伴造にて鳥取部造と云ふに同じ、鳥取部條に引きたる垂仁紀に湯河板舉獻鶴也、由是敦賞湯河板舉、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部、と見ゆる湯河板舉の後裔也、垂仁本紀にも湯河板舉則賜姓而號鳥取造と載せたり。○鳥取連 鳥取部の連姓を賜へる者也、天武紀十二年條に鳥取造云々、賜姓曰連、と見ゆ、天平五年右京計帳に天平三年帳割往左京五條四坊戶主大初位下鳥取連鳥麻呂、また此國なるは正倉院寶龜二年文書に散位從六位下鳥取連國麻呂(河内國高安

郡人)などあり。○鳥取部連 前條氏に同じ、姓氏銀、右京神別に鳥取部連、角凝魂命三世孫天湯河板命之後也、垂仁天皇皇子譽津別命、年向三十三不言語、于時見飛鶴、問曰、此何物、爰天皇悅之、遣天湯河板尋求、詣出雲國宇夜江捕獲之、天皇大喜、即賜姓鳥取連、とあり。○鳥取氏 姓氏錄、河内神別に鳥取、同神三世孫天湯河板命後也と見ゆ。

家原氏 本郡家原より出づ、後漢光武帝の後なり、後連姓を賜ふ。家原連 和銅五年九月紀に家原音那加賜連姓、また同六年六月紀に從七位上家原河内、正八位上家原大眞、大初位上首名等三人賜連姓、など見ゆ、後宿禰姓を賜ふ。○家原宿禰 齊衡二年八月紀に主計頭兼算博士外從五位下家原連氏主、主稅助外從五位下氏雄、左大史正五位上繩雄、右近衛醫師正七位上善宗等、賜姓宿禰、と見ゆ、後朝臣を賜ふ。○家原朝臣 貞觀十四年六月紀に左京人主稅頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主、主計頭從五位上兼行但馬權守家原宿禰繩雄、從五位下行侍醫家原宿禰善宗、外從五位下行層博士兼陰陽助家原宿禰郷好、主稅助正六位上家原宿禰春郷、算得業生從八位上家原宿禰繁居、學生從八位下家原宿禰良居等、賜姓朝臣、氏主父宿禰富依、天長三年賜姓家原連之日、富依修解備、富依先出自漢光武皇帝也、氏主今言曰、先出自宣化天皇第二皇子、延曆十八年進本系之日、以後漢光武皇帝爲祖者誤也、父子所稱、始稱之所出、先後不同、未知誰是矣、但姓氏錄所記可謂得實正焉と見ゆ、姓氏錄此氏なし。

譽階公 若江郡條を見よ。○譽階真人 貞觀三年九月紀に譽階真人安人云々、元河内國大縣郡人と見ゆ。若江條參

照。

若倭部 本郡に若倭彦命神社若倭姫命神社神名式に見ゆ。開化天皇の御名代部也。

赤染部 紅藍染に従事せし品部也。燕よりの歸化族と云ふ。○赤染造 天武前紀に赤染造德足見ゆ、赤染部の總領的伴造なり、天平勝寶二年九月紀に正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等二十四人賜常世連姓とありて、後常世連姓を賜へるが、此の常世連は姓氏錄、河内諸蕃に出、自燕國王公孫淵也と載するにより、本貫河内にして燕歸化族なるを知るべし。○赤染氏 赤染部の後裔なり、本貫河内なれど右京にも移り、又諸國にも多かりしが如し、天平勝寶二年九月紀に正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等二十四人賜常世連姓、また寶龜八年四月紀に右京人、從六位上赤染國持等四人、河内國大縣郡人正六位上赤染人足等十三人、云々見ゆ、有名なる赤染衛門は赤染時用の女にして又此族なり。○赤染宿禰 除目大成抄一に備中掾赤染宿禰色經と云ふもの見ゆ、赤染造、若しくは赤染部首の後に宿禰を賜はりしなるべし。○赤染朝臣 拾芥抄に赤染朝臣見ゆ、宿禰後に朝臣を賜はりしか。○常世連 大縣郡常世岐姬神社と神名式に見ゆる地を本居とす、赤染造の後也、天平十九年八月紀に賜正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等九人、常世連姓、天平勝寶二年九月紀に正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等二十四人、賜常世連姓と見ゆ、また寶龜八年四月紀に右京人從六位上赤染國持等四人、河内國大縣郡人正六位上赤染人足等十三人、云々、賜姓常世連、など見ゆる後也。姓氏錄、左京諸蕃に常世連、燕國主公孫淵之後也、また右京諸蕃に常世連、燕國王公孫淵之後也、また河内諸蕃に常世連、出自燕國王公孫淵之後也、など載せたり。○

世宿禰 姓名錄抄に見ゆ。○常世朝臣 拾芥抄に見ゆ。

狛人 本郡に巨麻郷、及び大狛神社、また津川郡に許麻神社あり、姓氏錄未詳雜姓、河内の部に狛人、高麗國大武神之後也と載せたり。○大狛造 高麗よりの歸化人なる狛人部の總領的伴造にして、大縣郡巨麻郷とある地を本據とす、神名帳同郡に大狛神社あり、此氏の氏神也、天武紀十年條に大狛造百枝云々賜姓曰連、また同十二年條に大狛造云々賜姓曰連と見ゆ。○大狛連 天武朝大狛造の連を賜ひし事、既に云へり。姓氏錄、河内諸蕃に收め大狛連出自高麗國人伊里斯沙禮斯也、また大狛連、出自高麗溢士福貴王也、と二氏を載す。○大狛連 靈龜元年七月に授刀舍人狛造千金改賜大狛連と見ゆ。○大狛氏 天台座主記に第四安惠和尚云々、河内國大縣郡人大狛氏と、明匠略傳には安惠和尚云々、俗姓大狛、河内國人也、元享釋書卷二には釋安慧、姓狛氏内州大縣郡人など見ゆ、大狛連の族なり。

狛染部 姓氏錄、未詳雜姓河内の部に狛染部、高麗國須牟祁王之後也者不見（一本大武神王之後也）と見ゆ。○大狛染 狛人の一種にして染職を掌る品部也、令集解に大狛染六戸、爲品部免調役也、と見ゆ。

下村主 正倉院天平寶字六年八月文書に散位寮散從八位上下村主道主（河内國大縣郡人）と見ゆ。此氏の事安宿郡條を見よ。

浮穴直 安寧帝都片鹽浮穴宮とある浮穴より出づ、本郡内なり。姓氏錄、左京及び河内神別に收む、前者は移愛牟受比命五世孫、弟意孫連之後也、と註し、後者は移愛牟受比命之後也、と註す、承和元年十一月紀に女孺河内國

若江郡浮穴直永子賜姓春江宿禰、と見ゆ。

大里史 大縣郡大里郷より出づ、姓氏錄、河内諸蕃に收め、大秦公宿禰同祖と註す。

武丘史 姓氏錄、河内諸蕃に收め武近史、春井連同祖、慎近王之後也と見ゆ。

竹原連 姓氏錄、未詳雜姓、河内之部に竹原連、新羅國阿羅々國主弟伊賀都君之後也と見ゆ。

大村直田連 大村直の族にて田部の伴造なりし氏なるべし、姓氏錄、河内神別に大村直田連、大村直同祖、天道根命之後なり。○大村直田連 姓名錄、拾芥抄に見ゆ、前條氏の誤寫也。

上村主。上連 本郡に賀美郷あり。此氏のありし地か。詳細安宿那條を見よ。

神宮寺城(南高安村神宮寺) 神宮寺小太郎の居城也。小太郎正行に従ひ四條驛に死し城陷る。

○松村氏 高井田村の氏族。○丸子氏 天台座主記に安惠和尚、河内國大縣郡人、母丸子氏と見ゆ。

第八節 高安郡

高安漢人 本郡に住せし漢人なり、高麗歸化族なれど其のまは後漢光武帝裔と稱す。○高安村主 播磨國正税

帳に上長門國鑄錢司民領少初位下高安主村三事なる者見ゆ。○高安下村主 姓氏錄、右京諸蕃に收め、高安下村

主、出づ自高麗國人大鈴也、と註す。○高安造 高安漢人の首長なるべし、天平神護二年十月紀に河内國人大

初位下毘登戸東人等九十四人、賜姓高安造、と見ゆ、姓氏錄、河内諸蕃に收め、高安造、八戸史同祖、盡遠王之後也とあり。○高安連 桓武後紀に高安連眞笠なる者あり、此氏後内藏朝臣を賜ふ、即類聚符宣抄第七、貞元二

年五月十日の太政官符に右少史高安連佐忠、給内藏朝臣姓、と見えたり。○高安公 元慶三年十月紀に河内國

高安郡人常澄宿禰秋雄等、自言先祖後漢光武皇帝孝章皇帝之後也、裔孫高安公陽倍、天萬豊日(孝德)天皇御代、

立高安郡陽倍二字意與八戸兩字語相涉、仍後賜八戸史姓、云々と見ゆ。○高安忌寸 姓氏錄、未詳雜姓河内

の部に高安忌寸、阿智王之族也と見ゆ。○高安宿禰 高安公の後なり。元慶三年十月紀に河内國高安郡人常陸

權少目從八位上常澄宿禰秋雄、權史生從八位上常澄宿禰秋常、河内國檢非違使從七位下八戸史野守、安藝醫師從

八位上常澄宿禰(此下一字缺字)吉、河内國高安郡少領從七位下常澄宿禰宗雄、式部位子從六位上常澄宿禰秋原等

六人、賜姓高安宿禰、秋雄等自言、先祖、後漢光武皇帝、孝章皇帝之後也、裔孫高安公陽倍、天萬豊日天皇(孝

德)御世、立高安郡陽倍二字、意與八戸兩字語相涉、仍後賜八戸史姓、末孫正六位上八戸史貞川等、承和三

年改八戸史、賜常澄宿禰、望請改八戸常澄兩姓、復本姓高安也、また同五年五月紀に河内國高安郡人右近衛无

位常澄宿禰藤枝、右近衛无位常澄宿禰常主、位子无位常澄宿禰季道、无位八戸史善賜、姓高安宿禰、去元慶三年、

藤枝等父並改本姓、賜高安宿禰、藤枝等脫漏不載官符、故追賜之、など見えたり。○高安氏 高安公、造、漢

人等の族なり、萬葉集一に高安大島と云ふ者見ゆ。○高安氏 高安漢人の後なるべけれど紀長谷雄の後と稱

す、瀨川氏の家系に據れば長谷雄一致雄一忠行一貞雄一雄致(河内國高安庄司)一貞致(高安庄司)一貞行一貞直

一貞之—貞仲—某(左近將監)—某(伊豫守)—貞行—某(高安を稱す)など見ゆ。○高安氏。坂戸氏族金剛氏の支流なり。○毘登戸。史戸に同じ八戸史の部氏なり、天平神護二年十月紀に河内國人毘登戸東人等九十四人、高安造を賜ふ。

玉作部。玉を造るを職とする品部にて又玉造と記す。神代紀に玉作部遠祖豊玉者造玉、神祇本紀に玉作部遠祖豊球、玉屋神とある豊玉も、神代紀一書及び天神本紀に玉作上祖玉屋命とある玉屋命も、又神代紀一書に櫛明玉神爲玉作者、神祇本紀に玉作祖櫛明玉神(伊弉諾尊之兒也)とある櫛明玉命も、神代紀一書に玉作遠祖伊弉諾命兒天明玉所作八坂瓊之曲玉とある天明玉命も、總べて皆此品部の祖神として奉齋する神とす、其神系一あり、一は高魂神より出づとなし、一は伊弉諾尊より發すと云ふ、されど此品部の伴造家なる玉作連及び玉祖連は其祖神を前者とす、玉作連及び玉祖連條を見よ。本郡に玉祖郷(多麻乃於也)玉祖神社、和名抄、神名式等に見え、又總領的伴造なる玉祖宿禰が此國の所貫なれば此地に最多かりしなるべし。○玉作連。玉作部の伴造にて又玉祖連とも稱す、天神本紀に天明玉命、玉作連等祖也と載せたり、姓氏錄、右京神別に忌玉作を收む、一本玉作連に造る、高魂命孫天明玉命之後也、天津彦火瓊杵尊降幸葦原中國時、與五氏神部陪從皇孫降來、是時造玉作玉璽、以爲神幣、故號玉祖連亦號玉作連と註せり。○玉祖連。前條氏と同一にて玉作部の總領的伴造也、

古事記に玉祖命者、玉祖連等之祖、と見ゆ、玉祖命は所謂五伴緒の一にて有力なる神なりしが如し。此氏天武朝に至り、宿禰姓を賜へり、猶前條姓氏錄の文を参照せよ。○玉屋公。正倉院天平十八年文書に玉屋公萬呂なる者を載せたり、又玉作部の伴造也。○玉祖宿禰。玉祖連の宿禰姓を賜へる者也、天武紀十三年條に玉祖連云々、賜姓曰宿禰と見ゆ、姓氏錄、右京及び河内諸蕃に收め、前者は玉祖宿禰、高御牟須比乃命十三世孫大荒木命之後也、また後者は玉祖宿禰、同神十三世孫建荒木命之後也と載せたり。○忌玉作。玉作連條を見よ。○玉作氏。弘仁二年正月紀に河内國人從八位上玉作鯛釣、賜姓高道連と見ゆ。

高道連。弘仁二年正月紀に河内國人從八位上玉作鯛釣賜姓高道連、また同六年七月紀に河内國人從七位下高道連鯛釣等五人、貫附左京、など見ゆ、姓氏錄、河内諸蕃に收め、高道連、同上(出自漢高祖男齊棹惠王肥之後也)とあり、後宿禰姓を賜へり。○高道宿禰。高道連の宿禰姓を賜へるものなり、仁明紀に前條の鯛釣高道宿禰とあり、從五位下に叙せらる。○高道朝臣。拾芥抄に見ゆ、前條氏の後か。

掃守部。本郡に掃守郷あり、此部民の住居せし地なり、此國に掃守造、掃守連、掃守宿禰等見ゆ。○掃守造。掃守部の總領的伴造にして掃守連は此家より出でたりと思はる、姓氏錄、河内神別に同神四世孫天忍人命之後也と見えたり。○掃守連。掃守造の連姓を賜へるものなり、古語拾遺に掃守連遠祖天忍人命、また神代本紀に振魂命見

前玉命掃部連等祖など見えたり。氏人は孝徳紀に角麻呂、小麻呂等見ゆ、姓氏録、左京神別に振魂命四世孫天忍人命之後也、また河内神別に同神四世孫天忍人命之後也と記載す、天武朝宿禰姓を賜ひ又承和二年月紀に善世宿禰姓を賜へる物あり其條を見よ。○掃部宿禰 天武紀十三年條に掃部連云々、賜姓曰宿禰とありて姓氏録、河内神別に振魂命之後也と記載す。○掃部宿禰 掃部宿禰に同じ。○掃部朝臣 姓名録抄、拾芥抄に見ゆ。○掃部氏 掃部連の後也。○善世宿禰 掃部連の後也、承和二年二月紀に河内國人右小史掃部連豊永、少典鑑同姓豊上等、賜姓善世宿禰、天忍人命之後也、また同三年八月紀に河内國人左小史善世宿禰豊上等、改本居貫附右京四條二坊、とあり。○善世氏 拾芥抄に見ゆ、前條氏の族裔なり。

守部連 守部を管理せし氏也、姓氏録、河内神別に守部連、振魂命之後也、と見ゆ、又神龜五年紀に勅正五位下鍛冶造大隅賜守部連姓など載せたり。

鍛冶部 鍛冶はカネウチの約、金を打ちて器物を製する品部也。○鍛冶戸 木工寮式に河内國廿六烟と見ゆ。

○鍛冶造 鍛冶部の伴造也。神龜五年二月鍛冶造大隅守部連を賜ひし事前述せり。

坂本臣 和名抄、本郡に坂本郷あり、此氏と縁故あるか。天武紀元年條に坂本臣財と云ふ人見ゆ。但し古市郡に坂本郷あり。○坂茂連 坂は一本板とある方よからむ、姓氏録、河内諸蕃に伊吉連同祖、楊雍之後也とあり。

春日部 神名帳、高安郡に春日戸社坐御子神社、また天照大神高座神社二座號春日戸神と云ふを載す、春日戸は春日部なり。今石川部磯長村大字春日存す。

孔王部首 姓氏録、未定雜姓、河内の部に孔王部首、穴穗天皇(謚安康)之後者不見、とあり、穴穗天皇には皇子坐しませず、こは此氏が穴穗部の部分的伴造家なるより安康天皇の裔と假冒せしのみ、

今中河内郡八尾村大字穴太なる地名存す、穴穗部の住みし地なるべし。

鴨部 神名式、高安郡に鴨神社、石川郡に鴨習太神社、澁川郡鴨高田神社等見ゆ、承和三年紀に河内國人鴨部船主等の賀茂朝臣を賜ひし事を記せり、姓氏録、未詳雜姓に鴨部、御間城入彦五十瓊殖天皇(謚崇神)之後也と見えたり。○加茂朝臣 承和三年五月紀には河内國人散位鴨部船主、武散位同姓氏成等、賜姓賀茂朝臣、速須佐雄命之苗裔也と見えたり。

鳥取連 寶龜二年の經師勞劇帳に散位從六位下鳥取連國麻呂河内同高安郡人と見ゆ。此氏の事大縣郡條を見よ。

積組造 高安郡都夫久美神社より起る、姓氏録、河内神別に收め、積組造、阿刀宿禰同祖、同神(饒速日命)子于麻志摩治命之後也と見ゆ。

寺氏 寶龜十一年五月紀に河内國高安郡人大初位下寺淨麻呂賜姓高尾忌寸と見ゆ。○高尾連 天平神護元年正月紀に高尾連賀比なる者見ゆ。○高尾忌寸 寶龜十一年五月紀に河内郡高安郡人大神位下寺淨麻呂、賜姓高尾忌寸、と見ゆ、姓氏録河内諸蕃に高尾忌寸、同上(一本秦宿禰同祖、融通王之後也)と見えたり。○高尾宿禰

高尾忌寸の宿禰姓を賜へる者なるべし。○高尾氏。高尾忌寸及び宿禰等の後なるべし。
 恩智使主。(生魂命裔歟)出自未詳なれど恐く次の恩智神主と同族なるべし。○恩智神主。本郡恩智神社と神名式に見ゆる宮の神主なり、姓氏録、河内神別に貫し、高魂命兒伊久魂命之後也と註す。○恩智氏。清和紀に恩智貞吉と云ふ人あり、恩智神主の後裔なるべし、猶楠木氏の臣恩智氏又此後裔也。
 飛鳥戸造。百濟宿禰。貞觀五年十月紀に高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戸造有雄等百濟宿禰姓を賜ふ。詳細安宿郡條を見よ。

吳服部。吳國より歸化せし織工の後也、應神紀廿七年條に吳王於是與工女兄媛、弟媛、吳織、穴織、四歸女、また四十年條に阿知使主等自吳至筑紫云々。是女人等之後、今吳衣織、蚊屋衣織是也なご見ゆ。天平寶字四年六月の正倉院文書に吳服部息人、同八年七月の文書には倉人吳服息人と載せたり。令集解に染戸の條、吳服部七月、年料毎戸小綾二疋令織爲品部、取調免徭役と録す。吳服歸化の事は古事記には應神段に百濟國云々又貢上手人韓殿名卓素、亦吳服西素二人也と、また雄略紀十四年條にも身狹村主青等共吳國使將吳所獻手末才伎漢織、吳織、及衣縫兄媛、弟媛等、泊於住吉津と見えたり。○吳服造。吳服部の伴造家なり、姓氏録、河内諸蕃に吳服造、出自百濟國人阿漏史也と見ゆ。

服連。服部連に同じ、姓氏録、河内神別に服連、熒之速日命之後也と載せたり。
 秦氏。秦伊美吉。天平勝寶七年三月廿七日の造東大寺解に鑄工无位秦船人(河内國高安郡人)右云々天平勝寶四年

籍授秦伊美吉姓已訖云々と見ゆ。美田郡條を見よ。

恩智城(南高安村恩智) 建武年中左近將監恩智滿一の居城也。滿一後四條戰に死し城陥る。

高安城(同村教興寺) 高安山にあり、天智紀六年十一月條に是月築倭國高安城と見ゆ。當時大和に屬せしものなるべし。壬申の亂には近江軍當城にありしが坂本臣財等來るに會し遁る。後大寶元年八月紀に廢高安城、其舍屋雜備物、移貯于大倭、河内二國とあり、其他前章第三節を見よ。後永祿三年松永久秀の出城となりしが天正四年織田氏に滅されて廢す。

○鷺池氏。孫九郎は恩智左近の家臣也、○信吉、隆山、昔當郡に信吉長者隆山長者あり、信吉長者の子俊徳丸と隆山長者の女と戀愛物語有名也。

第九節 安宿郡

飛鳥部。允恭天皇の御名代部にして大和の飛鳥宮を名に負ひしなれど、最も多數住居せしは雄略紀に飛鳥戸郡とある地なるが多し。多く百濟歸化人を以て組織せしものなり、和名抄には安宿郡訓安須加倍とあり。○飛鳥部造。飛鳥部の伴造なり、又飛鳥戸造とも書す、靈異紀中卷第七に釋智光者河内國人、其安宿郡鋤田寺之沙門也、俗姓鋤田連、後改姓上村主也、母氏飛鳥部造也、また天平廿年

四月廿五日の寫書所解に安宿戸造黑萬呂(河内國安宿郡奈加郷戸主正七位下安宿造直)、また弘仁三年正月紀に右京人正六位上飛鳥戸造善宗、河内國人正六位上飛鳥戸造名繼、賜姓百濟宿禰、など見ゆ、姓氏錄、河内諸蕃に飛鳥戸造、出自百濟國王比有王男現伎王也。また飛鳥戸造、百濟國末多王之後也、とあり。此飛鳥戸氏より百濟宿禰姓を賜へるものあり、即前引の弘仁三年正月紀の善宗、名繼の外、貞觀四年七月紀に左京人造兵司少令史正六位上飛鳥戸造彌道、賜姓百濟宿禰、また同五年十月紀に右京人陰陽少屬從六位上飛鳥戸造清真、內監正六位上飛鳥戸造清生、太政官史生正八位下飛鳥戸造河主、河内國高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戸造有雄等、並賜姓百濟宿禰、其先百濟國人比有之後也、等これなり、又御春朝臣を賜へるものなり。即貞觀五年八月紀に右京人外從五位下行主計助飛鳥戸造豐宗等男女八人、賜姓御春朝臣、其先出自百濟國人現伎也、またこれより先、御春宿禰を賜へるものあり。即承和六年十一月紀に左京人正六位上御春宿禰春長等十一人改宿禰、賜朝臣、是百濟王之種、飛鳥戸等之後也、と見ゆ、飛鳥部の左右京にあるは河内より移れるなり。其一例は貞觀四年七月紀に河内國安宿郡人外從五位下行主計助飛鳥戸造豐宗改本居一隸左京職と見ゆ。

○飛鳥造 飛鳥部造に同じ、姓氏錄、左京諸蕃に飛鳥造、百濟國人木吉志之後也、と見ゆ。安宿造(天平二十年寫書所解)とあるも同一なり。○飛鳥部宿禰 大同類聚方七十九に河内國安宿部宿禰尺度あり、飛鳥部造後宿禰を賜へりと見ゆ。拾芥抄、姓名錄抄、飛鳥部宿禰を載せたり。○飛鳥宿禰 除目大成抄に見ゆ、飛鳥部宿禰の部を省略したるなり。○百濟飛鳥戸伎彌 百濟安宿公 天平神護元年造東大寺司移は無位百濟飛鳥戸伎彌廣成(河内國安宿郡人)を天平寶字八年十月三日の造東大寺司移文案には无位百濟安宿公廣成と見ゆ、飛鳥部の部分的伴造なり。○物部飛鳥氏 飛鳥にありし物部の一支族なり、姓氏錄、河内神別に物部飛鳥、同神六世孫伊香我色雄命之後也と見ゆ。○飛鳥沓縫 令集解に百濟戸、狛戸とある條に飛鳥沓縫十二戸と見ゆ。

百濟宿禰 飛鳥部造の後にて遙か古昔に歸化したる百濟の族なり、弘仁三年正月紀に右京人正六位上飛鳥戸造善宗、河内國人正六位上飛鳥戸造名繼、賜姓百濟宿禰、また貞觀四年七月紀に左京人造兵司少令史正六位上飛鳥戸造彌道、賜姓百濟宿禰、百濟國現伎之後也。また貞觀五年十月紀に右京人陰陽小屬從六位上飛鳥戸造清真、內監正六位上飛鳥戸造清生、太政官史生正八位下飛鳥戸造河主、河内國高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戸造有雄等、並賜姓百濟宿禰、其先百濟國人比有之後也。また元慶元年十二月紀に河内國安宿郡人外從五位下行主稅助百濟宿禰有雄、改本居一隸右京三條など見ゆ。此上にて貞觀年間御春朝臣を賜へるものあり。○御春宿禰 飛鳥部の後也、承和六年紀に左京人御春宿禰春長あり朝臣姓を賜ふ、是百濟王之種、飛鳥戸等之後也と見ゆ。○御春朝臣 前條氏の後也、承和六年十一月紀に左京人正六位上御春宿禰春長等十一人、改宿禰、賜朝臣、是百濟王之種、飛鳥戸等之後也。また貞觀五年八月紀に右京人外從五位下行主計助飛鳥戸造豐宗等、男女八人、賜姓御春朝臣

其先出、自三百濟國人現伎也。また同六年八月紀に左京人太皇太后宮少屬正七位上百濟宿禰有世、賜姓御春朝臣、有世其先出、自三百濟國人比有也、など見ゆ。○御春氏 古今集、小右記、權記等に此氏人あり。前條氏の族裔也。尾張部 尾張連の部曲也、姓氏錄、河内神別に彦八井耳命之後也、さあるは假冒なるべし、本郡に尾張郷和名抄に見ゆ。○尾張連 姓氏錄、河内神別に尾張連、同神(火明命)十四世孫小豊命之後也と見ゆ。

玉手氏 本郡に玉手村あり。

下村主 本郡資母郷を根據とせし歸化族なり。養老四年六月紀に河内國若江郡人正八位上河内午人刀子作廣麻呂、改賜下村主姓、また天平六年十二月紀に外從五位下烏安麻呂、賜下村主姓、など見ゆるは此族なり、姓氏錄、左京及び右京諸蕃に收む、前者は下村主、後漢光武帝七世孫慎近王之後也、後者は下村主、漢光武帝七世孫慎近王之後也と註す。正倉院天平寶字六年八月文書に散位察散從八位上下村主道主(河内國大縣郡人)とあるも亦此族なり。此氏承和三年春瀧宿禰姓を賜ふ。○鳥氏 漢土の氏なり、小吳金天氏の後と云ひ、又甘肅陝州なる西戎の裔なりとも云ふ、神龜元年二月紀に烏安麻呂、また天平六年十二月紀に外從五位下烏安麻呂、賜下村主姓、など見ゆ。下村主は光武帝の後と稱せり。○春瀧宿禰 下村主の裔也、承和三年閏五月紀に河内國人美濃國少目下村主氏成散位同姓三仲等、賜姓春瀧宿禰、其先出、自後漢光武帝之後者也と見えたり。○下譯語 下村主の族なり、持統紀に下譯語諸田と云ふ人見ゆ。養老三年十一月紀に小初位下河内手人大足賜(不)下譯姓とあるは此族なるべし。○下日佐 前條氏に同じ。姓氏錄、河内諸蕃に下日佐、出自漢高祖男齊悼惠王肥之後也と見ゆ。

次田倉人 安宿郡鋤田にありし倉庫に使役せる部民なり。天武紀十年條に次田倉人楨足とあるは其首長と思はる。

○次田連 天武紀十年四月條に次田倉人楨足、賜姓曰連とある後裔なり。天平五年の右京計帳に戶主次田連福善(天平五年)、また天平廿年の寫經所解に次田連麻伎毘(右京七條三坊戶主正八位上次田連東萬呂戶口)など皆其氏人也。姓氏錄、河内神別に收め、次田連、火明命兒天香山命之後也と註す。承和六年忠宗朝臣を賜へるものなり。○鋤田連 前條氏に同じかるべけれど、靈異記中の方七に釋智光者、河内國人、其安宿郡鋤田寺之沙門也、俗姓鋤田連、後改姓上村主也と見ゆ。

次田赤染造 天平十年の周防國正稅帳に薩摩國目大初位上次田赤染造上麻呂と見ゆ。次田の地名二三あれど、こは靈異記中卷に所謂河内國安宿郡鋤田寺の地なるべし。

上村主 和名抄、澁川郡、安宿郡、大縣郡等に賀美郷あり、天武紀八年條に小乙下上村主光欠とあるを初見とし、天平五年右京計帳に上村主刀自古、天平勝寶九年の西南角領解に上村主宮萬呂、右京九條四坊戶主從七位下上村主牛甘戸口等早くより京師に住居せるものあれど、本居は河内なるが如し。靈異記中第七に釋智光者河内國人、其安宿郡鋤田寺之沙門也。俗姓鋤田連、後改姓上村主也。また寶龜三年十月上村主馬養優婆塞貫進文に上村主高成(河内國大縣郡津積郷戶主正六位上上村主馬養戶)また神護景雲三年八月紀に大縣郡人上村主五百公など見えたり。姓氏錄、左京及び右京諸蕃に貫し、前者は上村主、廣階連同祖、陳思王植之後也、後者は上村主、廣階連同祖、通剛主之後也と註す。○上連 神護景雲三年八月紀に河内國大縣郡人從五位下上村主五百公賜姓上連とあり。

り。○上曰佐。姓氏錄、河内諸蕃に上曰佐、出自百濟國人久爾能古使主也と見ゆ。○上忌寸 上連の忌寸姓を賜へるものなるべし。○上村主宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

田邊史 タナベはタノマの轉にて田部より出づ、田部の部分的伴造たりし氏なり。漢王の後と稱す。氏人は早く雄略紀に出づ、同紀九年條に河内國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也。伯孫聞女産兒、往賀賀家、而月夜還、於蓬萊丘響田陵下、逢騎赤駿者、其馬時凌略而龍轟、歎聲擢而鴻驚、異體蓬生、殊相逸發、伯孫就視而心欲之、乃鞭所業駿馬、齊頭並轡、爾乃赤駿超躡絕於塵埃、驅驚迅於滅沒、於是駿馬後而忘足、不可復追、其乘駿者知伯孫所欲、仍停換馬相辭取別、伯孫得駿甚歡、驛而人既解鞍秣馬眠之、其明日赤駿變爲土馬、伯孫心異之、還覓響田陵、乃見駿馬在於土馬之間、取而代而置所換土馬、見之。此話は姓氏錄、左京皇別、上毛野朝臣條に大泊瀨幼武天皇(諡雄略)御世、努賀君男百尊、爲聞女産兒、往賀賀家、犯夜而歸、於應神天皇御陵邊逢騎馬人、相共語話換馬而別、明日看所換馬、是土馬也、因負姓陵邊君、百尊男德尊斯羅、諡皇極御世、賜河内山下田、以解文書爲田邊史とあり。孝德紀に田邊史鳥なる者を載せたり、此氏伯孫と云ひ德尊など云ふによりて歸化人族なる事明白なれど、後世毛野氏系を冒し上毛野君姓を冒す。蓋上毛野君の部曲たりしなるべし。姓氏錄、右京諸蕃に田邊史、出自漢王之後知聰也と見ゆ、次の條を見よ。○田邊史 前條氏の後なるが上毛野氏の部曲たりしによりてか、上毛野氏族と稱す。天平勝寶二年三月紀に賜中衛員外少將從五位下田邊史難波等上毛野君姓、また寶龜八年正月紀に左京人從七位上田邊史廣本等五十四人、賜姓上毛野公など見ゆ。

後朝臣を賜ふ。姓氏錄、上毛野朝臣條、引用文の次に、稱德孝謙皇帝天平勝寶二年、改賜上毛野君、今上弘仁元年改賜朝臣姓、續日本紀合、とあり、カミツケヲ條參照。姓氏錄、右京皇別に田邊史、豊城入彦命四世孫大荒田別命之後也、と載せたり。神名式、安宿郡に伯太彦神社、伯太姬神社を收む、前條伯尊を祭りし者か。○田邊毘登 田邊史に同じ、正倉院天平神護元年文書に見ゆ。

上毛野君 姓氏錄、上毛野朝臣條に田邊史、稱德孝謙皇帝天平勝寶二年、改賜上毛野公云々、また寶龜八年正月紀に左京人正七位上田邊史廣本等五十四人賜姓上毛野公など見ゆ。田邊史は漢歸化族なれど上毛野君の部曲にして主従の關係を有す。そは正倉院文書天平神護二年の越前國司解に田邊采女が上毛野麻呂の戸口にあるを見ても知るべく、又姓氏錄、右京皇別に田邊史、豊城入彦命の後と稱せるによりても知るべきなり。或は云ふ田邊史に二流あり漢歸化族なるは上毛野君族なるは別なりと。されど後に引く姓氏錄、上毛野朝臣條の文は明白に漢人なるを證するなり、後朝臣を賜ふ。○上毛野朝臣 姓氏錄、左京皇別に上毛野朝臣、下毛野朝臣同祖、豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也。大泊瀨幼武天皇諡雄略御世、努賀君男百尊 爲阿女産向(一本爲より以下五字なく聞女産兒往賀とあり)賀家、犯夜而歸、於應神天皇御陵邊逢騎馬入、相共語話換馬而別、明日看所換馬、是土馬也、因負姓陵邊君、百尊男德尊斯羅、諡皇極御世賜河内山下田、以解文書爲田邊史、稱德孝謙皇帝天平勝寶二年、改賜上毛野公、今上弘仁元年改賜朝臣姓、續日本紀合、と見ゆ、百尊の事は雄略紀九年條に河内國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也、伯孫聞女産兒、往賀賀家、而月夜還、於蓬萊丘響田

陵下、逢騎赤駿者、其馬時洩略而龍蒼蚩登擢而鴻驚、異體蓬生、殊相逸發、伯孫就視而心欲之、乃鞭所乘駿馬、齊頭並轡、爾乃赤駿超絕於塵埃、驅驚迅於滅沒、於是駉馬後而怠足、不可復追、其乘駿者知伯孫所欲、仍停挽、馬相辭取別、伯孫得駿甚歡、驟而入厩、解鞍秣馬眠之、其明且赤駿變爲土馬、伯孫心異之、還覓譽田陵、乃見駉馬在於土馬之間、取而代、而置所換土馬、こあり、其伯尊なる名、又史姓なる事、又右京諸蕃に田邊史出、自漢王之後知聰也とある等により、漢歸化族にして豊城入彦命裔と云ふは胃系に過ぎざるを知るべきなり。

廣階連 類聚國史六十六に見ゆ、宿禰姓を賜ふ、姓氏錄、右京諸蕃に廣階連、出自魏武皇帝男陳思王植也、と見ゆ。○廣階宿禰 前條氏の宿禰姓を賜へる者也。類聚國史六十六に天長八年云々、高根朝臣眞象卒云々、天長元年改廣階連賜姓宿禰、三年改廣階宿禰賜姓高根朝臣、また齊衛二年八月紀に散位外從五位下上村主宮雄、右大史正六位上河原連貞雄等、改姓廣階宿禰、また貞觀八年閏三月紀に左京人左少史正六位上村主八鈞、前出雲大目正七位下村主貞成等、賜姓廣階宿禰、自言魏陳思王曹植之後也、等見ゆ。○高根朝臣 類聚國史六十六に天長八年三月丙午、高根朝臣眞象卒、云々、天長元年改廣階連賜姓宿禰、三年改廣階宿禰賜姓高根朝臣と見ゆ。矢作氏 若江郡條を見よ。本郡矢作氏は家傳によれば、經津主命十四世孫伊波別命石川の東邊に住し矢作忌寸姓を稱すと云ふ。○拓植氏 常影醫を淺井圓南に學び又儒を中井竹山に受け、詩文を能くす、其子于常照(字君續、通稱卓馬、號葛城山人)中山竹山に學び、又京都頼山陽の門に遊ぶ、文政十二年國分村に歸り翌年立教館を創立し子弟を集めて經史百家の學を講ず。文久三年に至り西尾直彦、西尾直策、園田忠大、堅山新七等と共に學寮

を増築し文武兩道を授く、明治六年に至りて廢す。其子を常藤と云ふ、又經史に通じ詩文を能くす。○西尾氏 國分村の名族、其祖五良右衛門西光寺を再興す。

第十節 古市郡

古市村主 本郡古市郷より起る、姓氏錄、河内諸蕃に古市村主、出自百濟虎王也、と載せたり。○古市氏 天

武前紀に古市黑麻呂あり、古市村主の族裔なるべし。

坂戸物部 酒人物部 本郡尺度郷と和名抄に見ゆる地の物部なり。此物部は天神本紀二十五物部の内には酒人物部とあり。尙其伴造坂戸造を掲げたり。姓氏錄、未詳雜姓右京の部に坂戸物部、神饒速日天降之時、從者坂戸天物部之後者、不見とあり。○坂戸造 坂戸物部の伴造にして天神本紀に五部領爲供奉、率天物部天降供奉とある部領とは伴造の事にて坂戸造其一なり。姓氏錄、未詳雜姓右京の部に原造、神饒速日命天降之時、從者天物部峴度造之後者、不見と見ゆる峴度造は坂戸造なれば後原造と稱せしを知るべし。○峴度造 前條に云へり。○尺度氏 坂戸造又は坂戸物部の後なるべし、萬葉集十六卷に見ゆ。○坂戸氏 後世河内に榮えたる此氏は其多くは坂戸造、又は坂戸物部の後なる事明白なれど、次の如く多くは藤氏、若しくは源氏と稱せり。○坂戸氏 尊卑分脈に利仁三

世孫伊傳—公則—則經—則明(後藤太、號坂戸判官、河内國坂戸住人出生、以坂戸爲本領)及び則經弟忠念、河内國住人、號坂戸禪師と見えたり。○坂戸氏 尊卑分脈に文德天皇—能有一當時—相職—惟正—兼宣—章經—公則—公貞—信季(河内國坂戸郷人)—康季(本住所河内國坂戸牧也、即爲本領也、以當流號坂戸源氏、號坂戸大夫判官。)—季範—季賴—季固—季景と見ゆ。

文部 文書を掌るを職とする品部にして大寶令に東西文部と見ゆ。東は大倭にして西は河内を云ふ。○文首 文氏に二流あり、一は文首にして、一は文直也、前者は河内、後者は大和に住居す。よりて西文氏、東文氏と稱す。こは西即河内の文氏にて王仁の後也。即古事記應仁段に此和爾吉師者、文首等祖また應神紀に王仁者是書首等之始祖也、また古語拾遺に百濟王貢博士王仁、是河内文首祖也、と見ゆ。王仁は漢の高祖の後也と云ふ、延暦十年紀に漢高帝之後曰鸞、々之後王狗轉至百濟、百濟久素王時、聖祖遣使徵召文人、久素王即以狗孫王仁貢焉、とあり氏は雄略紀九年條に古市郡人書首加龍、また齊明紀に河内書首、また天武紀に書首根麻呂など見ゆ、同紀十二年條連姓を賜ふ。○書首 前條氏に同じ。○西漢文首 前條氏に同じ、本朝月令等に見ゆ、文首河内漢氏なる故に西漢文首と云ふ也。○文連 文首の後也、天武紀十二年條に文首云々、賜姓曰連と、後忌寸姓を賜ふ。○文忌寸 前條氏と異にして文首の後連姓を賜ひ、更に忌寸姓を賜へる者也。天武紀

十四年條に書連云々、賜姓曰忌寸とあるは此氏も含める也。姓氏錄、左京諸蕃に收め、文忌寸、文宿禰同祖、宇爾古首之後也、と載せたり。後宿禰を賜ふ、又淨野宿禰を賜へるもあり。○文宿禰 文忌寸の後也、延暦十年四月紀に左大史正六位上文忌寸最弟、播磨少目正八位上武生連眞象等言、文忌寸等、元有二家、東文稱直、西文號首、相比行、事、其來遠焉、今東文學家既登宿禰、西文漏恩猶沈忌寸、最弟等幸逢明時、不蒙曲察、歷代之後、申理無由、伏望、同賜榮號、永貽孫謀、有勅責其本系、最弟等言、漢高帝之後曰鸞、鸞之後王狗轉至百濟、百濟久素王時聖朝遣使徵召文人、久素王即以狗孫王仁貢焉、是文、武生等之祖也。於是最弟及眞象等八人、賜姓宿禰とある後也。姓氏錄、左京諸蕃に文宿禰、出漢高帝之後鸞王也と載せたり。○文宿禰 承和元年五月紀に左京人正七位下文忌寸歲主、无位同姓三雄等、賜姓淨野宿禰、河内國人正六位上文忌寸繼立、改忌寸賜宿禰焉、歲主、三雄、繼立等之先、並百濟國人也と見ゆるは西文氏の祖王仁百濟より歸化せしによる。武生連 延暦十年四月紀に播磨少目正八位上武生連眞象等言云々、漢高帝之後曰鸞、鸞之後王狗、轉至百濟、百濟久素王時、聖朝遣使徵召文人、久素王即以狗孫王仁貢焉、是文、武生等之祖也。於是眞象等八人、賜姓宿禰と見ゆ。○武生連 天平神護元年十二月紀に右京人外從五位下馬毘登國人、河内國古市郡人正六位上馬毘登益人等四十四人、賜姓武生連と見ゆるも前條の族なるべし。○武生宿禰 前條氏の宿禰姓を賜へる者也。姓氏

録、左京諸蕃に武生宿禰、同祖王仁孫河浪古首之後也、と見えたり。○淨野宿禰 文首の後なり、延暦十六年二月紀に從五位下淨野宿禰最弟、爲三兼縫殿頭、など見ゆ。猶承和元年五月紀に左京人正七位下文忌寸歲主先位同姓三雄等賜姓淨野宿禰、云々百濟國人也とあるは此氏の先祖百濟を經由して歸化せしによるなり。

内藏首 内藏毘登 王仁の後なり、王仁、阿知使主と共に内藏を司りしより起る、此氏阿知使主の後なる内藏直族の如く榮えず、又倉首とも藏毘登とも若しくは内藏毘登ともあり。○倉首 前條氏に同じ、天平勝寶元年十月紀に倉首於須美とあるは此氏人なり。此人天平寶字五年五月紀には内藏毘登於須美、天平寶字五年六月紀には藏毘登於須美と見ゆ。○藏史、藏毘登 貞觀五年九月紀に河内國古市郡人木工大屬正七位上藏史乙繼、改本居貫附右京職と見ゆ、○内藏朝臣 類聚符宣抄第七、貞元二年の太政官符に右少史高安連佐忠、給内藏朝臣姓と見えたり。

高丘連 廣陵高種の後なり、神龜六年五月紀に正六紀下樂浪河内(賜姓高岡連)とあるより出づ、後宿禰姓を給へり。○高岡連 前條氏に同じ、天平十四年八月紀に高岡連河内なる者見ゆ。○高丘宿禰 高岡連の宿禰姓を賜へる者也。神護景雲元年三月紀に河内國古市郡從四位下高丘連比良麻呂、賜姓宿禰とある後也、比良麻呂は天平寶字八年九月紀に高岳と載せたり。神護景雲二年六月紀に内藏頭兼大外記遠江守從四位下高丘宿禰比良麻呂卒、其祖沙門詠、近江朝歲次癸亥、自百濟歸化、父樂浪河内正五位下大學頭、神龜元年改謂高丘連云々、景雲元年、賜姓宿禰とあり、此氏姓氏錄、河内諸蕃に收め、高丘宿禰、出自百濟國公族太犬高僕之後高陵高種也、と註す。

○高丘朝臣 前條氏朝臣姓を賜へる者なるべし。○高丘氏 高丘連の族裔也、類聚符宣抄等に見ゆ。

犬養 文武紀三年三月條に河内國獻白鳩、詔免錦部郡一年租役、又獲瑞人犬養廣麻呂戶給復三年、と見ゆ。

○犬養連 犬養部の伴造家なり。海犬養連、縣犬養連、阿曇犬養連、若犬甘連等、各其條を見よ、單に犬養連と云ふは天武紀に犬養連五十君、犬養連大伴等見ゆ、此五十君は孝德紀に犬養五十君と見ゆれば其間に於て連姓を賜ひたるにか、此連姓の犬養氏にして後宿禰を賜へる者あり。○犬養宿禰 靈異記下十五に犬養宿禰眞老耆、居住諸樂京活目陵北之佐岐村也、と見ゆ、其他縣犬養宿禰、海犬養宿禰、若犬養宿禰、等各其條を見よ。

縣犬養部 犬養部の一種にして縣犬養連、これを管理す。○縣犬養連 縣犬養部の首長にして、河内を本居とし、京にも住居したり。神魂命八世孫阿居太都命の後なり。安閑紀二年條に九月甲辰朔丙午、詔櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等、主掌屯倉稅、と見ゆ。天武紀十三年十二月條に縣犬養連、種犬養連、賜姓曰宿禰とあつて、其本家は縣犬養宿禰となれり。次いで神龜四年十二月紀に縣犬養橋宿禰三千代言、縣犬養連五百俵、安麻呂、小山守、大麻呂等一祖子孫、骨肉孔親、請共沐天恩、同給宿禰姓、詔許之とありて支族又宿禰姓となれり。

縣犬養宿禰 前條に述べたる如く縣犬養連の宿禰を賜はりたるものなり、姓氏錄、左京に貫し、神魂命八世孫阿居太都命之後也と載す。此氏に三千代出で、大いに榮に、一門顯貴に列せらる、三千代

は和銅四年、縣犬養橋宿禰なる稱を賜ひ、内麻呂等は天平寶字八年、大宿禰姓を賜はれり。されど其後縣犬養姉女逆謀の事ありて姓を貶され大部と稱す。即神護景雲三年五月紀に縣犬養姉女等坐_二巫盪_一配流、詔曰云々、可婆禰替且遠流罪爾治賜と見ゆ。次いで寶龜二年九月紀に復_二犬飼内麻呂姉女等本姓縣犬養宿禰_一と見え、再び縣犬養宿禰を稱する事となれり。寶龜二年三月十七日に凡海連豐成經師貢進文に縣犬甘宿禰直熊（河内國志紀郡大路郷戸主志貴縣主忍勝戸口）また承和元年九月紀に河内郡古市郷人從六位下縣犬養宿禰小成改_二本居_一貫_二附右京一條_一など見ゆるは、京に上らずして本居河内國にありしものなり。○縣犬養橋宿禰 天平八年七月紀、葛城王の上表に葛城親母、贈從一位縣犬養橋宿禰、上歷_二淨御原天皇_一下逮_二藤原大宮_一事_二君致_一命、移_二孝爲_一忠、夙夜忘_二勞_一、累代竭_二力_一、和銅元年十一月二十一日供_二奉舉國大嘗_一二十五日御宴、天皇譽_二忠誠之至_一、賜_二浮杯之橋_一、勅曰、橋者果子之長上、人所_二好_一、柯凌_二霜雪_一、而繁茂、葉經_二寒暑_一而不彫、與_二珠玉_一共競_二光_一、交_二金銀_一、以_二逾_一美、是以汝姓者賜_二橋宿禰_一也、云々、と見ゆ、葛城王とは橋諸兄にして、これ橋姓の起原なり。されど縣犬養橋宿禰なる姓は此三千代一人に限るが如し。姓氏錄、橋朝臣條に縣犬養宿禰東人女從一位縣犬養橋宿禰三千代とあり。○縣犬養大宿禰 天平寶字八年九月紀に内舍人正七位下縣犬養宿禰内麻呂等十五人（賜姓）縣犬養大宿禰と見ゆ。此内麻呂、前述の如く罪に依り此姓を貶され、

一時大部と稱し、寶龜二年、犬養宿禰の稱を復されたるも大宿禰の稱はなし。されど仁明紀に縣犬養大宿禰貞守を始め文德紀、清和紀等に大宿禰見ゆ。○縣犬養氏 西宮記、權記等に見ゆ、縣犬養宿禰の後裔なり。

笛吹連 笛吹部の伴造也。姓氏錄、河内神別に笛吹連、火明命之後也と見ゆ。

高屋連 本郡高屋神社と神名式に見ゆる地の豪族なり。蓋高屋とは屯倉のありしより起れる地名にて、此氏屯倉の

長なりしが、慶雲元年六月紀に河内國古市郡人高屋連藥女一產_二三男_一とあるを初見とす、氏人に高屋連枝人あり、

石河郡の山崩れより出でしと云ふ此人の墓志に故正六位上常陸國大日高屋連枝人之墓、寶龜七年歲次丙辰十一月

乙卯朔廿八日壬午薨、と見ゆるより也。姓氏錄、河内神別に收め、同神（饒速日）十世孫伊已止足尼大連之後也と見

ゆ。

坂本臣 本郡及び高安郡に坂本郷あり、此氏と縁故あるか。○鴨部 高安郡を見よ。○加茂朝臣 高安郡を見

よ。○加茂氏 天平元年八月紀に河内國古市郡人无位賀茂子虫、授_二從六位上_一と見ゆ。

馬毘登 河内午人と同一物なり、天平神護元年十二月紀に右京人外從五位下馬毘登國人、河内國古市郡人正六位上

馬毘登益人等四十四人、賜_二姓武生連_一、また天平神護元年九月紀に河内國古市郡人正七位下馬毘登夷人、右京人正

八位下馬毘登中成等、賜_二姓厚見連_一と見ゆ。○馬史 萬葉集に河内國伎人郷馬國人、また散位察散位馬史國

人見ゆ、承和三年三月紀に能登史生馬史眞主、右近衛同姓眞主等、賜_二春澤姓_一、其先自濟國人也、とある、馬毘登の

伴造なり。

阿曇連。姓氏錄、河内神別に安曇連、編續神命兒穗高見命之後也、また未詳雜姓河内の部に安曇連、于都斯奈賀命之後也、など見ゆ。○厚見連。天平神護元年九月紀に河内國古市郡人正七位下馬毘登夷人、右京人正八位下馬毘登中成等、賜三姓厚見連と見ゆ。河内安曇氏と關係あるや否や不明。

筑紫史。野上連。延暦四年二月紀に近衛將監外從五位下筑紫史廣島、賜三姓野上連とある後也、姓氏錄、河内諸蕃に野上連、河原連同祖、陳思王植之後也、と載せたり。

淡海真人。大同類聚方八十に流人河藥、河内國古市淡海真人三船乃方也と、は弘文齋也。

白鳥陵守。

景行紀四十年條に日本武尊化三白鳥、從陵出之、指倭國而飛之、云々、白鳥更飛至河内、留舊市市、亦其處作陵、故時人號三陵、曰三白鳥陵、とある陵の陵戸の民を云ふ。仁德紀六十年條に差三白鳥陵守等、充役丁、時

天皇臨三子役所、爰陵守目杵忽化三白鹿、以走、於見天皇詔之曰、是陵本自空、故欲除其陵守、而甫差役丁、今視是惟一者甚懼之、無動陵守者、則且授三土師連等と見ゆ。○白鳥村主。阿智使主に隨ひ歸化せし漢人村主の一人

り、坂上系圖に見ゆ。神護景雲年間白原連姓を賜ふ。承和二年紀に與三白鳥村主同祖、出自三魯公伯禽云々とあり。○白鳥椋人。白鳥に存せし倉庫にて使役せし椋人なり、白鳥村主の族類にして同じく白原連姓を賜へり。

○白鳥史。白鳥倉庫の出入を司りし史の後なるべし、正倉院天平十七年文書に白鳥史老人と云ふ者見ゆ。

高屋城(古市町古市)。高屋丘にあり、室町時代當國主護たりし畠山氏累代の居城也。築城の初めは義

深の時か、其子基國の代か詳かならず。基國管領となりしを以て守護代を置き、遊佐、安見、木澤等の諸氏この後其職に補せらる。基國の子滿家、其の子持國、其の子義就に至り、父持國が前に養子したりし政長と争ひ、家臣兩黨に分れて領國亂る。義就の子義豐明應二年四月政長を自殺せしめしが、同八年正月政長の子尙順は義豐を攻めて自殺せしめ當城に入る。されど程なく細川政元の將赤澤宗益に攻められ、十二月城陥りて紀伊に逃れ、義豐の子義英當城に入りて當國主護となる。其後永正元年十二月廿五日兩黨和睦し尙順(卜山)再び當城に入り、その子植長を止め、自ら紀伊廣城に居す。尙順逝去後植長紀伊に赴き其弟長經當城主となる。天文十年九月に至り長經家臣に毒殺せられ、木澤左京亮、齋藤山城守、杉原石見守等割據自立す。遊佐長教再び植長を迎へ齋藤氏を當城に誅し、木澤、杉原等をも平ぐ。植長卒後其弟政國、次いで政國の子高政當城にあり。遊佐長教よく之を輔けしが、其の死後守護代安見美作守、高政の命を奉ぜず、永祿元年十一月高政を紀伊に追ひて自ら當城に入りて守護と稱す。同二年八月三好長慶、高政の爲に當城を攻め安見を追ひて高政を主とし湯川直光を守護代とす。しかるに其後高政、直光を退け再び安見美作守を守護代とせしかば、永祿三年三好長慶に攻められ、高政の父政國紀伊より來りしも守る能はずして十月末和を請ひ、當國三好氏の領となれり。長慶は其弟豊前入道實休を當城に置きしが同四年十二月畠山黨に攻められ、守

將三好政成、玉置氏に討たれ當城陥る。かくて當城再び畠山高政の有となりしも五年五月畠山氏又敗れて三好孫七郎入城す。長慶の卒後三好義次當城に入り、三好、松永兩黨争ふの際、義次、松永久秀に與し十年二月當城を出で、堺に移り、三好康長四國より來りて入城せしも十一年九月織田信長の攝津に入るに及び、逃れて四國に移り、畠山高政、信長に屬して當城を復し河内半國を賜ふ。其猶子右京大夫昭高、遊佐氏に攻められて自殺し、遊佐又織田氏に攻められて遁れ、次いで三好康長據りしも天正三年四月八日信長の爲陥られ當城廢す。

○彌野氏 其祖清右衛門大黒村の人也、新町村を開拓す。○森田氏 古市町の名族也。○端山氏 同じく古市町の名族。○高木氏 駒ヶ谷村八幡神社の社家也。源氏なりと云ふ。○小路氏 通法寺村の人七郎兵衛元和六年専光寺を創立す。

第十一節 志紀郡

志紀縣主 此は前條縣主とは全く別にて河内志紀郡の縣主なり。神名式此郡に志貴御縣神社を收む。此縣主は皇別系にて神武皇子神八井耳命より出づ。姓氏錄、河内皇別に志紀縣主、多朝臣同祖、神八井耳命之後也と見ゆ。雄略記に志幾之大縣主家、見ゆ。大縣主と云ふを以て勢力ありしを知るべし。

し。氏人は正倉院寶龜二年三月文書に河内國志紀郡大路郷戶主志貴縣主忍勝また大同方に萬差理藥河内國志貴縣主乃所傳家方也など見ゆ。此縣主の氏姓は志紀首にて後宿禰姓を賜へり。○志幾之大縣主 前述せり。○大志貴縣主 姓名錄抄に見ゆ。前條に同じかるべし。○志紀首 志紀縣主家の族なり。姓氏錄、右京皇別に志紀首、多朝臣同祖、神八井耳命之後也及び河内皇別に志紀首、志紀縣主同祖、神八井耳命後也と見えたり。○志紀宿禰 志紀氏の宿禰姓を賜へる者也。貞觀四年二月紀に河内國志紀郡人外從五位下行木工助兼右大臣家令志紀縣主福依等三人、賜姓宿禰、即改本居、隸左京職、神八井耳命之後、與多朝臣同祖也と見ゆ。○志紀朝臣 志紀宿禰の朝臣姓を賜へる者なるべし。東大寺續要錄寶藏篇に見ゆ。○志紀氏 志紀首の族なり。承和六年五月紀に河内國志紀郡志紀郷百姓志紀松取宅中、所生橘樹、其高僅二寸餘而花發者、殖于土器進之など見ゆ。

會賀臣 本郡惠賀より起る。私氏の後也。天平神護二年二月紀に右京人從六位下私眞綱、河内國人少初位上私吉備人等六人、賜姓會賀臣と見ゆ。姓氏錄、右京皇別に會賀臣、孝元天皇大彥命之後也と載せたり。

山口臣 本郡の豪族也。神護景雲年間朝臣姓を賜ふ。○山口朝臣 山口臣の後にして神護景雲元年九月紀に河内國志紀郡人正六位上山口臣犬養等三人、賜姓山口朝臣と見ゆるを起りす。姓氏錄、河内皇別に山口朝臣、遣守

朝臣同祖、武内宿禰之後也、續日本紀合、など載せたり。(石川郡參照)

林臣。本郡拜志郷より起る。古事記孝元段に波多八代宿禰者林臣云々之祖也、と見ゆ。天武朝に至り其宗家は朝臣姓を賜ふ。猶延暦六年、志紀郡人林臣海主等、又朝臣姓を賜ふ。○林朝臣。林臣の朝臣姓を賜へる者也。天武紀十三年條に林臣云々、賜姓曰宿禰、また延暦六年六月紀に河内國志紀郡人林臣海主、野守等、改臣賜朝臣、などある後也。姓氏錄、左京皇別に林朝臣、石川朝臣同祖、武内宿禰之後也、續日本紀合、また河内皇別に林朝臣、同上(道守朝臣同祖)など載せたり。後齊衡元年、紀朝臣姓を賜へる者あり。○林連。林臣と同様、本郡拜志郷名を負ひしか。但山城にも林郷ありて此氏に關係深ければ何れ本貫なるや未詳。此氏人、神護景雲年間、宿禰姓を賜ひ、又承和二年紀に河内國人林連馬主、伴宿禰を賜ふ。志紀郡に伴林氏神社あり。○林宿禰。林連の後也。神護景雲三年二月紀に外從五位下林連佐比物、廣山云々、賜姓宿禰、とある後也。姓氏錄、河内神別に林宿禰、大伴宿禰同祖、室屋大連公男御物宿禰之後也、と見ゆ。○伴林宿禰。林連の族也。林氏もと大伴氏より分れしを以て伴を冠する也。志紀郡には伴林氏神社あり。天長十年紀伴林宿禰御園等、伴宿禰姓を賜ふ。○林部。寶龜九年紀等に見ゆ。林臣私有部曲也。○林連。姓氏錄、左京諸蕃に林連、百濟國人木貴公之後也、また河内諸蕃に林連、出自百濟國直(一本腴に作る)支王也と載せたり。○林氏。林

連の族類也。姓氏錄、右京諸蕃に林、林連同祖、百濟國人木貴之後也、と載せたり。○林宿禰。次に云ふ林忌寸の後也。弘仁三年六月紀に河内國人外從五位下林忌寸真永云々、賜姓宿禰、と見ゆるより出づ。○林忌寸。坂上系圖に姓氏錄曰、志努直第二子志多直、是林忌寸等十姓祖也、と見ゆ。天應元年十一月紀に林忌寸稻麻呂あり。此氏弘仁三年に至り、宿禰姓を賜ふ。

紀部。紀臣私有の部曲なり。姓氏錄、河内皇別に紀部、建内宿禰男都野宿禰之後也と見ゆ、寶龜二年の經師勞劇帳に散位從五位下紀部千虫(河内國志紀郡人)とある又此族なり。○紀祝。姓氏錄、河内皇別に建内宿禰男紀角宿禰之後也と見ゆ。○紀朝臣。齊衡元年十二月紀に散位正六位上林朝臣並人等、改姓紀朝臣と見ゆ。

岡田毘登。此毘登は首(オヒト)なるべし。神護景雲三年九月紀に河内國志紀郡人從七位下岡田毘登稻城等四人、吉備臣姓を賜ふ。○吉備臣。神護景雲三年九月紀に河内國志紀郡人從七位下岡田毘登稻城等四人、賜姓吉備臣と見ゆ。

田井連。和名抄、本郡田井郷とある地より起る。天孫本紀に(饒速日命)八世孫物部金弓連公、田井連、佐比連等祖、また十世孫物部目古連公、田井連等祖また十二世孫物部小事連公、田井連云々等祖、など見えたり。○田井直。山木直之後なり。後連姓を賜ふ。

新家首。新家とは新に設けたる屯倉の意也。こは宣化紀元年條に見ゆる新家屯倉の首とす。此屯倉は和名抄に志紀郡新家郷とある地にありたるなるべし。姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に新家首、汗麻斯鬼足尼命之後者不見、と

ある後也。汗麻鬼足尼とは宇摩志麻手命を云ふなるべし。

衣縫造 大寶三年連姓を賜ふ。また承和八年三月紀に右京人孝女衣縫造金繼女、居住河内國志紀郡、年十二歳、始

失親父、泣血過人、服闋之後、親母許嫁、而竊出住於父墓、と見ゆるもあり。○衣縫連 大寶三年二月紀に衣

縫造孔子、並賜連姓、と見ゆ。正倉院天平七年文書左京職符に少屬衣縫連人君と云ふ者を載す。

土師部 本郡土師郷、丹比郡土師郷等名抄に見ゆ。皆此部民の住居せし地也。○土師連 神護景雲

三年紀に見ゆ。宿禰條を見よ。○土師宿禰 神護景雲三年十二月紀に河内國志紀郡人外從五位下

土師連智毛智、賜姓宿禰、また正倉院寶龜二年文書に散位從八位下土師宿禰男成、河内國志紀郡人、

また貞觀九年四月紀に河内國丹比郡人太政官史生正八位下土師宿禰長雄、散位從七位上土師宿禰常

見、改本姓貫右京職、など見ゆ。○贊土師部 延喜主計式に河内國贊土師鏡形二百七十口坏作土

師酒蓋七十六合など見えたり。○秋篠朝臣 延曆十五年七月紀に河内國人正六位上大枝朝臣氏麻

呂、正六位上大枝朝臣諸上、正七位下菅原朝臣常人、從七位上秋篠朝臣全繼等十一人、貫付右京、

また弘仁二年三月紀に河内國人從七位下土師宿禰常磐、賜姓秋篠朝臣、など見ゆ。○菅原朝臣

延曆十五年七月紀に河内國人正七位下菅原朝臣常人、云々、貫付右京、また梅城録引和漢年代記云、

延曆廿年辛巳、河内國人士師宿禰清貞、賜姓菅原朝臣、など見えたり。

清内宿禰。凡河内忌寸。元慶六年六月紀に丹波介清内宿禰雄行卒、雄行河内國志紀郡人也、本姓凡河内忌寸、後賜

清内宿禰姓、昔者唐人金酒信、袁晉卿二人歸化本朝、云々、と見ゆ。○清内氏 清内宿禰の後裔なるべし。

刀母余離 和銅六年六月紀に右京人友半于刀、河内國志紀郡人刀母余離、觀色奈並、染作暈欄色、而獻之、と見ゆ。

當宗忌寸 本郡常宗神社とある地より起る。坂上系圖に孝徳王(當麻氏祖)―山陽公(當宗忌寸)―また丹波氏系圖に

石秋王―山陽公、當宗祖など見ゆる後也。姓氏錄、左京諸蕃に當宗忌寸、後漢(孝)獻帝四世孫山陽公之後也、また

河内諸蕃に當宗忌寸、出自後漢獻帝四世孫山陽公也、と載せたり。○當宗宿禰 前條氏の後也。嵯峨紀に外

從五位下當宗宿禰家主等十六人を左京に貫する事を載せたり。

井上直 本郡に井於郷(井乃倍)あり、此氏のありし地か。此氏は坂上氏の族にて志多直より出づ。後忌寸姓、次に

宿禰姓を賜ふ。又井於連と云ふ氏もあり。

上部 高麗歸化族なり、天平十八年正月紀に右京人上部乙麻呂、また東大寺奴婢帳天平勝寶三年三月三日の奴婢

見來帳に河内國志紀郡東郷戶主上部古理、戶口上部白麻呂、また天平寶字五年紀に上部君足等二人賜姓雄坂造、

など見ゆ。

大賀良 任那なる大伽羅よりの歸化族、本國名を負ひたるものなるべし。姓氏錄、未定雜姓、河内の部に新羅國人

耶子王之後者、不見、と註す。志紀郡に辛國神社あり。○賀良姓 姓氏錄、未詳雜姓河内の部に賀良姓、新羅國

耶子王後也、と見えたり。

高橋連。姓氏錄、河内神別に高橋連、同神(饒速日)十四世孫伊已布都大連之後也。見ゆ。
縣犬養宿禰。凡海連豊成經師貫進文(寶龜二年三月十七日)に縣犬甘宿禰直熊(河内國志紀郡大路郷戸主志貴縣主忍勝戸口)見ゆ。古市郡條を見よ。

惠賀氏。本郡惠賀より起る。錦部郡條を見よ。

長野氏。本郡長野郷より出でしか。志紀郡條を見よ。

伴宿禰。承和二年十月紀に河内國人散位正六位上林連馬主、賜姓伴宿禰、又改本居一貫附右京、見ゆ。

山河造。神護景雲元年紀に志紀郡人山川造魚足あり、連姓を賜ふ。○山川連。前條氏の後也、神護景雲元年七月紀に河内國志紀郡人正六位上山川造魚足等九人、賜姓山川連、ある後也、姓氏錄、河内語蕃に山河連、依羅連同祖、素禰(一本彌)志夜麻乃君之後也、見えたり。

達沙氏。天平寶字五年三月紀に高麗人達沙仁德等二人、(賜姓)朝日連、また同五月紀に左兵衛河内國志紀郡人正八位上達沙仁德、散位正八位下達沙牛養二人、賜姓朝日連、後改爲島野連、見えたり。正倉院和銅七年文書にも此氏あり。

朝日連。天平寶字五年二月紀に高麗人達沙仁德等二人(賜姓)朝日連、また同五月紀に左兵衛河内國志紀郡人、正八位上達沙仁德、散位正六位下達沙牛養二人、賜姓朝日連、後改爲島野連、見ゆ。

島野連。天平寶字五年五月紀に左兵衛河内國志紀郡人正八位上達沙仁德、散位正六位下達沙牛養二人、賜姓朝日連、後改爲島野連、見ゆ。

連、後改爲島野連、と見ゆ。
譽田城(後古市郡、古市町譽田) 譽田御陵にありしかと云ふ。河内守護代杉原入道此地に據りて楠木正儀の軍と戦ふ。後明應の頃島山義豊當城にありて同族政長と戦へり。

○楠原氏。古市郡(もと志紀郡)譽田村八幡宮の神主家也。明應三年楠原民部大夫兼康あり。○市部氏。志貴縣主神社祠掌に市部大夫あり、南北朝の頃神體を奉じて吉野に通れしと云ふ。○安尾氏。○松倉氏。○寺田氏。○小山氏。○松本氏。共に柏原町の名族也。○市口氏。其祖甚七神功皇后三韓征伐の時海中に沈める古碇にて譽を作りにて献納したりと云ふ。鍛冶の古家也。○三田氏。もと水野氏、豊臣秀頼の臣水野庄左衛門の後也、庄左衛門元和の役死し其子淨久大阪伏見吳服町に住み、母姓を冒し三田七左衛門と稱し、大文字屋と云ふ。柏原船の創めらるゝに及び柏原町に移る。淨久松永貞徳に佛語を學び、又河内名所鑑を著す。延寶七年出版せし。○伴林氏。光平は林村なる眞宗尊光寺に生る。天誅組の名士也。元治元年二月京都六角の獄中に死す。○譽田氏。東大寺要録等に見ゆ。

第十二節 丹比郡

蝮部。又多治比部とも記す、反正天皇の御名代也。其名義は河内丹比てふ地名より起れるなるべし、反正紀に天皇初生于淡路宮、生而齒如二骨、容姿美麗、於是有井、曰瑞井、則汲而洗太子、時多遲花落在于井中、因爲太子名也、多遲花者今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞齒別天皇、また姓氏錄、丹比宿禰條に瑞齒別尊誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花飛、入御湯瓮中、色鳴宿禰、稱天神壽詞、奉號曰多治比瑞齒別尊、と見え、又後世淡路に瑞井宮の遺跡を傳ふれど採り難し。古事記仁德段に爲水齒別命之御名代、定蝮部、また姓氏錄、丹比宿禰條に奉號曰多治比瑞齒別尊、乃定多治比部諸國、爲皇子湯木邑、即以色鳴爲宰、令領丹比部戶、因號丹比連、とあり。此多治比部即蝮部には禰多治比部、靱多治比部及び蝮王部の三あり。前者は此天皇膳部の後にして、中なるは靱負部の裔、後者は乳部の事に仕へし部民とす。丹比連條を見よ。○丹比部 蝮部に同じ。延喜民部式に凡勸籍之徒、或轉蝮部姓、注丹比部云々如此之類、莫爲不合、と見ゆ。○靱負多治比部 反正帝の御名代として残れる靱負部也。○禰多治比部 反正帝の御名代なる多治比部(丹比部)の一種にして膳部にあづかりし後也。○蝮王部 反正帝の乳部の民なり。○丹比連 多治比部の總領的伴造也。火明命の後、御殿宿禰の子色鳴を祖とす。姓氏錄、丹比宿禰條に定多治比部諸國爲皇子湯木邑、即以色鳴爲宰、令領丹比部戶、因號丹比連、とあるにより明白なるべし。天

孫本紀にも(火明命)五世孫建筒草命、多治比連云々祖也、とありて、姓氏錄と符合す。此族に禰多治比連靱多治比連及び蝮王部連等あり。水齒別尊(反正帝)の膳部、靱負部、及壬生部のそれぞれ伴造家なり。前二者は殿諸足尼の男兄男庶、次弟男庶兄弟より出で後者は其一族より出づ。思ふに殿諸は御殿と同人なるべし。此を系に表せば、



丹比郡を本據とす。此地は反正紀元年條に冬十月、都於河内丹比、是謂柴籬宮、と見ゆ。後丹南丹北二郡となれり。靈異記には丹治比郡と載す、今立部村あり、古は蝮部と記せりと云ふ。此氏、天武朝及び嵯峨朝、朝臣姓を賜ふ。されど庶流猶連姓を稱する者多し。姓氏錄、河内神別に丹比連火明命之後也、と云ふは其一なり。

禰多治比連 禰多治比部の伴造にて丹比連の祖色鳴の兄弟より出ず。○手綴連 多治比部の膳部の伴造家なり。後宿禰姓を賜ふ。○靱丹比連 靱丹比連の伴造にて丹比連の祖色鳴の兄弟より出ず。丹比連及びタスキ條を見

よ。天武朝宿禰姓を賜へり。○瓊王部連。丹比部の壬生部の伴造家なり。天孫本紀に天忍男命、大瓊壬部連等祖也と見ゆ。○丹比新家連。丹比連の族にて新家屯倉を掌りし氏也。後丹比宿禰姓を賜へり。○新家連。こは丹比連の族にして新家屯倉を掌りし氏也。姓氏、丹比宿禰條に依り作新家、加新家二字、爲丹比新家連、など云ふは信ずるに足らず。寶龜八年五月紀に丹比新家連稻長、東麻呂等、丹比宿禰姓を賜ふ。○新家首。新家こは新に設けたる屯倉の意也。こは宣化紀元年條に見ゆる新家屯倉の首とす。此屯倉は和名抄に志紀郡新家郷とある地にありたるなるべし。姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に新家首、汗麻斯鬼足尼命之後者不見、とある後也。汗麻鬼足尼こは字摩志麻手命を云ふなるべし。○新家連。此氏又前條に云へる屯倉の首にて新家首の宗家なるべし。そは宣化紀元年條に物部大連鹿鹿火、宣遺新家連運、新家屯倉之穀とあるにより知るべし。此氏の出自は天孫本紀に物部志連公、新屋連祖と載せたり。○丹比宿禰。丹比連の宿禰姓を賜へる者也。天武紀十三年條に丹比連云々、賜姓曰宿禰、また弘仁二年閏十二月紀に左京人從六位下多治比連年繼、賜姓宿禰、など見ゆ。○丹比宿禰。前條氏の庶流丹比新家連の後也。寶龜八年五月紀に、勅旨少錄正六位上丹比新家連稻長、大膳膳部大初位下東麻呂、賜姓丹比宿禰、と見ゆ。姓氏錄、右京神別に載せたる丹比宿禰は此後にて宗家にあらず。其文に火明命三世孫天忍男命之後也、男武額赤命七世孫御殿宿禰男色鳴、大鷦鷯天皇御世、皇子瑞齒別尊、誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、干時虎杖花飛、入御湯瓮中、色鳴宿禰、稱天神壽詞、奉號曰多治比瑞齒別尊、乃定多治比部於諸國、爲皇子湯水色、即以色鳴爲宰、令領丹比部戶、因號丹比連、と、までは丹比連宗家

の傳也)遂爲氏姓、其後庚午年、依り作新家、加新家二字、爲丹比新家連也、とあるは誤れり。新家は和名抄志紀郡新家郷の地にして、もと新家屯倉のありし所とす。此氏丹比連の族にて此屯倉の長なりしを以て丹比新家連と云ひ而して寶龜八年初めて丹比宿禰を賜ひしものとす。宗家は早く既に天武朝丹比宿禰となりしにて此氏とは別なるべし。○靱丹比宿禰。天武紀十三年條に靱丹比連云々、賜姓曰宿禰、と見ゆ。手續宿禰。天武紀十三年條に手續連云々、賜姓曰宿禰、と見ゆ。次の氏に同じ。○摩多治比宿禰。摩多治比部の伴造なる手續連の宿禰姓を賜へる者にて前條氏に同じ。姓氏錄、河内神別に收め、摩多治比宿禰、火明命十一世孫殿足尼命之後也、男兄男庶、其心如女、故賜摩爲御膳部、次弟男庶、其心勇健、其力制十千軍衆、故賜靱號、四十千健彦、因負姓靱負、と見ゆ。これ長男は膳部の長となり、次男は靱負部の長となりしを云ふ也。○摩田宿禰。(出自未詳)拾芥抄に見ゆ。○丹比朝臣。丹比宿禰の朝臣姓を賜へる者か。類聚符宣抄第七に見ゆ。或は思ふ丹治真人の後かと。○丹治比氏。靈異記上卷十八に丹治比經師者、河内國丹治比郡人、姓丹治比、故以爲字、また今昔物語十四の廿六に河内國丹比の郡に丹治比の經師と云ふ者有けり、姓丹治比の氏也、據は丹治比ノ郡也など見ゆ。

丹比君。宣化帝皇子上殖葉王の孫多治比古王の後裔なり。河内國丹比てふ地名を負へるなるべし。真人條に引ける貞觀八年紀に此王誕生の節多治比花飛來りて湯沐釜に浮びしにより多治比古王と稱へ牽り、子孫多治比を氏とすと云へど、多治比部と同様信じ難し。古事記、宣化殿に惠波王、草那君、

多治比君之祖也、また宣化紀には上殖葉皇子、亦名楠子、是丹比公、偉名公凡二姓之先也など見ゆ。天武紀に丹比公麻呂あり、此氏なるべし。同朝真人姓を賜ふ。○丹比真人 丹比公の真人姓を賜へる者也。天武紀十三年條に丹比公云々、賜姓曰真人とあり。然るに同紀十一年條に筑紫大宰丹比真人島と記せるは追書なるべし。此人大寶元年紀に左大臣正二位多治比真人島薨云々、大臣、宣化天皇之玄孫、多治比王之子也と見ゆ。○丹堀真人 前條氏の後也、天長十年二月紀に改多治比真人氏賜姓丹堀真人と見ゆ、姓氏錄には天長九年の事とせり、貞觀八年多治真人に改む。○多治真人 前條氏の後也、貞觀八年二月紀に左中辨正五位下丹堀真人貞峯等、賜姓多治真人、先是、貞峯等上表曰、因土命氏、百王之彝規、分姓成親、千古之茂典、姓乖其本、何記皇流、氏失其初、誰知天應、私檢古記、檜隈廬入野宮御宇宣化天皇皇子、加美惠波皇子生十市王、十市王生多治比古王、此王生産之夕、忽多治比花、飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王、成長之後、固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公、(此多治比花の事信するに足らず。殊に御自身の名を以て直に氏となす事如何、恐くは丹比連と姻籍上の關係ありしか、若くは唯地名によりたるなるべし、而して前述多治比瑞齒別天皇の傳説を混同せし也)便以名爲姓、存其舊意、飛鳥淨御原(天武)天皇十三年十一月一日、定八姓十三氏、是時、多治比古男、左大臣正二位志摩公、賜姓真人、志摩真人、是貞峯之高祖父也、

天平六年、遣唐使正三位行中納言兼皇太子傳式部卿多治比真人廣成入唐之日、改作丹堀、復命之後、猶用舊姓、傳來百年、無心變改、天長九年四月二十五日、木工頭從五位上多治比真人貞成等、奏請改多治比三字、爲丹堀兩字、當于斯時、貞峯等身非氏長、不預私儀、心懷不穩、無敢駁論之、夫物貴不失眞、理則容因實、豈偏賞入唐之新文、訛所生之舊字乎、加之竊案文辭、情思義理、丹堀真人、是涉忌諱、伏願、以古多治字、換今丹堀姓、但緣煩文、請省比字、雖除一字、稱謂不變、然則存先祖之感生、貽孫謀於不朽、不勝懇款之至、拜表以聞。詔許之、と見えたり、姓氏錄、左京皇別に收め、多治真人、宣化天皇皇子賀美惠波王之後也と見ゆ。

中臣連 姓氏錄、河内神別に中臣連、同神十四世孫雷大臣命之後也、また中臣連 天兒屋根命之後也と見ゆ。○中臣氏 姓氏錄、河内諸蕃に中臣、中臣高良比連同祖、とあるは中臣部の後なるべし。○中臣部 中臣氏部曲なり。○中臣酒屋連 式内社本郡酒屋神社と縁故あるべし。姓氏錄、河内神別に中臣酒屋連、同神(兒屋根命)十九世孫真人連公之後也と見ゆ。○中臣酒人連 前條氏と同様中臣氏の族也。○中臣酒人宿禰 天武紀十三年條に中臣酒人連云々、賜姓同宿禰と見え、又姓氏錄、左京神別に中臣酒人宿禰、大中臣朝臣同祖とあり。○酒人宿禰 天平勝寶六年正月紀に酒人宿禰虫麻呂なる者見ゆ。○村山連 正倉院天平廿年文書に村山連首麻呂(河内國丹比郡狹山郷戸主少初位上村山連濱足)など見ゆ、姓氏錄、河内神別に村山連、中臣連同祖と載せたり。○中臣村山連 大神宮諸雜事記第一に見ゆ。前條氏に同じ。○高良比連 二所太神宮例文に高良比連千上と云ふ者

見ゆ。神龜三年頃の人なり。○中臣高良比連。姓氏錄、河内神別に中臣高比良連、津速魂命十三世孫巨狹山之後也。○高良比氏。前條氏の後裔なるべし。○菅生朝臣。本郡菅生郷より起る、神名式、菅生神社を載せたり。此氏は姓氏錄、河内神別に菅生朝臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也。○菅生氏。菅生朝臣と同族なるべし、天平十八年五月紀に菅生古麻呂、其他正倉院天平寶字二年文書等に見ゆ。○狹山連。河内國丹比郡狹山郷より出づ、神名式此郡に狹山神社あり、巨狹山命の名を負ひしにて古くより中臣氏領の地と思はる、姓氏錄、和泉神別に收め、狹山連、同上(天兒屋根命之後也)と註す。

城原氏。姓氏錄、河内神別に城原、同神(神魂神)五世孫大廣日命之後也。○依網田部。依網屯倉に使役せし品部也、丹比部に田邑郷あり。○依羅田部連。依網屯倉に使役せし田部の伴造家也、天孫本紀に饒速日命十四世孫物部倭古連公、依羅田部連等祖と見ゆ。○依羅造。依羅物部の伴造か、又は依羅屯倉職員の後なるべし、神護景雲元年紀に五百世麻呂、里上等依羅造姓を賜ふ、志紀郡、丹比郡等の人也。○依羅連。依羅の地にありし豪族也、雄略朝の頃依羅連柴垣あり。○依羅連。前條氏を冒せる也、天孫本紀に(饒速日命十一世孫)物部布都久留連公、此連公、大兵谷御世、爲大連。依羅連柴垣女太姫爲妻生一兒と見え、次に其子物部多波連公、依羅連等祖とあり。即多波、母姓を冒せるを知るべし、其他猶饒速日命十三世孫物部吳足尼連公、依羅連等祖と見ゆ、吳足尼は布都久留の孫なるが、多波の子か、正倉院神護景雲元年正月文書に大初位下依羅連國堅(左京人)など其後也、姓氏錄、左京神別に依羅連、饒速日命十二世孫國大連之後也、(國は布都

久留也)また右京神別に依羅連、同神十世伊已布都大連之後也、など載せたり。○依羅連。依羅造の後也、神護景雲元年七月紀に河内國志紀郡人從六位上依羅造五百世麻呂、丹比郡人從六位下依網造男上等十一人、依羅連を賜ふ。○物部依網連。依網連に同じ、天平四年紀に人會あり、朝臣姓を賜ふ、姓氏錄、河内神別に物部依羅連、神饒速日命之後也と載せたり。○依羅連。姓氏錄、河内諸蕃に依羅連(連字なき本多し、考證本あり、なき方よかるべし)百濟國人素禰志夜麻美乃君之後也と載せたり。○依羅朝臣。次の氏と同じ、拾芥抄に見ゆ。○物部依羅朝臣。物部依羅連の後也、天平四年五月紀に正六位下物部依羅連人會、賜朝臣姓と載せたり。○矢田部。又八田部とも記す。仁德皇后八田若耶女の御名代部也。○矢田部首。姓氏錄、河内神別に矢田部首、同神(饒速日命)六世孫伊香我雄命之後也、と載せたり。

河内畫師。天平勝寶九年四月七日の西南角領解に畫師司長上正七位下河内畫師次萬呂、河内畫師鯨(河内國丹比郡土師里戶主正七位下河内畫師次萬呂戶口)河内畫師廣川(河内國丹比郡土師里戶主河内次萬呂戶口)また天平寶字三年十一月紀に造東大寺判官外從五位下河内畫師祖足等十七人、賜姓御杖連など見ゆ。姓氏錄、河内諸蕃に收め、河内畫師、同上(上村主同祖、陳思王植之後也)と註す。○河内氏。河内畫師の族也、天平勝寶九年四月七日の西南角領解に河内國丹比郡土師里戶主河内次萬呂、また天平寶字二年二月廿四日の畫工司移河内稻長河内丹比郡、河内古萬呂同上、河内廣庭同上、畫部河内石鳥左京と見えたり。○御杖連。天平寶字三年十一月紀に造東大寺判官外從五位下河内畫師祖足等十七人、賜姓御杖連とある後也、同五年正月紀にも此人を載せたり。

勇山氏 弘仁元年十月紀に河内國人從七位下勇山國島、正七位下家繼、正八位上眞繼、從八位下文繼等、賜姓連、見ゆ。○勇山連 前條の如く勇山の連を賜ひしもの也、姓氏錄、河内神別に勇山連、神饒速日命三世孫出雲醜大、使主命之後也と載す。是により思ふに物部尾與、膽狹山部を獻せしが、其首長は物部氏族なりしが如し、弘仁六年七月紀に河内國人外從五位下勇山連家繼、外從五位下文繼、正七位上國島、正七位下眞繼等實附右京と見ゆ。後安野宿禰姓を賜ふ。

船史 船舶を掌りし氏にて船戸の伴造家也、百濟貴須王(近仇首王)の孫知宗王(辰孫王)の後にて、王辰爾を祖とす、左に其略系を示せば、

- 貴須王—辰斯王—辰孫王(知宗王、應神朝來朝)—太阿郎王(仁德帝近侍)—亥陽君—午定君(鹽君)
- 味沙(味散君)—膽津(白猪史)
- 辰爾(智仁君)—那沛故首—王後首(王乎)
- 麻呂(午また番侶君)……津史

(菅野朝臣及び以下の條々を見よ)此氏の起りは欽明紀十四年條に蘇我大臣稻目宿禰、奉勅遣王辰爾、數錄船賦、即以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史、今船連之先也、とあるに起る。辰爾は敏達紀元年條に天皇執高麗表疏、授於大臣、召聚諸史、令讀解之、是時諸史於三日內、皆不能讀、爰有

船史祖王辰爾能奉讀釋、由是天皇與大臣俱爲讚美、曰、勅乎辰爾、懿哉辰爾、汝若不愛於學、誰能讀解、宜從今始近侍殿中、とあり、其子那沛故首、其子王後首は推古紀十六年條に船史王乎爲掌客と見ゆる人也。此人の墓誌、河内國安宿郡松岡山より出づ、今古市郡古市村西琳寺にありと云ふ、其文に曰く惟船氏故王後首者、是船氏中祖、王智仁首兒那波故首之子也、生於乎婆陀宮治天下天皇之御世(敏達朝)奉仕於等由羅宮治天下天皇之朝(推古朝)於阿須迦宮治天下之朝天皇、照見知其才異仕有功勳、勅賜官位大仁、品爲第三、殞於阿須迦天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅、故戊辰年十一月、殯葬於松岡山上、共婦安理刀能刀自同墓、其大兄刀羅古首之墓並作墓也、卽爲安保萬代之靈、基宇固永劫之寶地也、とあり、次に推古紀に船史龍、皇極紀に船史惠尺(蘇我氏滅亡の際、所饒國記を出せる人)等皆此氏人也、後連姓を賜ふ。

船子首 姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に船子首、百濟國人久爾君之後者不見と載せたり。○船連 船史の後也、天武紀十二年條に船史賜姓曰連とあり、氏人は文武紀四年三月條に道照和尚物化、天皇甚悼惜之、遣使卽弔贈之、和尚河内國丹比郡人也、俗姓船連、父惠釋少錦下、また元享釋書に釋道昭、世姓船氏、内州丹比郡人也。次に天平四年の優婆塞貢進解に船連次麻呂(河内國丹比郡野中郷戸主正六位上船連吉麻呂戸口)また天平勝寶元年の船連石立の勳籍に船連石立(河内澁川郡竹淵郷戸主正八位下利苾村王家麻呂戸口)次に貞觀九年十一月紀に河内國丹比

郡人外從五位下行直講船連副使麻呂、改本居隸右京職等あり。此氏より他姓を賜へるは御船宿禰、菅野朝臣、菅原宿禰等あり、各條を見よ。姓氏錄、右京諸蕃に船連、菅野朝臣同祖、大阿耶王三世孫智仁君之後也など載せたり。○船連。船史の後也、天平寶字二年六月紀に船史(賜姓)船直と見ゆるより出ず。○船宿禰。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ、船連の宿禰姓を賜へる氏なるべし。○船朝臣。外記日記等に見ゆ、船連の後裔なるべし。○船氏。正倉院天平寶字七年文書、朝野群載十一等に見ゆ、猶元享釋書に釋慈訓、世姓船氏、内州人云々、寶龜八年化、など何れも船史の後也。○御船宿禰。船連の後也、天長十年八月紀に河内國人戸主外從五位下御船宿禰氏主等、改本居、貫附右京六條、また貞觀五年紀に右京人御船宿禰彦主、佐世、氏柄、助道等、菅野朝臣姓を賜ひ、又河内國丹比郡人左兵衛權大志正七位上船連貞直、賜姓御船宿禰彦主等之先。出、自百濟國貴須王也、また類聚符宣抄第七にも貞元二年、菅野朝臣姓を賜ふ事を載せたり。○津首。姓氏錄、河内神別に津首、同神(饒速日命)六世孫伊香我色命之後也さなるは津門首の誤寫なるべし。○津史。津は難波の津なるべく、津史とは攝津の史なるならむ、神名式、丹比郡及び河内郡に大津神社あり、此氏と關係あるべし、敏達紀三年十月條に詔、船史王辰爾弟牛、賜姓爲津史と見ゆ、後連姓を賜はれり。○津連。前條氏の連姓を賜へる者なり、天平寶字二年八月紀に外從五位下津史秋主等廿四人言、船、葛井、津、本是一祖、別爲三氏、其二氏者蒙連姓、訖、唯秋主等未嘗改姓、請改史字、於是賜姓津連と見ゆ、延曆九年七月紀に圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊豫守津連眞道等上表言、眞道等本系出自百濟國貴須王云々、輕島豐明朝御宇應神天皇、云々、國王貴須王恭奉使旨、擇採宗

族、遣其孫辰孫王(一名智宗王)隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是、始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此、難波高津朝御宇仁德天皇、以辰孫王長子太阿耶王爲近侍、太阿耶王十亥陽君、亥陽君子午定君、午定君生三男、長子味沙、仲子辰爾、季子麻呂、從此而別、始爲三姓、各因所職、次命氏焉、葛井、船、津連等即是也、云々、伏望改換連姓、蒙賜朝臣、於是、勅因居、賜姓菅野朝臣とあり、猶翌年宿禰姓を賜へるのあり。○津宿禰。延曆十年正月紀に對馬守正六位上津連吉道等十人賜宿禰、少外記津連巨羅雄等兄弟姉妹七人、因居賜中科宿禰とあるに出づ、姓氏錄、右京諸蕃に津宿禰、菅野朝臣同祖、繼君男麻呂之後也と見ゆ、後菅野朝臣を賜へる者あり、其條を見よ。○菅野朝臣。百濟國貴須王の後なる葛井、船、津の三氏の朝臣姓を賜へるものなり。延曆九年七月紀に左中辨正五位上兼木工頭百濟王仁貞、治部少輔從五位下百濟王元信、中衛少將從五位下百濟王忠信、圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊豫守津連眞道等、上表言、眞道等本系、出自百濟國貴須王、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈、奄扶餘而開國、天帝授錄、惣諸韓而稱王、降及近肖古王、遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豐明朝御宇應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別使於百濟、搜聘有識者、國主貴須王恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王(一名智宗王)隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、次爲皇太子之師矣、於是、始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此、難波高津朝御宇仁德天皇、以辰孫王長子太阿耶王爲近侍、太阿耶王子亥陽君、亥陽君子午定君、午定君生三男、長子味沙、仲子辰爾、季子麻呂、從此而別、始爲三姓、各因所職、以命氏焉、葛井、船、津連等即是也、逮于他田朝御宇敏達

天皇御世、高麗國遣使上鳥羽之表、群臣諸史莫之能讀、而辰爾進取其表、能讀巧寫詳奏表文、天皇嘉其篤學、深加賞歎、詔曰、勤乎懿哉、汝若不愛學、誰能解讀、宜從今始近侍殿中、既而又詔東西諸史曰、汝等雖衆、不及辰爾、斯並國史家牒、詳載其事矣、伏惟皇朝則天布化、稽古垂風、弘澤浹乎群方、敕政覃於品彙、故能修廢繼絕、萬姓仰而賴慶、正名辨物、四海歸而得宜、凡有懷生、莫不抃躍、眞道等先祖、委質聖朝、年代深遠、家傳文雅之業、族掌西岸之職、眞道等生逢昌運、預沐天恩、伏望改換連姓、蒙賜朝臣、於是勅因居、賜姓菅野朝臣、こあるに始る、姓氏錄、右京諸番に收め、菅野朝臣、出自百濟國都慕王十世孫眞首王之後也、こ見ゆ、猶其後、承和元年十二月紀に諸陵少允正六位上中科宿禰直門、左少史從七位下同姓繼門等、賜姓菅野朝臣、津連之別姓也、次に貞觀五年八月紀に右京人從五位下行皇太后宮大進御船宿禰彥主、從五位下助教兼備後權介御船宿禰佐世、內藏少屬正七位上御船宿禰氏柄、散位從七位上船運助道等男女六人、賜姓菅野朝臣云々、彥主等之先、出自百濟國眞須王也、次に貞觀六年八月紀に右京人河內守從五位下善良朝臣豊村、右大史從六位下葛井連宗之、兵部小錄正六位上葛井連居都成等、賜姓菅野朝臣、本系出自百濟國眞須也、次に元慶元年十二月紀に右京人從五位下行山城權介船運副使麻呂、內藏權少允正七位上津宿禰輔主、主殿允大初位下葛井連直等三人、賜姓菅野朝臣、其先百濟國人也、次に類聚符宣抄第七、貞元二年五月十日の太政官符に大外記御船宿禰傳說(賜姓)菅野朝臣姓など皆同族なり。

延曆十八年三月紀に正四位下行左大辨兼右衛士督皇太子學士伊勢守菅野朝臣眞道等言、已等先祖、葛井、船、津、三

氏墓地、在三河内國丹比郡野中寺以南、名曰寺山、子孫相守、累世不侵、而今樵夫成市、採伐冢樹、先祖幽魂、永失所歸、伏請依舊令禁、許之さある此氏の祖先の墓地の事は船中條を參照。○菅野氏、前條氏の後也、日本紀略、外記日記等に見ゆ。○葛井連、百濟辰孫王の後也、其子太阿耶王、亥陽君、午定君に三子あり。長子味沙を此氏の祖とす其子鴨津自猪史を賜ひしが奈良朝に至り葛井連姓を改め賜ふ。即養老四年五月紀に改自猪史氏、賜葛井連姓と載せたり。葛井は志紀郡藤井寺の地也。此氏後宿禰姓を賜ひ、又菅野朝臣姓を賜へるもあれど猶連姓の者も見えたり。即貞觀五年九月紀に河内國丹比郡人左少史從六位下葛井連宗之、兵部少錄正七位下葛井連居都成等四人、改本貫、貫附右京職、また同十月紀に河内國丹比郡人正六位上葛井連居都人、大初位下葛井連高長等改本居、貫附右京職、また東寶記第八天曆五年五月一日の太政官符に葛井連清範(左京二條二坊戶主從八位上同姓清常戶口)など見ゆ、菅野朝臣條を見よ。○葛井連、天孫本紀に物部建彥連公、葛井連云々等祖と見ゆるは前條氏とは別也。○葛井宿禰、葛井連の宿禰姓を賜へる者也、延曆十年正月紀に春宮亮正五位下葛井連通依、主稅大屬從六位下船連今道等言、葛井、船、津連等、本出一祖、別爲三氏、而今津連等幸遇昌運、先賜朝臣、而道依、今道等、猶滯連姓、方今聖主昭臨、在幽盡燭、至化潛運、稟氣歸仁、伏望、同沐天恩、共蒙改姓、詔許之、道依等八人、賜姓宿禰、今道等八人、因居賜官原宿禰、こ見ゆる後也、此氏後善良朝臣姓を賜ふ。姓氏錄、右京諸番に收め、葛井宿禰、菅野朝臣同祖、鹽君男味散君之後也、と載せたり。○藤井宿禰、前條氏に同じかるべし、朝野群載第七、大間書等に見ゆ。○中科宿禰、津連の後也、延曆十年正月紀に少外記津連巨都雄等、兄弟姉妹七人、

因レ居賜ニ中科宿禰、(葛井條を見よ)と見ゆ。姓氏錄、右京諸蕃に中科宿禰、菅野朝臣同祖、鹽君孫宇志之後也、と註す。後承和元年に至リ菅野朝臣を賜ふ、菅野條を見よ。○**中科朝臣**。類聚國史九十九に弘仁八年正月云々、從五位下中科朝臣善雄と載せたり。○**宮原宿禰**。船史の後裔也、延暦十年正月紀に主稅大嶋從六位下船連今道等言、葛井、船、津連等本出一祖、別爲三氏、云々、今道等八人、因居賜宮原宿禰、とある後也、姓氏錄、右京諸蕃に宮原宿禰、菅野朝臣同祖、鹽君男知仁君之後也、一本云、同郡郡慕王十世孫貴首王之後也、と載せたり。

白猪史。欽明紀三十年條に詔曰量置田部、其來尙矣、年甫十餘、脫籍免課者衆、宜遣膽津(膽津、王辰爾之甥也)檢定白猪田部、夏四月、膽津檢閱白猪田部丁者、依詔定籍、果成田戶、天皇嘉膽津定籍之功、賜姓爲白猪史、尋拜田令、爲瑞子之副、とあるに初まる。養老四年五月紀に改白猪史氏、賜葛井連姓、とあるは此氏人なり。○**葛良朝臣**。葛井宿禰の後也、承和元年十月紀に右京人陰陽察允正六位上葛井宿禰石雄、兵部省少錄正六位上同姓鮎川、賜姓葛良朝臣、とある後也、後貞觀六年菅野朝臣姓を賜ふ、本系出自百濟國眞須、也と註せり。

安原宿禰。貞觀六年八月紀に河内國丹比郡人大宰大典正六位上安原宿禰臣雄、左近衛將曹從六位下安原宿禰貞臣等、改本居、隸右京職、と載せたり。
長野連。志紀郡長野郷より出でしか。木郡又長野神社あり。姓氏錄、右京及び河内諸蕃に收む、前者は長野連、出自山田宿禰同祖忠意之後也、後者は長野連同上(山田宿禰同祖)と載せたり。○**長野村主**。坂上氏の一族也。

坏作。坏を作る品部なり、坏は酒杯高杯等の惣稱なり。○**坏作造**。姓氏錄、未詳雜姓河内の部に坏作造、新羅國人曾生支富主人之後者不レ見と見ゆ。

霧陰史。大同類聚方三十一に霧陰史安良世、音人と云ふ人見ゆ。

安曇連。姓氏錄、河内神別に安曇連、綿織神命兒穗高見命之後也、また未詳雜姓河内の部に安曇連、于都斯奈買命之後也、なと見ゆ。

甘味氏。天平十七年八月十九日内藥司解に正六位上甘味(別當)見ゆ、丹比郡天美てふ地名を負ひしか。

住道首。住跡物部、攝津卷を見よ。

菅生朝臣。本郡菅生郷より起る、神名式、菅生神社を載せたり。此氏は姓氏錄、河内神別に菅生朝臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也と見ゆ。○**菅生氏**。菅生朝臣と同族なるべし。天平十八年五月紀に菅生古麻呂其他正倉院天平寶字二年文書等に見ゆ。

田部。本郡に田邑郷あり、こは依網屯倉の田部の住みし地なるべし、又櫻井田部なるもの物に見ゆ、ヨサミ及びサクラキ條を見よ、其他今南河内郡に田邊村あり。

八戸史。光武帝齋と稱す、本郡八戸郷より起る、姓氏錄、河内諸蕃に八戸史、出自後漢光武帝孫章帝之後也、と載せたり。承和三年、八戸史磯益等常澄宿禰姓を賜ふ。其先高麗人也と見え、又元慶三年及び元慶五年に高安宿禰姓を賜ふ者あり。三年紀には高安郡人云々、先祖後漢光武帝孝章皇帝之後也、裔孫高安公陽岳、天萬豊日(孝德)

天皇御世、立高安郡、陽倍二字意與八戸兩字、語相涉、仍後賜八戸史姓、末孫正六位上八戸史貞川等、承和三年改八戸史賜常澄宿禰、見ゆ。○八戸連、拾芥抄に見ゆ、前條氏の後也。○八戸宿禰、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ、八戸氏の後也。(高安郡常澄氏條を見よ。)

道守臣、姓氏錄、河内皇別に道守臣、道守朝臣同祖、武内宿禰男波多八代宿禰之後也、見ゆ。○道守朝臣、姓氏錄、

河内皇別に道守朝臣、波多朝臣同祖、武内宿禰男八多八代宿禰之後也、日本紀合に見ゆ。○道守朝臣、姓氏錄、

尋來津君、天平實字七年九月紀に河内國丹比郡人尋來津公開麻呂、坐殺母配出羽國小勝櫛戸、見ゆ。姓氏錄、

河内皇別に尋來津公、上毛野朝臣同祖、壹城入彦命之後也、三世孫赤麻里依家地名、貢尋來津君、載せたり。

靱編、靱を作るを職せし品部也、貞觀儀式に靱者靱編氏造之、また四時祭式に但靱者、靱編氏作また河内國

靱編戸百姓など見ゆ。○靱編戸、靱編を出す戸を云ふ。○靱編首、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に靱編首、神志

波移命之後者不見、見ゆるは靱編の伴造家也。

阿比古、我孫公、秋原朝臣、承和三年十一月紀に河内國人故從七位下我孫公請成、散位同姓阿比古道成等、賜姓秋

原朝臣、見ゆ。

阿比古宿禰、河内我孫公の後に宿禰を賜へるなるべし。除目大成抄卷三に河内大目阿比古宿禰吉則と云ふ人見ゆ、

康平六年頃の人なり。

弓削部、本郡に弓削神社あり。此部氏のありし地也。若江郡條を見よ。

布忍首、布師首の族也、本郡に布忍村あり、此氏の住居せし地とす。姓氏錄、河内皇別に布忍首、的臣同祖、武内

宿禰之後也、日本紀漏と載せたり。○布忍臣、和泉の巻を見よ。

池後臣、本郡に池尻村あり、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に池後臣、天彦麻須命之後也、見ゆ。

倭河原忌寸、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に後河原忌寸、武甕槌神十五世孫彦振根命之後者不見、もとより信すべ

からず、倭漢坂上氏の一族なり。

河原伊美吉、天安元年正月紀に川原忌寸云々等、改忌寸賜伊美吉姓と見ゆ。

河原椋人、本郡河原にありし倉庫に使役せし部民也。神龜二年七月紀に河内國丹比郡人正六位下川原

椋人子蟲等四十六人、賜河原史などあり、姓氏錄には河内諸蕃に收め河原藏人、土村主同祖、陳思

王植之後也と記載す。○河原藏人、前條部民に同じ、前條及び次條を見よ。○河原史、河原藏人

を司りし史也。孝徳朝に野中河原史満あり、神龜二年七月紀に川原椋人子蟲等四十六人、賜河原史

姓と、猶次條神護景雲三年紀の文を見よ(野中河原史参照) ○河原毘登、前條なる河原史に同じ、

神護景雲三年九月紀に左京人從八位下河原毘登堅魚等十人、河内國人河原藏人人成等五人並賜姓河

原連など見えたり。○河原連、河原毘登の河原藏人の連姓を賜へるものなり。前條引ける神護景

雲三年紀を見よ、姓氏錄、河内諸蕃に河原連、廣階連同祖、陳思王植之後也とあり、齊衡二年、廣

第十二節 丹比郡

階宿禰を賜ふ、其條を見よ。○**棕河原連** 前條氏に同じ、棕は藏人の長たりしによる。

○**野中河原史** 河原氏に同じ、野中は本郡野中郷とある地にて河原に近し、孝徳紀に野中河原史満と云ふ人見ゆ。○**川原宿禰** 恐く河原忌寸の宿禰姓を賜へるものなるべし。常陸風土紀に國宰川原宿禰黑麻呂と云ふ人見ゆ、猶類聚符宣抄第三にも此氏あり。

野中 本郡野中郷より起りしなるべし。姓氏錄、右京皇別に收め野中、同彦國押人命之後也と載せたり。

土師部 本郡に土師郷あり、此部民のありし地也。志紀郡條參照。○**土師宿禰** 貞觀九年四月紀に河内國丹比郡人太政官史生正八位下土師宿禰長雄、散位從七位上土師宿禰常見改本居一貫三右京職と載せたり。志紀郡參照。

秦氏 天平寶字二年二月廿四日の書工司移に秦虫足河内國丹比郡と見ゆ。

田村村主 本郡に田邑郷あり、坂上氏族なる田村々主のありし地か。

小山城(藤井寺村津堂) 三好氏の屬城也。これより前、安見備中守清時畠山義就に屬し當城にあり、其子兵部助清重、孫掃部助清範を経て太郎左衛門尉友重に至り、永祿九年十一月二十三日三好笑岩に陥られ交野城に移りしと云ふ。後織田氏に攻められて陥る。

別莊城(惠我村別所) 畠山高政の居城也と云ふ。その裔勘解由大阪の役堺に遁れしと云ふ。

一津屋城(同村一津屋) 三好駿河守の居城也と云ふ。○**大堀壘**(同村大堀) 大堀左馬の居城也。○**長**

會根城(八上郡金岡村長會根) 南北二城あり。

鳴城(埴生村向野) 沿革未詳、○**丹南城**(丹南村丹南) ○**大保壘**(同村大保) 楠氏の部將のありし地也と云ふ。○**德專寺城**(丹比村多治比) 松永久秀の據りし地也。○**河原城**(同村河原城)

河原弘成の據城也と云ふ。○**平尾城**(平尾村平尾) 元弘二年正成の築きし城壘の一也。後正勝、山名氏晴と此地に戦ふ。

野田城(野田村南野田) 嘉暦元年二月楠氏の部將野田四郎正勝の築造、正勝湊川に戦死し其子四郎正氏又四條殿にて正行に殉す。孫の兵部正康北軍と戦ひしも延文元年城を燒き狭山東野に戦死。

半田城(狭山村半田) 延元三年九月廿九日佐備三郎左衛門尉正忠、高木遠盛等此地を攻めし事あり、後明應年間埴田右近なる者當城に據る。

○**森氏** 大保村の名族也。○**吉田氏** 楠家々臣、兵庫頭の後也。○**奥野氏** 其左衛門寛文延寶の頃田中新田を開拓す。○**日置氏** 元祿十五年正近關茶屋新田を開發す。○**山上氏** 狭山藩士也、寶曆年間郷助(名容重、字愚郷)

あり、その十年八月十一日老職井出權左衛門の苛酷の政治をなすを怒りて、之を刺殺す。○**日置氏** 垂仁朝皇子五十瓊敷命に賜ひし十箇品部の一なる日置部の後裔にして、西村に方丈餘の樓臺を造りて日置台と稱す。天正兵亂衰ふ。

○久保氏 小山村の人久保宗兵衛重興一至居士と號す。城山八景詩集を著す。○全田氏 東瓜破村の氏族。○矢倉氏 同上。○城蓮寺氏 左衛門安明は和田和泉守正遠の家臣也。元中年間富田莊に居住す。村名はその氏名より起れり云ふ。○長谷川氏 和田正遠より出づ。その後裔城蓮寺村に住し、後長谷川と改む。○谷氏 小川村の氏族、元祿六年興次兵衛正定寺を創立す。○在原氏 昔阿保村に阿保親王の後裔なる在原信之と云ふものありしと云ふ。其の子幸松磨長和三年六月十五日母の病を祈りて報あるを喜び池に没して死す。

○小田氏 元和年中小田宗慶なる者あり。○多田氏 北八下村南花田に多田藏人仲兼の墓あり、壽永二年十一月十九日頼朝に屬して義仲と戦へる人也。○稻岡氏 源滿仲の家臣仲光の末裔也。弘安六年三月教念寺を建立す。

第十三節 石川郡

紺口縣主 紺口縣とは後の石河郡紺口郷附近の地を云ふ。神名式に成口神社、成口佐備神社此郡にあり。姓氏錄、河内皇別に紺口縣主、志紀縣主同祖、神八井耳命之後也と見ゆ。

石川臣 石川の名稱は元慶元年十二月紀に右京人前長門守從五位下石川朝臣木村、散位正六位上箭口朝臣岑業、改石川箭口、並賜姓宗岳朝臣、木村言、始祖大臣武内宿禰男宗我石川、生於河内國石川別業、故以石川爲名、賜宗我大家爲居、因賜姓宗我宿禰、淨御原天皇十三年、賜姓朝臣、以先祖

之名、爲子孫之姓、不避諱、詔許之、とあるにより河内國石川郡と云ふ地名を負ひしを知る。大和高市郡にも石川村あり。蘇我氏の支流、石川麻呂の後也。孝徳紀に蘇我倉山田石川麻呂臣、また蘇我山田麻呂大臣、また蘇我石川萬呂大臣など見ゆ。麻呂は名にして臣は姓なり、因りて蘇我倉山田石川は復式の氏と見るべきなり。蘇我本家即蝦夷入鹿の家滅びて後は此家蘇我の本流となる。

馬子——蝦夷——入鹿



大化五年石川麻呂及び其子皆滅び、弟連子の後裔榮ゆる事となれり。連子は天智紀三年五月條に蘇我連大臣薨、と見え、其弟赤兄は天武前紀八月條に左大臣蘇我臣赤兄云々、悉配流とあり。然るに天武紀十三年條賜姓の際には石川臣とありて蘇我氏なし。乃知る赤兄配後蘇我を改めて石川となしたるを、此時朝臣を賜へるは連子の子安麿、宮麿等なるべし。○蘇我倉山田石川臣 前條を見よ。

○石川朝臣 天武紀十三年條に石川臣云々、賜姓曰朝臣と見ゆ。前述の如く此時朝臣を賜へるは安麿、宮麿、等なるが、今續紀、公卿補任、類聚國史、文德實錄等により其略系を擧ぐれば

連子—安麿—石足—年足—名足

(又安丸)

—豐成—河主—長津

後元慶元年十二月紀に石川朝臣木村、宗岳朝臣を、賜へる事石川臣條に述べたり。○石川氏 雄略紀に石河楯、舊本云石河股合首祖楯、と見ゆ、河内石川の人なるべし。

蘇何 蘇我氏の支庶か、又は蘇我部の後なるべし、姓氏錄、河内皇別に蘇何、孝元天皇皇子彦太忍信命之後也と見ゆ。○宗岳朝臣 宗岳の音讀は蘇我也、後世訓讀してムネチカと云ふ。元慶元年十二月紀に右京人前長門守從五位下石川朝臣木村、散位正六位上箭口朝臣岑業、改石川、箭口、並賜姓宗岳朝臣、木村言、始祖大臣武内宿禰男宗我石川、生河内國石川別業、故以石川爲名、賜宗我大家、爲居因賜姓宗我宿禰、淨御原天皇十三年、賜姓朝臣、以先祖之名、爲子孫之姓、不避諱、詔許之、とある後也。

矢口公 正倉院天平寶字五年文書等に見ゆ。○箭口朝臣 蘇我氏の庶流也、持統紀に入口朝臣音權あり、矢口公の後なるべし。姓氏錄、左京皇別に箭口朝臣、宗我石川宿禰四世孫宿稻目禰之後也、と載せたり。元慶元年十二月紀に箭口朝臣岑業あり、宗岳朝臣姓を賜ふ。

川邊臣 本居不明なれば暫く河内とす。古事記孝元段に蘇我石川宿禰者、川邊臣之祖也と見ゆ。欽明紀に副將河邊臣

瓊岳、推古紀に小徳河邊臣禰受(副將軍)孝徳紀に河邊臣百依、河邊臣磯泊、河邊臣磐管、湯麻呂(以上國司)及び河邊臣麻呂、天智紀に河邊百依臣、天武紀に河邊臣子首等著はれ、上古中央の豪族なりき、天武紀十三年條に朝臣姓を賜ふ。○川邊朝臣 天武紀十三年條に川邊臣云々、賜姓曰朝臣と見ゆ。慶雲三年五月紀に河内國石川郡人

河邊朝臣乙麻呂獻白鳩、また姓氏錄、右京皇別に川邊朝臣、武内宿禰四世孫宗我宿禰之孫也、日本紀合などあり。山口朝臣 志紀郡を見よ。大同類聚方五十一に河内國石川郡大國山口朝臣東雄など載せたり。

石川股合首 雄略紀に石河楯、舊本云石河股合首祖楯と見ゆるのみ。大國 本郡に大國郷あり、此氏のありし地也。

葛城直 姓氏錄、河内神別に葛木直、高魂命五世孫劔根命之後也と見ゆ。春日部 本郡磯長村大字春日は此部のありし地なるべし。高安郡條を見よ。

大伴造 姓氏錄、未定雜姓河内の部に大伴造、天彥命之後者不見とあり本郡大伴村あり。采女臣 采女を檢校し、采女部を管理するより起れる氏、即後世の采女正の如き職掌也。采女正は職員令に采女司、正一人、掌檢校采女等事、佑一人、令史一人、采部六人、使部十二人、直丁一人、と見

ゆ、此氏は古事記に宇摩志麻遲命、此者採臣云々祖也。また天孫本紀に大水口宿禰命穗積臣、采女臣等祖也、など見ゆ。舒明紀に采女臣摩禮志とあるは此氏の人なり、天武朝臣姓を賜ふ。○采女朝臣 天武紀十三年條に采女臣云々、賜姓曰朝臣と見ゆ、天武紀、朱鳥元年條に直大肆采女朝臣筑羅誅内

命婦事と云ふ人あり、此人の墓誌、河内國石河郡春日村より出でたり。其文に飛鳥淨原大朝廷大辨官直貳采女竹良卿所請造墓所、形浦山也四十代、他人莫上敦木犯傍地也、己丑年二月廿五日と見ゆるより見れば此地本貫地か、姓氏錄、右京神別に收め、石上朝臣神饒速日命六世孫大水口宿禰之後也と註す。○采女造、采女部の伴造也。天武朝連姓を賜ふ。

石川錦織首、仁德紀に石川錦織首許呂斯と云ふ人見ゆ。錦織部の伴造家也。錦部郡参照。

佐比部、石川郡に佐備郷あり、○佐比連、佐比部の伴造家なり、天孫本紀に物部金弓連公(十市振の子)田井連佐比連等祖と見ゆ。○鴨(賀茂)氏、高安郡を見よ。本郡に鴨習太神社あり。

島氏、正倉院天平勝寶元年文書に島吉事、河内國石川郡紺口郷戸主島古麻呂戸口天平五月籍、同郷戸主島千島、房島、安麻呂男島吉事、云々と見ゆ。

山田氏、本郡に山田の地あり。此氏のありし地か。交野郡條を見よ。

漢人、山背忌寸、西漢人族なり、天平勝寶八年七月紀に河内國石川郡人漢人廣島、漢人刀自賣等十三人、賜山背忌寸姓、なご見ゆ。姓氏錄、左京諸蕃に山背忌寸、出自山國白龍王也、と載せたり。

河内氏、釋書に石川郡人河内氏見ゆ。河内郡の節を見よ。

佐味氏、本郡佐備郷あり、又威古佐備神社あり。此氏のありし地か。

登美連、島美物部の伴造の後にて迹見首の連姓を賜へる氏にあらざるかと思はる。姓氏錄、左京神別に登美連、同

上(伊香我色乎命之後)また河内神別に登美連、同神(饒速日)十二世孫小前宿禰之後也なご見ゆ。○止美連、登美首の連姓を賜ひし氏なり。姓氏錄、河内皇別に止美連、尋來津公同祖、豊城入彦命之後也、四世孫荒田別命男田道公、被遣百濟國娶止美邑吳女、生三男持君、三世孫熊次新羅等、欽明天皇御世參來、新羅男吉雄依居賜姓止美連也、日本紀漏、と載せたり。和泉の卷參照。○鳥見造、姓氏錄、河内神別に鳥見連、同神十二世孫小前宿禰之後也と載せたり。

紀、祝、姓氏錄、河内皇別に建内宿禰男紀角宿禰之後也と見ゆ。○紀部、紀臣私有の部曲なり。姓氏錄、河内皇別に紀部、建内宿禰男都野宿禰之後也と見ゆ、寶龜二年の經師勞劇帳に散位從五位下紀部千虫(河内國志紀郡人)とある又此族なり。○紀直、姓氏錄、河内神別に紀直、神魂命五世孫天道根命之後也と見ゆ。

大友史、姓氏錄、未定雜姓河内の部に大友史、百濟國人白猪(一本作駒)奈世之後也、と見ゆ。○西大友村主、坂上系圖に見ゆ、阿智王に従ひ來れる漢人の内に見ゆ。○河原氏、丹比郡條を見よ。

楠木氏、太平記に河内金剛山の西にこそ楠多聞兵衛正成とて弓矢取りて名を得たる者は候ふなれ、是は敏達天皇四代の孫井出左大臣橋諸兄公の後胤なりとあれば、此氏の橋氏なる事は疑ひなきが如し。されど尊卑分脈に橋廣相—公材—好古—爲政—行資—成經—兼遠—盛仲—正遠其子俊親、正成正氏とある如き後世の書入として信用する人なし、其他橋氏系圖に諸兄—諸方—正方—正恒—經基—清支—清康—成行—經氏—遠保(下向河内國)—保氏—氏高—諸高—安基—兼行—義範—滿影—親

延—成綱—多植楠木—成康—成氏—正俊(稱楠殿)—正康—正成、また別本に好古—爲政—行資—成經—兼遠—盛仲—正遠—俊親—正成などあれど信じ難し。氏族志云ふ東鑑、建久元年有楠木四郎者—蓋是族也、按太平記云、正成諸兄之後、不載父祖之名云々と見ゆ。或は伊豫橋氏(越智氏の族)の後なりと、こは楠氏系圖に見ゆる遠保の後なり。或は物部氏族にして、熊野國造大阿刀足尼二十六世和田右兵衛良正二男良成—成民(次郎左衛門尉、住河内國石川郡千早七郷領主)—正俊(和田刑部尉)—正玄(左近太夫、和田五郎、住千劍破城、領七郷)—正成—正儀—正勝なりと云ふ。正成の後は尊卑分脈に子正行、正時、正義、正義の子正秀—正盛—盛信—盛宗—盛秀—長成—隆成—正虎と、楠木系圖には、正行—正綱—正俱—正隆—正理—行康—正俊—成良—正隆—正良—良治—良清など見ゆ、大饗、梶川、甲斐莊等此後裔なり。

平石城(白木村平石) 太平記所載もと平石氏累世の居城、平石茂吉の後裔左衛門尉茂直、元弘年間賊軍と戦ひて死す。同二年正成の屬城となり、後又正儀十七支城の一となり、福塚、川邊、左良階、當木、岩郡、橋本判官等五百餘騎據守せしも正平十四年閏四月廿九日足利勢の爲陷らる。

毛人谷城(富田林町毛人谷) 楠木正成の設けし城寨の一也と云ふ。後富田氏の屬城となる。○中野寨(新堂村中野) 楠木正成の設けし寨なりと云ふ。○北山城(喜志村) 畠山官八の居城なりしと云ふ。○喜志城(同村)

西條城こも云、楠氏屬城、城主畠山政高賊將名越時有の爲に陥らる。○籌山寨(大伴村南大伴) 楠氏屬城、配下杉山氏の居城也。○中山口寨(大伴村板持) 楠氏屬城の一、城將を杉山氏と呼ぶ。○大ヶ塚城(石川村大ヶ塚)南(上山)北(北城)二城あり、楠氏屬城、石川氏、杉山氏等據る。

上山城(同上) 大ヶ塚南城の址に設けしかと云、楠正儀、和田正武等の築きしものにして、楠氏十七支城の一也と云ふ。福塚某當城に據り、天正年中には根來僧兵の持城なりしが織田氏の爲陷らる。大寶寺城一名別井城、山城(同村山城) 口の城中の城奥の城等あり、楠氏の屬城、山城氏據る。

二上山寨(山田村山田) 楠氏屬城の一、天文十一年木澤左京亮杉原石見守の徒が據りしも此處か。弘川壘(河内村弘川) 正平中楠氏家臣隅屋與市當壘に據りて戦死す。後寛正元年十二月畠山政長當城に據り畠山義就と戦ふ。

陣屋山城(同上) 元弘の役賊軍據る。後正平十五年楠氏家臣隅屋與市據る。又陣屋城こ云。○持尾城(河内村持尾) 楠氏屬城の一、平石氏の兵據る。○上河内城又長谷城(河内村上河内) 沿革下河内城に同じ。○下河内城又西山城(河内村下河内) 上河内城と共に元弘の役賊軍據る。後楠正儀十七支城の一となり、八木、彈正、菱木、越後守入道等居守す。

上赤坂城(赤坂村桐山、大根田山上) 一に大根田城又桐山城、元弘二年正成再舉の際築きしものにして

て平野將監を將、楠木正家を副として據守せしむ。同三年二月廿日北條方大將阿曾彈正少弼當城を攻む。城兵守り難く二月晦日正家千早に逃れ、閏二月一日平野將監門を開いて降る。

榊形寨(同上、上赤坂の南一丁) ○土居寨(同上、土居屋敷) ○高塚寨(同上) 皆楠氏の屬壘と云。

下赤坂城(赤坂村森屋と水分との界甲取山) 元弘元年正成舉兵の初め據りし城也。十月十五日、賊軍京都を發し當城を攻む。正成奇計を以て之を惱ませしも衆寡敵せず、同月廿一日金剛山に通る。後楠氏又當城に據る。正平七年二月後村上天皇賀名生行宮を出で當城に臨幸、後男山陥るや再び此處に駐輦、五月賀名生に還御、同十五年正儀當城を棄て金剛山に據る。弘和二年正月二日山名氏清來り攻む。城將和田新九郎、同孫二郎守り難く當城を去り、氏清代て據る。

神宮寺寨(赤坂村水分) 正成の屬城、神宮寺氏據る。 ○赤土山寨(同村) 正成の屬城、 ○水越寨(同村) 同上

○高塚寨(同村) ○中臺寨(同村) ○上臺寨(同上) ○舞子平寨(同上) 以上皆賊軍の據りし城寨也。 ○二河

原城(赤坂村二河原邊) ○淨心寺寨(同上) 元弘二年正成の屬城。

河野邊城又川邊村城(赤坂村川野邊) 正成屬城、河野邊氏據る。後正平十五年正儀築城十七支城の一にして守將を川邊駿河守と云ふ。

千早城、又千劔破城、千葉屋城、金剛山城(千早村千早金剛山) 本丸二の丸三の丸四の丸井櫓等あり、なほ附近に烽火臺、妙見寨、細尾寨、國見寨、赤瀧山寨、肩衝寨(以上千早)其他、北山寨、富山寨、丸

山寨、茶臼寨、夫山寨、本宮寨、若山寨、上猫路寨、下猫路寨、高塚山寨、八國寨、上赤坂寨、榊形寨、土居寨、高塚寨、二河邊寨、淨心寺寨、河野邊城、赤土山寨、神宮寺寨、水越寨、下赤坂城、持尾城、平石城、二上山寨、籌山寨、中山口寨、大塚城、山城、佐備谷口城、龍泉寺城、嶽山城、金胎寺城、河合寺城、鳥帽子形城、石佛城、旗尾寨、紀見峠寨、大澤寨、笹尾寨、毛人谷城、津々山城、石川向城、喜志城、平尾城、等の屬城附近諸村に點在すと云ふ。元弘二年六月楠木正成の築く處にして、天下の大軍を支へ遂に回天の偉業を補翼せし事前章第四節を見よ。延元元年五月二十五日正成の戦死後正行正儀相次いで當城に據る。元中九年南北兩朝合一後畠山基國當城を攻む、正儀の子正勝よく拒ぎしも赤松義則今井仲秋富永左近將監等來り攻むるに及び、支ふる能はずして十津川に走り城遂に陥る。

高塚寨又吉年寨(千早村吉年) 正成の屬城也。 ○八國寨(千早村中津原) 同上 ○北山寨(千早村東坂) ○富山

寨(同上) ○丸山寨(同上) ○茶臼寨(同上) ○夫山寨(同上) ○本宮寨(同上) ○若山寨(同上) 以上何れ

も正成の屬城。當城には野田四郎、和田正氏等據る。 ○土猫路寨(同上) ○下猫路寨(同上) 共に正成の屬城、

猫路には篠崎六郎據る。 ○佐備谷口城(東條村佐備) 佐備氏の居城正成屬城の一也。

嶽山城、龍泉寺城、又東條城(東條村龍泉) 正成屬城の一、佐備氏據る。後延元二年十月細川兵部大

輔當城を攻む、高木、遠藤、岸和田、定智等之を防ぐ、後正平七年後村上天皇の御幸あり、同十四年天皇觀心寺に移り給ひし時正儀、和田正武當城に據りしが翌十五年閏四月廿九日細川清氏、赤松範實に攻められて陥る。其後寛正中畠山義就當城に據りしも同四年三月畠山政長の兵に攻められて紀伊に逃る。

陣山城(同上) 正成屬城の一也。

金胎寺山城(東條村甘南備) 正成屬城の一、佐備氏據る。後正儀修築十七支城の一也。明德年間に至り畠山基國の將遊佐氏此に據る、寛正畠山内抗の際は義就の屬城たり。

○青谷氏 正祐美具久留御魂神社の神主なりしと云ふ。○岩氏 平石城主平石茂直の後裔と云ふ。○斯波氏

白木村加納の名族永享十一年斯波兵部義盛法華寺を創立す。○南江氏 大楠公夫人久子は南江備前守正忠の妹也

と云ふ。其兄を正忠と云ひしと。元享三年正成に嫁し正平十九年七月十七日六十一歳にして逝くとか。其墓東條村

甘南備觀音堂にあり。○松尾氏 南朝の臣松尾季綱の後裔也。其男季種觀心寺に入る。

第十四節 錦部郡

錦部 此國には此部民多く住居せり、和名抄に錦部郡(爾之古里)また若江郡錦部郷の如く此部民の建設せる物

とす。○錦部首 舒明紀に錦織首赤猪あり。○錦部毘登 本郡なる錦部の伴造にして錦部首と云ふに同じ、天

平神護元年連姓を賜ふ。○錦織造 錦織部の伴造也、河内國錦部郡を根據とす、天武紀十年條に錦織造小分、連姓

を賜ひ、次いで十二年其族又連姓を賜ふ。○錦織連 錦織造の連姓を賜へる者也、天武紀十年條に錦織造小分、

賜姓曰連、また天武紀十二年條に錦織造云々、賜姓曰連など見ゆ。○錦部連 前條氏に同じ、天平勝寶九年四

月七日の西南角領解に錦部連乙萬呂、河内國若江郡錦部里戸主錦部連足國戸と見ゆるは此氏人也、姓氏錄、河内

諸蕃に錦部連、三善宿禰同祖、百濟國巡古大王之後也、とあり。此氏、貞觀五年九月紀に河内國錦部郡人木工權少屬

從七位上錦部連安宗、式部位子正七位上錦部連三宗麻呂等、改本居貫附左京職と見え、又同九年四月紀に惟良

宿禰姓を賜ひ、其先百濟國人也と見ゆ。○錦部連 天平神護元年十二月紀に河内國錦部郡人從八位上錦部毘登

石次、正八位下錦部毘登大島大初位下錦部毘登眞公、錦部毘登高麻呂等二十六人、賜姓錦部連とあるより出づ。

○錦部宿禰 錦部連の宿禰姓を賜へる者也、政事要略五十六、類聚符宣抄等に見ゆ。○錦宿禰 前條氏に同じ、

類聚符宣抄第七卷に出づ貞元二年三善朝臣姓を賜ふ、出自漢東海王之後波能志と云々と見ゆ、姓名錄抄、拾芥抄

にも載せたり。○百濟氏 本郡に百濟郷あり、百濟氏のありし地なるや明白、此氏の事安宿交野等に述べたり。

○惟良宿禰 貞觀九年四月紀に主稅少允從六位上錦部連三宗麻呂、木工少正六位上錦部連安宗、賜姓惟良宿禰、

其先百濟國人也と見ゆ。

○惠賀連 志紀部惠我より起る、弘仁三年八月紀に傳燈大法師善議卒、本姓惠賀連、河内國錦部郡人也、また元享釋

書第二卷に釋善議、姓懸賀氏、内州錦織郡人、(弘仁三年滅)とあり。○惠賀宿禰 養老五年正月紀に惠賀宿禰國成と云ふ者見ゆ、大同類聚方にも載せたり。

中臣香積連 二所太神宮例文に香積(中臣)連須氣、河内錦織郡人也、孝德天皇御代任と見ゆ。

額田部河田連 本郡に河田村あり。天平實字二年七月額田部宿禰姓を賜ふ。額田部の事は河内郡を見よ。

山田氏 本郡及び交野郡に山田郷あり、孰れが本貫か、此氏の事交野郡條を見よ。

高向漢人 此は本郡高向村の漢人が、推古紀に高向漢人玄理あり、留學生として唐(隋)に遣す。○高向史 前述玄理孝德即位前紀に高向史玄理、爲國博士、と見ゆ、支那より歸朝して後史となり、其職名を姓となりとせしなり、坂上系圖阿智王に隨ひ歸化せし七姓漢人の内、第一段姓(段尖公、字百等、

一云員姓、是高向村主、高向史、高向調使云々等祖也、と見ゆ。○高向村主 前條引坂上系圖に見ゆる如く段姓の後なれど、或は魏武帝の後と云ひ、或は吳國人の後と云ふ、假冒に過ぎず、天平五年の右京計帳に九條四坊戸主高向主寸人成なる者を載せたり。○高向調使 坂上系圖に阿智王に隨ひ來朝せし七姓漢人の一なる段姓の後とせり。

板持史 劉家揚雍の後なり、養老年間連姓を賜ふ。○板持連 又板茂連とも有、養老三年五月紀に従五位下板持史内麻呂等十九人賜連姓とあり、姓氏錄河内諸蕃に板茂連とありて、伊吉連同祖揚雍之後也と註す。○板持宿

禰 姓名錄抄に見ゆ、板持連後宿禰姓を賜へるなるべし。

鹽屋連 姓氏錄、河内皇別に鹽屋連、道守臣同祖、武内宿禰男葛城曾都比古命之後也、日本紀合とまた要覽橋本、同上(道守朝臣同祖)日本紀漏とあり、中臣氏本系帳に鹽屋奉漏連と云ふ者見ゆ。

原井連 武内宿禰裔葛城氏族なり。姓氏錄、河内皇別に原井連、同上(鹽屋連同祖)續日本紀漏、と載せたり。

大養 河内郡を見よ。○日下部 河内郡を見よ。

調日佐 姓氏錄、河内諸蕃に調日佐、水海連同祖、また水海連、出自百濟國人努理使主也と見ゆ。

廣原忌寸 姓氏錄、河内諸蕃に廣原忌寸、出自後漢孝獻帝男都德王也と載せたり。

樂浪氏 和銅五年紀に播磨國大目從八位上樂浪河内と云ふ人あり、此人神龜元年五月紀に正六位下樂浪河内(賜姓)高立連と見ゆ、近江朝百濟より歸化せし沙門詠の子なり。

伏丸氏 姓氏錄、河内諸蕃に伏丸、出自新羅國人燕怒利尺子也と見えたり。

三善宿禰 錦織氏の後也、姓氏錄、右京諸蕃に三善宿禰、出自百濟國速古大王也、と見ゆ、其宿禰姓を賜へるは何時代なるか未詳、大同二年六月紀に三善宿禰姉繼あり。○三善朝臣 前條氏の後也、清行に至り朝臣姓を賜ふ、公卿補任延曆十七年條に三善清行、淡路守從五位下氏吉三男、母佐伯氏とあり、清行の子に淨藏あり、大法師淨藏傳に釋淨藏、俗姓三善、右京三坊人也、其先百濟國速古王

也、父參議從四位上守宮内卿兼播磨權守清行卿也、また明匠略傳に淨藏大法師者、俗姓三善朝臣、右京人也、父參議從四位上宮内卿清行第八子也など見ゆ。

烏帽子形城(三日市村喜多) 正成屬城の一也。高向氏居守す。後正儀、正武據りし事あり。弘治永祿の頃には碓井大和守定紀、同因幡守定阿等當城にありて畠山氏に屬す。永祿五年五月十九日畠山高政三好衆と戦ひて敗れ當城に遁れし事あり。後元龜三年畠山昭高家臣宮崎針太夫、同鹿目助居守し遊佐氏の臣草部肥後守の子菖蒲助と戦ひ一度退城したるも程なく三宅志摩守、白井因幡守、伊智地文太夫等の助けを得て菖蒲助を殺す。慶長十七年楠氏の後裔甲斐庄喜右衛門正房徳川氏に屬して當地方を食みて當城に居す。

石佛城(加賀田村石佛) 正成屬城の一にして甲斐氏の據城。○紀見峠寨(天見村天見) 正成屬城の一。○旗尾寨(同上) 同上、元弘三年正月紀伊の賊軍井上入道、山中五郎等攻め來りしも破らる。左近城(天見村清水) 楠氏の屬城也。○河合城(川上村河合寺) 同上。○大澤寨(川上村石見川) ○笹尾寨(同上) 皆正成屬城也。

津々山城(川西村甘山) 正成屬城の一、隅田氏據る。後正早十五年二月足利義詮の先陣當城に據る。石川向城(川西村甲田) 正成屬城の一也。○稻荷山城(高向村日野) 正成の屬城の一にて小瀧城の

出城也。○小瀧城(高向村瀧畑) 一に國見ヶ城、正成屬城の一、後正儀守兵を置く。○猿子城(同村)

○大江氏 加賀田村の名族、大江匡房七世の孫にして廣元の裔と云ふ。修理亮時親は此地の人にして楠正成の部也。其後胤今猶存す。○木村氏 伊豫の人木村主馬、加太新田を開墾す。○水郡氏 川西村甲田の名族、勢州神戶藩に屬し世々代官又は大庄屋たり、岩太郎の長男長雄通稱善之祐後小隼人、その子英太郎と共に王事に盡し、天誅組に黨す。○吉川氏 屋敷を油屋と呼ぶ、三日市村の名族にて、もと宮家諸侯の本陣たりき。○鳴川氏 新家村の名族也、幕末甚右衛門の長子清三郎あり、天誅組の名士也。○辻氏 富田林村、幾之祐幕末の志士也。○田中氏 法善寺村、楠之助、○森本氏 甲田村、傳兵衛、○三浦氏、主馬、○秦氏 舊姓北辻氏、回野村、將藏○吉年氏 長野村、米藏 ○東條氏、昇之助 ○竹林氏、舊姓八木、長野村、八郎 ○浦田氏、辨藏 ○和田氏 甲田村、佐市 ○中村氏、徳太郎 ○内田氏、耕平 ○吉井氏 大ヶ塚村、一耶後長野氏と云ふ。以上天誅組の名士也。内水郡長雄正五位。長野一郎 辻幾之祐正五位。田中楠之助、森本傳兵衛、竹林八郎從五位。秦將藏從五位。和田佐市正五位を追贈せらる。○奥野氏 ○中村氏 上原村の名族、興次兵衛勝直慶安二年市村新田を開墾す。後祐和と改む。○上田氏、鬼住村の名族也。喜太夫寛永十八年茶前木新田を開く。

第十五節 所貫未詳姓氏

西漢人 又川内漢人ともあり。東漢人即大和漢人と相對す。此漢人の伴造を西漢直と云ふ。○西漢部川内漢部とも書す。西漢人を以て組織されたる部也。○西漢人部 河内を本據とせし漢人部を云ふ。○川内漢直 雄略紀に聚漢部、定其伴造者、賜姓曰直、と云ふは單に倭漢氏のみならずして川内漢氏をも云ふなるべし。推古紀に河内漢直贄見ゆ、此氏の出自詳かならず、或は西文氏即王仁の後かと思へど、其族は首姓なれば別系なるべし。其直姓なるより考ふれば倭漢氏と同族ならん。何となれば歸化族にして直姓なるは倭漢氏の外に見るを得ざればなり。○河内漢連 川内漢直とも稱す、天武紀十二年條に川内漢直云々賜姓曰直とあり、後忌寸姓を賜ふ。○川内漢忌寸 天武紀十四年條に河内漢連云々賜姓曰忌寸と見ゆ。○西漢氏 齊明紀に見ゆ、西漢直の族なり。○西漢才伎 雄略紀七年條に西漢才伎歡因知利など見ゆ。

伊伎史 舒明紀に壹岐史乙等、孝德紀に伊伎史麻呂など見ゆ、長安人劉家楊雅より出づ、天武朝連姓を賜ふ。○壹岐史 前者と同族、天平寶字三年造姓を賜ふ。○伊吉史 前者と同族、承和二年九月紀に河内國人左近衛將監伊吉史豊宗、及其同族惣十二人賜姓滋生宿禰、唐人楊雅七世孫貫仁之苗裔也、と見ゆ。○壹岐連 天武紀十二年十月條に壹岐史云々並十四氏賜姓曰連、とあり。姓氏錄、左京及び右京に貫し、前者は伊吉連、出れ自長安人劉楊雅也と、後者は伊吉連、出れ自長安人劉家楊雅也と見ゆ、有名なる伊吉連博德は此氏人なり。○壹岐造

天平寶字三年十二月紀に壹岐史山守等四百三人、賜姓造、と見ゆ。○伊吉氏 伊伎氏、及造及連等の後裔也。

的 姓氏錄、河内皇別に道守朝臣同祖、武内宿禰男葛城曾都比古命之後也、と見ゆ。

伊氣氏 姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に伊氣、豊城入彦命四世孫荒田別命之後者、不見、とあり、伊勢國度會郡に伊氣郷、和名抄に見ゆ、其地本貫か。

磯部臣 姓氏錄、河内皇別に磯部臣、同上(仲哀天皇皇子譽屋別命之後也)とあるは磯部の伴造なりし氏なり。

家内連 姓氏錄、河内神別に家内連、高魂命五世孫天忍日命之後也、と載せたり。

字治部連 姓氏錄、河内神別に同神(饒速日命)六世孫伊香我色乎命之後也、と見ゆ。

内原直 姓氏錄、未詳雜姓に内原直、狹山命之後也、と見ゆるも實は紀の内原族なるべし。

役直 姓氏錄、河内神別に役直、高御魂尊孫天押立命之後也、と見ゆ。○役連 役直の連姓を賜へる者なるべし。

承和十年正月紀に左京人位子從八位下役連豊足等二人、賜姓弘村連、纏向日代宮役民之長、鳥之技別也、故以レ役爲レ氏焉、とあり。

忍坂忌寸 忍坂連の忌寸姓を賜ひしものなり、坂上系圖引姓氏錄曰、志努直第三子阿良直、是忍坂忌寸(大和河内等國)云々等七世之祖也、と見ゆ。

忍海部 姓氏錄、河内皇別に忍海部、開化天皇皇子比古由半須美命之後也、と註す。

大田宿禰 美濃大田君の宿禰姓を賜へるものなり、姓氏錄、河内皇別に大田宿禰、大確命之後也、と見ゆ、一本大

田大雨に作る。

大・中・臣・氏 類聚符宣抄第一に坐河内國平岡神社物忌大・中・臣・時・子・など見ゆ。

六・橋・氏 坂戸康季の後裔と稱す、重治（三好長慶の臣）より系あり、寛政系譜二氏を載す、家紋琥珀の内三笠松、

五三桐。

大・家・氏 楠氏の族なり、惟正の後裔なり。

鍛・冶・戸 木工寮式に鍛冶戸、河内國卅六烟と見ゆ。

河・内・源・氏 義家の後にして河内に榮えし氏を總稱す、主として義家五子義時及び七子義隆の後なり、前章第三節を見よ。

川・上・造、春・道・宿・禰 川上部の伴造なるべし、物部氏の此部民を率ゆるは其由縁あり、即五十瓊敷命一干口を作り

給ひ、これを石上神宮に藏し給ふ、此命の後妹大・中・姫・此・姫・を・掌・り・給・ひ、次で物部十千根に授け給ふの事あればな

り、承和元年十二月紀に散位從七位下川上造吉備成、賜姓春道宿禰、伊香我色雄命之後也と見ゆ、同三年紀に河

内國人とせり。

古・志・連 姓氏錄、河内諸蕃に古志連、文宿禰同祖、王仁之祖也と見ゆ。

吳・人 萬葉集に河内國伎人郷見ゆ。

孔・氏 日下部氏の族と稱す。

後・藤・氏 尊卑分脈に和仁三世孫伊傳一公則一則經一則明、後藤太、内舍人、號坂戸判官、河内國坂戸住人、號後藤太

一政明一助明一宗明一清明。政明弟惟峯（墓時後藤二住信濃國）一慎重と見ゆ、寛政系譜此末流後藤氏九家を

載す、家紋丸に枝柏、丸に三柏、五三桐、横木爪、藤丸、

金・剛・氏 欽明皇孫坂戸真人根麻呂の後裔と云ふにより坂戸物部の裔なるを知るべし、金剛善覺（正明）金剛流猿樂

を創む。○結崎氏 金剛と同一氏なり。

紺・戸・氏 清和源氏石川氏の族也。義家一義時一義廣、紺戸の祖なり。

酒・戸 雜戸の一種なり、中古酒部を出す戸を云ふ、令集解に酒戸、百八十五戸、倭國九十戸、川内國七十戸、合定

百六十戸、一番役八十丁爲品部、免調難格、但津國廿五戸、令定三十戸、客饗時役也と見ゆ。

神・人 カミビトたり、姓氏錄、河内神別に神人、御手代首同祖、可（一本阿）比良命之後也と見えたり。

熊・野・部 長寛勘文引用熊野權現御垂跡緣起云、南河内乃住人熊野部、于與定工云大飼云々と見ゆ。

佐・伯・直 姓氏錄、河内皇別に佐伯直、大足彦忍代別天皇皇子稻背入彦命之後也、日本紀不見とあり。○佐伯首 姓

氏錄、河内神別に佐伯首、天押日命十一世孫大伴室屋大連公之後也と見ゆ、佐伯郡の部分的伴造の總的伴造大伴氏

の系を冒せるなり。

志・賀・閉 志賀漢人を以て組織されたる品部なるべし、神護寺鐘銘に治工志我部海繼なる者見ゆ。○志賀閉連 姓

氏錄、河内諸蕃に志賀閉連、山田宿禰同祖、王安高男賀佐之後也と見ゆ。

滋生宿禰 承和二年九月紀に河内國人左近衛將監伊吉史豐宗、及其同族惣十二人、賜姓滋生宿禰、唐人楊雍七世孫貴仁之苗裔也。見ゆ、楊雍は姓氏錄に劉家楊雍とあり、政事要略八十一に澁河郡の人滋生宿禰を載せたり。○滋生氏 滋生宿禰の後なり、後三條院御即位記拾芥抄等に見ゆ。
倭文部 倭文又文布と云ふ。此部は倭文を織るを職とす。○倭文宿禰 姓氏錄、河内神別に委父宿禰、角羅魂命之後也と見えたり。

柴垣連 河内國丹比柴籬宮とある地名を貢ひしなり、天孫本紀に物部小事連公、柴垣連云々等祖、また姓氏錄、左京神別に柴垣連、同上（饒速日命十二世孫國大連之後也）など見えたり。

多門氏 尊卑分脈に（補）正成、多門兵衛尉と見ゆ。

春米部 米を春く事を職とする品部なり、仁德記十三年條に始立茨田中倉、因定春米部と見ゆ。○春米連 春米部の總領的伴造にして、物部氏の族也、後宿禰を賜へり。

爪工連 姓氏錄、河内神別に爪工連、神魂命男多久豆玉命之後也、雄略天皇御世、造紫蓋爪奉飭御座、仍賜爪工連姓と見ゆ。

等禰直 姓氏錄、河内神別に等禰直、椎根津彥命之後也と載せたり。

舍人氏 舍人部伴造の族、若くは裔、或は嘗て舍人たりし者の後裔の稱せし氏なり、此國なるは姓氏錄、未定雜姓に舍人、百濟國人利加志賀王之後者不見と載せたり。

鳥羽氏 尊卑分脈に坂戸庚季―季能―季能（號鳥羽兵衛）と見えたり。

豊村造 姓氏錄、未定雜姓河内の部に豊村造、百濟國人德率古魯父佐之後者不見と載せたり。

長岑宿禰 天長十年三月紀に河内國人大外紀外從五位下長岑宿禰茂智麻呂等五人、改本居貫附右京、また承和二年十月紀に左京人從六位下民首氏主、賜姓長岑宿禰焉、氏主等與白鳥村主同祖、出れ自魯公伯禽云、また天安元年九月紀に正四位下右京權大夫兼山城守長岑宿禰高名卒、高名、右京人也、云々、兄從五位下茂智麻呂など見えたり。○長岑宿禰 政事要略五十九に見ゆ、前條に同じ。○長岑氏 扶桑略紀等に見ゆ、長岑宿禰の後なるべし。

陵 月、諸陵寮式に仲哀陵（志紀郡一）應神陵（志紀郡二）允恭陵（志紀郡一）雄略陵（丹比郡四）清寧陵（古市郡四）安閑陵（古市郡一）推古陵（石川郡一）また令集解に常陵守及墓守河内國廿七戸など見ゆ。○守戸 諸陵寮式に仲哀陵（志紀郡四）應神陵（志紀郡三）允恭陵（志紀郡四）仁賢陵（丹比郡五）安閑陵（古市郡二）敏達陵（石川郡五）用明陵（石川郡三）推古陵（石川郡四）孝德陵（石川郡三）春日山田皇女墓（古市郡二）聖德墓（石川郡三）石姬皇女墓（石川郡三）仁明外祖母田口氏墓（交野郡二）と、令集解に借墓守、及墓守河内國五十七戸など見ゆ。

伯禰氏 姓氏錄、河内諸蕃に伯禰、出れ自西漢人伯尼姓光金也、と載せたり。

單人 單人司式に凡番上單人廿人、有闕者取三五畿内及近江、丹波、紀伊等國單人幹了者、申省補之、及び凡單人

第十五節 所貫未詳姓氏

三一七

計帳者、五畿内並近江、丹波、紀伊等國、毎年一通附三大張使進官、官下省、其班田之年、亦進田籍、と載せたり。
 氷連、氷部の總領的伴造家也、天孫本紀に物部大前宿禰連公、氷連等祖、とある後也、孝德白雉四年紀に氷連老人、また持統四年紀に氷連老等あり。天武朝、朝臣姓を賜ふ、されど猶連姓の氏も残り、即姓氏錄、河内神別に氷連、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫伊已灯宿禰之後也、と載せたり。○氷宿禰、前條氏の後也、天武紀十三年條に氷連云々、賜姓曰宿禰、と見ゆ、姓氏錄、左京神別に氷宿禰、と註す、氏は天平五年の右京計帳に氷宿禰刀禰女、また齊衡三年四月紀に散位外從五位下氷宿禰繼麻呂卒、繼麻呂、字宿榮、左京人、と載せたり。○氷朝臣、類聚符宣抄第七等に見ゆ。

文室氏、仁和寺御傳（元慶八年）陽成紀（元慶六年）元亨釋書（天祿三年）等に見ゆ。

水海毘登、此毘登は首の後なるや史の後なるや未詳、天平神護年間連姓を賜ふ。○水海連、前條氏の後にて天平神護二年二月紀に命婦外從五位下水海毘登清成等五人、賜姓水海連、とあるより出づ、姓氏錄、河内諸蕃に水海連、出自百濟國人努理使主也、とあり。○水海氏、正倉院天平十二年文書に此氏人あり、前條氏の族也。

火撫直、姓氏錄、河内諸蕃に火撫直、後漢靈帝三世孫阿智使主之後也、と載せたり。

壬生部、壬生はミブと訓ず。又ニブとも云ひ、又生部とも云ふ。皇子御養育に仕奉る人々及び其封民を壬生部と云ふ也。○壬生臣、壬生部の伴造家也、姓氏錄、河内皇別に壬生臣、大宅同祖、と載せたり。○生部臣、拾芥抄に見ゆ、前條氏に同じ。○壬生部公、壬生部の伴造家也、姓氏錄、未定雜姓、河内の部に壬生部公、御間城入彦

天皇之後者不見と載せたり。

三間名公、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に三間名公、仲臣雷大臣命之後者不見と載せたり、蓋假冒なるべし。○三間名公、三間名は任那にて、こは任那よりの歸化族なり。姓氏錄、未定雜姓右京の部に三

間名公、福麻奈國主牟留知王之後者不見、初御間城入彦五十瓊殖天皇（謚崇神）御世、額有角人、乘船泊于越國箭飯浦、遣人、問曰何國人也、對曰意富加羅國王子、名都努我阿羅斯等、亦阿利此（叱か）智于岐、傳聞日本國有聖皇歸化、至于穴門、有令人名伊都々比古、謂臣曰、吾是國主也、除吾復無二王、勿往他處、臣察其爲人、知非王也、即更還、不知道路、留連島津、北廻北海、經出雲國、至此國也、是時會天皇崩、使留仕活目入彦五十狹茅天皇（謚垂仁）詔曰、汝速來者得仕先皇、是以改汝本國名、追負御間城皇號、曰彌麻奈、因給絹即還本國、是改國號之緣也、と載せたり。此事は崇神紀六十五年秋七月條に、任那國遣蘇那曷叱知、令朝貢也、任那者、去筑紫國二千餘里、北阻海、以在雞林之西南、また垂仁紀二年條に是歲、任那人蘇那曷叱知請之、欲歸于國、蓋先皇之世來朝未還歟、故教賞蘇那曷叱知、仍資赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人述之於道、而奪焉、其二國之怨始起於是時也。一云御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國箭飯浦、故號其處曰角鹿也、問此曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智于岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門、時、其國有令人、名伊都都比古、謂臣、吾則是國王也、除吾復無二王、故勿往他處、然臣熱、見其爲人、必知非王也、即更還之、不知道路、留連島浦、自北海廻之、經出雲國、至此國也、是時遇天皇崩、使留

之、仕活目天皇、速于三年、天皇問、都怒我阿羅斯等、曰、欲歸汝國耶、對語、其望也、天皇詔、阿羅斯等、曰、汝不遜道、速詣之、遇先皇而仕歟、是以改汝本國名、追貢御間城天皇御名、便爲汝國名、仍以赤織絹、給阿羅斯等、返于本土、故號其國、謂彌摩那國、其是之緣也。於是、阿羅斯等以所給赤絹、藏于己國郡府、新羅人聞之、起兵至之、皆奪其赤絹、是二國相怨之始也云々見ゆ。

身人部連、六人部連に同じ、天孫本紀に建手和邇命（火明命六世孫）身人部連等祖と見え、姓氏錄、河内神別に身人部連、火明命之後也と載せたり。

宗形君、姓氏錄、河内神別に宗形君、大國主命六世孫吾田片隅命之後也、と載せたり。

村舉首、姓氏錄、河内皇別に村舉首、豊城入彦部之後也、と載せたり。○村舉氏、正倉院寶龜二年文書に此氏人あり、前條氏の族也。

阿閉臣、姓氏錄、河内皇別に阿閉臣、阿閉朝臣同祖、大彥命男彥瀨立大稻邇命之後也と見ゆ。○阿閉朝臣、姓氏錄、

河内皇別に阿倍朝臣同祖、孝元天皇皇子大彥命之後也、と見ゆ。

島岐史、姓氏錄、右京諸蕃に島岐史、出自高麗國人能那王也と見えたり、承和二年九月紀に外從五位下島木史眞

なるものあり、此氏に同じ。○島木氏、姓氏錄、河内諸蕃に島木、高麗國伊理和須使主之後と見ゆ、前條氏の族なり。

新羅人、欽明紀廿三年條に新羅遣使獻調賦、其使人知新羅滅任那、恥背國恩、不致請罷、遂留不歸本土、例

同ニ國家百姓、今河内國更荒郡鷓鴣野邑新羅人之先也と見ゆ。

葦田臣、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に都早古（一本天都卑古）命之後也と見ゆ。

岡原連、姓氏錄、河内諸蕃に岡原連、出自百濟國辰斯王子知宗也と載せたり。

小橋造、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に小橋造、新羅國人多且使主之後者、不見と載せたり。

酒人部、酒部と同様釀造を職とする品部なり。○酒人造、酒人部の伴造なり、姓氏錄、河内皇別に酒人造、日下部

同祖、日本紀不見とあり。日子坐王の後裔也。

日下部酒人造、丹波氏族、前條氏に同じ。

草鹿酒人宿禰、日下部酒人連の宿禰姓を賜へるもの也、天平神護元年正月紀、及び延暦二年二月紀に草鹿酒人宿禰

水女と云ふ人見ゆ。

難波忌寸、姓氏錄、河内皇別に難波忌寸、大彥命之後也、阿部氏遠祖大彥命、磯城瑞垣宮御宇天皇御

世、遣治蝦夷之時、至於兔田墨坂、忽聞嬰兒啼泣、即認竟獲棄嬰兒、大彥命見而大歡、即訪求乳

母、得兔田弟（異本茅原）媛、使就嬰兒、曰、能養長安耐功、於是成人奉送之、大彥命爲子愛育、號

得彥宿禰者、異說並存、と見えたり、猶吉士族とすべし。○難波宿禰、弘仁四年二月紀に河内國

人從八位上難波忌寸氏主云々等、賜宿禰と見ゆる後也。○難波氏、姓氏錄、河内皇別に難波、難波

忌寸同祖、大彥命孫波多武彥命之後也、と見ゆるは假冒に過ぎず。

蘇我部 宗賀部首及び蘇何等、此國に見ゆるにより此部の存せしを知るべし。○蘇宜部首 蘇我部の管理者たりし氏なり。姓氏錄、河内皇別に蘇賀部首、仲哀天皇々于譽屋別命之後也、日本紀漏に見ゆ。

田布施 田布施流砲術を創めし忠宗此氏也。

○壺井氏 石川郡壺井村より起る、頼義の裔と稱す。寛政系譜、長清より系あり。家紋丸に二引、三葉柏、一重菊、鞠扶。○平賀氏 尊卑分脈に義家―義時―有義(號平賀二郎)―義資とある後也。吉良系圖に爲朝―義基―有義(平賀

四郎)と見ゆ。○廣絹織人 廣絹を織るを職とする品部也、令集解、染戸の條に河内國廣絹織人等三百五十戸、機五十枚一機七疋令織取レ調免ニ徭役とあり。○福田氏 尊卑分脈に坂戸康季―近康―康信―維康(號福田)―有康―康行と見ゆる後也。○星田氏 家紋丸に三星、水車。○百枝氏 萬葉集四に河内百枝娘子なるものあり。

○萬力氏 尊卑分脈に義家―義時―義資―有義―信盛(萬力二郎)―信宗―宗村―行宗―宗景と載せたり。○小木氏 尊卑分脈に坂戸康季―近康―康信―師康(小木八郎)とあるより出づ。○小和田氏 和泉の條を見よ。

第四章 神社

第一節 式内社

(志)河内志

(一)渡會氏神名帳考證 (二)伴信友神名帳考證土代

(三)神社叢錄

(四)神祇志料

(五)特選神名牒

(六)大日本史神祇志

(七)地名辭書

(八)地理志料

(九)神祇寶典

(名)河内名勝圖繪

河内國一百十三座

大廿三座 並月次新嘗就中 八座預相嘗祭 小九十座 並官幣

石川郡九座 小並

咸古神社 鞆

祭神 (一)(二)(五)神八井耳命、(三)詳ならず。(四)紺口縣主の祖神八井耳命、〔新撰姓氏錄〕(六)葦記三紺

口縣主之祖 (八)紺口縣主の祖廟也、

祭日 九月九日

社格 村社

所在 (志)龍泉村(三)龍泉寺村龍泉寺醫王院鎮守とす、今稱牛頭天王、在本堂後、河内名所圖會、同志に龍泉

村とのみ云るは疎也、(四)(六)紺口郷龍泉寺、(五)龍泉村字堂園坊(七)龍泉寺と云は誤し、紺口郷寛弘寺

村、(八)龍泉寺村、(南河内郡東條村大字龍泉字上、宮)、

科長神社

祭神 (三)詳ならず、(四)伊弉諾尊の子級長津彦命(五)天御柱國御柱命、(六)蓋祀級長津彦命、(八)級長津

彦神、

祭日 七月二十一日、十月十七日

社格 郷社

所在 (志)(二)(三)山田村八社大明神、(四)(六)(八)山田村、(五)山田村字東條、(七)山田村東條、八社

明神、(南河内郡山田村大字山田)

建水分神社

祭神 (一)水神按水分神歟、(三)明か也、建水分は多氣美久麻理と訓べし、(四)天之水分神、國之水分神、(古

事記、延喜式)(五)建水分神、(六)水分神

神位 清和天皇貞觀五年八月二日、授河内國從五位上建水分神正五位下。十六年三月十四日、授河内國正五位

上建水分神從四位下、元慶三年九月廿五日、授河内國從四位下建水分神從四位上、(延元二年、授正一位)

祭日 十月十五日

社格 郷社(現今府社)

所在 (志)水分村正一位建水分神社、(一)(二)(三)(八)水分村、(四)金剛山の麓水分村、水分明神、(己)巳

紀行、南遊紀事)(五)水分村字宮山、(六)水分村宮山、水分明神、(七)赤坂村大字水分にあり。(南河内郡赤

坂村大字水分)

太・禰・於・賀・美・神・社 釋日吉大明神

祭神 (一)霧、(三)明か也、(四)伊弉諾尊の子高霧神(日本書紀一書)(五)(六)(八)高霧神、(九)伊弉諾尊也

祭日 十月六日

社格 村社(同所大字壺井村社八幡神社へ合併濟)、

所在 (志)(三)(四)(名)古市郡大黒村(今稱山王)(式)屬石川郡、(五)大黒村字丸尾、今屬古市郡、(七)

大黒村に在り、此地の生土神也山王權現と稱す、(八)大黒村、(南河内郡駒ヶ谷村大字大黒)

美具久留御玉神社 亦和爾神

祭神 (志) (四) (五) 美具久留御玉神、(一) (三) (六) 水分神、(二) 水分神歟、

神位 文德天皇嘉祥三年十二月癸酉、造河内國和爾神階、加從五位上。

祭日 六日九日並十五日

社格 郷社

所在 (志) (三) (名) 喜志村和爾池西、一名和爾神社、今稱下水分祠、(二) (五) 喜志村和爾池西、(四) (六)

喜志村和爾池西、稱下水分社、(七) 喜志村和爾池の傍にあり、(南河内郡喜志村大字喜志)

佐備神社

祭神 (一) 神狹日命、(三) 詳ならず、(五) 不詳、

祭日 六月一日、九月九日

社格 村社

所在 (志) (一) (名) (二) (三) 佐備村〔上梁文曰河内國石川郡東條佐備郷高園宮、文安元年十二月廿三日重

修〕(四) (五) 佐備村、高園宮、(六) (八) 佐備村、文安元年梁牌作東條佐備郷高園宮、(七) 東條村佐備に在

り、(南河内郡東條村大字佐備字馬場)

威古佐備神社 稱八坂大明神

祭神 (一) 神狹日命、(三) 詳ならず、〔連風云、當社は威古郷に佐備神を祭れるか、また威古佐備の兩神を合せ

祭れるか、考るに由縁なし、後勳をまつもの也〕(五) 天太玉命、(七) 紺口縣主の祖神にして佐備郷に祭りたる

也、(八) 佐味氏祖也。

祭日 七日三日、十月廿九日

社格 村社

所在 (志) (三) (名) (四) (六) 甘南備村、(五) 甘南備村字高田、(七) 東條村大字甘南備に在り云、(八)

甘南備村、佐味氏分處於此、祀其祖也。(南河内郡東條村大字甘南備字馬場)

壹須何神社

祭神 (一) 宗我石川宿禰命、(三) 詳ならず。

祭日 九月五日

社格 村社

所在 (志) 一須賀村、(一) (六) 一須賀村、今俗云市河明神、(二) 一須何村〔天正中祭祀日記〕今俗曰市河明

神、今在甘南備村、(名) (三) 一須賀村天神、〔河内名所圖會〕(四) 一須賀村〔河内國圖、河内志、引天正祭祀

日記)市河明神(神名帳考證)(五)一須賀村、(七)石川村大字一須賀の市河明神是なり、(八)一須賀村(南河内郡石川村大字一須賀) 鴨習太神社

祭神 (三)詳ならず。

社格 村社

所在 (志)(三)(四)(名)神山村、(五)神山村敷、(六)神山村、或云、在平石村河上畔、(七)中村大字神山に在り、(八)神山村、

古市郡二座 並小

利雁神社

祭神 (一)保食神、(三)詳ならず、(六)蓋饒速日命裔依羅連所祀其祖也、(八)祀饒速日命裔依羅氏祖神也。 祭日 十一月四日

社格 村社(同郡喜志村村社美具久留御魂神社へ合併済)

所在 (志)(二)(三)(名)西坂田村戸苅山今稱王宮、(四)(六)(八)西坂田村戸苅山、(按姓氏録、舊事本紀、依羅連、高屋連、並物部伊弉弗連の裔也、依羅氏、蓋網を設て鳥を捕ることな掌る、且伊呂弗五世祖伊香色雄命の母を高屋阿波良姫と云ふ、高屋神社に由あり。利雁は蓋鳥獵の假言なる時は、利雁神社、或は依羅連の祖神

を祭れるも知べからず、西坂田高屋二村又隣接するも由あり附て考に備ふ)(五)西坂田村字利雁山、(七)西

浦村大字西坂田戸苅山、(南河内郡西浦村大字西坂田原字尺度)

高屋神社

祭神 (一)伊己止足尼命、(三)詳ならず、(四)高屋連の祖神饒速日命、(五)(九)饒速日命、(六)祀高屋連族祖、(七)(姓氏録)高屋連、出れ自神饒速日命とあれば其祖神を祭れるならん。(八)祀高屋連祖伊己止命。 祭日 三月十一日

社格 村社

所在 (一)(八)高屋村、(志)(二)古市古屋敷邑今稱山王、(三)一説在高屋村(三)(名)古市古屋敷村、今稱藏王権現。(四)(五)古市村、(六)古市古屋敷邑、(七)高屋陵南字古屋敷に在り八幡宮と稱す。(南河内郡古市村大字古市)

安宿郡五座 大三座 小二座

杜本神社二座 並名神大 月次新嘗

祭神 (志)山神、水神、(三)詳ならず、(四)(七)桓武天皇王子仲野親王の室、贈正一位當宗氏の祖神、(八)祀當宗忌寸祖神。

神位 清和天皇貞觀元年正月廿七日、奉_レ授_二河内國從五位下杜本神正四位下、同七月十四日、遣_二使詣社_一奉_二神寶幣帛_一、少納言兼侍從五位下良峰朝臣經世爲_二杜本社使_一。

祭日 十月十七日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)(五)(六)古市郡駒谷村、(一座稱_二山神_一、一座稱_二水神_一)、(七)駒谷村金剛輪寺の上方に在り、(式)屬_二安宿郡_一、(八)駒谷村、(南河内郡駒ヶ谷村大字駒ヶ谷)

飛鳥戸神社 名神大月次新嘗

祭神 (一)百濟比有王、(二)百濟王某、(三)百濟氏神其名詳ならず、(四)(七)飛鳥戸造、百濟宿禰の祖瓊伎王(五)百濟氏祖神、(六)祀_二飛鳥戸造百濟宿禰等祖_一、(八)飛鳥戸氏祖廟也。

神位 清和天皇貞觀元年八月十三日、授_二河内國無位飛鳥戸神正四位下、同二年十月十五日、河内國正四位下飛鳥戸神列_二於官社_一、(元慶四年九月廿九日、河内國飛鳥戸神社賜_二田一町_一、以充_二春秋祭禮之費_一、緣_二氏人百濟宿禰有雄御春朝臣有世等之請_一也。

祭日 十月十六日

社格 村社 (同村大字壺井村社八幡神社境内へ移轉)

所在 (志)(四)(六)(八)古市郡飛鳥村、(名)(三)古市郡飛鳥村稱_二牛頭天王_一、(五)飛鳥村字吳之垣外今屬_二古市郡_一、(七)駒谷村飛鳥の東に在りて天王宮と稱す。(南河内郡駒ヶ谷村大字飛鳥字塙山)

伯太彦神社 釜

祭神 (一)博多川田邊史伯孫之祠乎、(三)明か也、(五)伯太彦命、(六)蓋祀_二田邊史之先伯孫_一也、(七)田邊史伯孫を祭る_二と曰へり_一。

官社 天安二年二月己丑在_二河内國_一從五位下伯太彦伯太姬神並預_二官社_一、

祭日 十月十七日

社格 村社 (同郡古市村市社譽田神社境内へ移轉)

所在 (志)(七)(八)玉手村安福寺(名)(三)玉手村、今稱_二牛頭天王_一、安福寺の鎮守とす。(五)玉手村字塙山、(六)玉手村伯太川上冢山、(南河内郡玉手村大字玉子字塚ノ上)

伯太姬神社 釜

祭神 (三)明か也、(四)伯太姬神、〔延喜式〕(五)伯太姬命、(六)蓋祀_二田邊史之先伯孫妻_一也、(七)田邊史伯孫妻を祭ると曰へり。(八)祀_二伯太首祖天表日命妻_一。

官社 (前條參照)

祭日 十月廿七日

社格 村社〔同郡古市村府社譽田神社合併済〕

所在 (志)(名)(三)(六)圓明村白山、(四)玉手村伯太川の邊(五)圓明寺村字垣内山、(六)圓明寺垣内山、稱

白山、(七)圓明山に在り白山權現と爲す、(八)圓明寺村、(南河内郡玉手村大字圓明)

大縣郡十一座並

天湯川田神社

祭神 (一)天湯河板舉命、(三)明か也、〔鳥取氏社なるべし〕、(四)鳥取造の祖天湯河板舉命〔參取日本書記、

姓氏錄〕(五)天湯河板命、(六)蓋祀鳥取氏祖天湯河板舉命、(八)鳥取氏の祖廟也、

祭日 六月、九月、七日

社格 村社

所在 (志)(三)(四)(五)(六)(七)(名)高井田村〔西〕〔中河内郡堅下村大字高井田〕

宿奈川田神社

祭神 (一)天川田奈命 (三)詳ならず。

祭日 六月、九月、七日

社格 村社

所在 (志)(三)(六)(名)高井田東南、今白坂明神、(四)高井田の東南片山村、(五)高井田村、(七)高井田の

東に在り。〔中河内郡堅下村大字高井田〕

金山孫神社

祭神 (一)(四)(六)金山毘古命、(三)明か也、(五)金山孫命、

祭日 六月十五日、九月十八日

社格 村社

所在 (志)(三)(四)舊在青谷村山上老松一株猶存今移山下、(五)(六)青谷村、(七)青谷にあり、八大

金剛童子と號す、(八)青谷村、有青谷寺、其祠僧也、〔中河内郡堅上村大字青谷〕

金山孫女神社 (志)孫一作比

祭神 (一)(四)(六)金山毘賣神、(三)明か也、(五)金山孫女命

祭日 六月十五日、十一月初申

社格 村社

所在 (志)(三)(七)(名)雁多尾畑村山王、(四)(六)青谷の隣邑雁多尾畑村、(五)雁多尾畑村、(八)大縣郡

尾畑村、(中河内郡堅上村大字雁多尾畑村社金山媛神社)

鐸比古神社

祭神 (三)明か也、(五)鐸比古命、(七)浮穴直の祖移受比命あり、疑らくは移受比古命の誤説ならん、即此に祀る祖神と爲すべし。

祭日 六月二十六日、十一月申日

社格 郷社

所在 (志)(三)大縣村春日、(國圖)高尾山嶺、(四)(五)(六)(八)大縣村(名)(七)大縣の東に高尾山嶺

上に鎮座す。(中河内郡堅下村大字大縣郷社鐸比古神社鐸比賣神社)

鐸比賣神社

祭神 (一)比賣神、(三)明か也、(四)按大和國神名帳略解に鐸比賣神を以て猿女君祖天御女命とす、鐸比古神の何神たる事を詳にせず、故今疑を關て後考に備ふ、(五)鐸比賣命、(七)浮穴直の祖移受比命あり、恐らくは移受比古命の誤説ならん、即此に祀る祖神と爲すべし。

社格 郷社

所在 (志)(三)法善寺村高尾山頂、比賣御前、(四)大縣の東法善寺村高尾山頂にあり、(五)(六)大縣村、(七)

(名)大縣の東に高尾山嶺上に鎮座す、(八)高尾山上、〔前項參照〕

大狛神社

祭神 (三)分明ならず、(四)大狛連の祖神、〔新撰姓氏錄〕(六)蓋大狛連居本郡者所祀其祖也、(八)祀

大狛氏祖神、

祭日 六月十五日、九月十三日、

社格 村社

所在 (志)(名)(三)本堂村天王、(四)(五)(六)(八)本堂村、(七)堅上村大字本堂、

(中河内郡野上村大字本堂)

若倭彦命神社

祭神 (一)建筒草命、(三)明か也、(五)若倭彦命

神位 清和天皇貞觀六年八月十三日、授河内國正六位上若倭彦命若倭姬命並從五位下、

祭日 八月十五日

社格 村社

所在 (志)(三)(名)平野村、權現〔八幡二座〕(四)(八)平野村、(五)平野村字大垣内(六)平野村大垣内山

(中河内郡堅下村大字平野村社若彦神社)
若倭姫命神社 鑿

祭神 (一)比賣神、(三)明か也、(五)若倭姫命

神位 同上参照

祭日 八月十五日

社格 村社

所在 (志)(二)在山井邑邑屬平野村今稱春日白山二座、(平野村の内山井村に在す、今春日白山と稱す。)

(四)平野村、(五)(六)平野村字藥師山、(八)山井村、(中河内郡堅下村大字平野村社若倭姫神社)

石神社

祭神 (一)石長姫、(三)明か也、石は伊波と訓へし。

官社 貞觀九年二月二十六日以河内國大縣郡石神預官社、

祭日 六月十九日、九月九日

社格 村社

所在 (志)(三)(四)(六)(七)(八)(名)太平寺〔熊野社〕〔熊野權現〕〔中河内郡堅下村大字太平寺〕

常世岐姫神社

祭神 (一)八衢比賣神、(三)分明ならず、(五)常世連と道祖史と兩氏の祖歟。

官社 貞觀九年二月二十六日以河内國大縣郡常世岐姫神預官社。

祭日 六月廿三日

社格 村社

所在 (志)(名)(一)(二)(三)(四)(五)(六)神宮寺村八王子、(中河内郡南高安村大字神宮寺村社常世岐姫神社)

高安郡十座 大四座
小六座

恩智神社 並名神大月
次相嘗新嘗

祭神 (一)(五)(六)大御食津彦命、大御食津姫命、(三)大御食津比古神、大御食津比咩神歟、(四)(七)恩智

大御食津比古命恩智大御食津比咩命、(四)按神秘抄、外宮同體神とするもの大御食津比古の名に依て云るに
や、姑附て考に備ふ、(八)祀天兒屋根命玄孫大食津臣命、(九)大食津彦命、大御食津姫命也、

神位 文德天皇嘉祥三年十月辛亥授河内國恩智大食津彦命神、恩智大御食津姫命神並正三位、清和天皇貞觀二
年正月二十七日、奉授河内國正三位勳六等恩智大御食津比古神、恩智大御食津比咩命神並從二位、同九月八日

庚申恩智神遣使奉幣帛爲風雨祈焉、(新抄格勅符、天平神護三年、本國及丹後播磨美作封三十七月)

祭日 六月二十七日

社格 郷社(現今縣社)

所在 (志)(一)(二)(三)恩智山、(二)(三)(名)(一)恩智村、(四)(六)(八)恩智村恩智山(五)恩

智村字青谷原、(七)南高安村大字恩智の東にあり、(中河内郡南高安村大字恩智)

都夫久美神社

祭神 (一)于麻志麻治命、津咋見命、(三)分明ならず、姓氏錄、河内國神別、積組道、于麻志麻治命之後也、(四)

積組道の祖于摩志麻治命〔新撰姓氏錄〕(五)字摩志摩治命、(六)蓋祀積組造之祖

祭日 十一月初酉日

社格 村社

所在 (志)(三)(五)(四)(國圖)水越村中杜〔久美大神〕(六)水越村中村森、曰久美大神、(八)水越村、(中

河内郡北高安村大字水越)

天照大神高座神社二座 並大月次新嘗 號春日戸神、(明細帳天照大神社)

祭神 (一)天照國照彥天火明櫛玉饒速日命、高倉下命、(三)伊勢津彥命、伊勢津姫命、(四)禰名を春日戸神

いふ〔延喜式〕天照大神、高御產巢日命、〔日本書紀、古事記、延喜式〕(五)天照大神、春日戸高座神二神
歟(六)蓋祀天照大神、高皇產靈尊、(九)天照大神、天津彥根命也。

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日、奉授河内國從五位下春日戸神從五位上、(新抄格勅符、大同元年本國

封四戸)

祭日 六月七日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)教興寺村東山、〔辨才天〕(一)今云恩智村天川社歟、(二)〔志〕今在恩智村天川

社歟、○在教興寺村東山今稱辨才天、(五)教興寺村(六)教興寺日飯山、(七)南高安村垣内の東、岩屋跡

天(八)高安山下教興寺(中河内郡南高安村大字教興寺村社天照大神社)

玉祖神社

祭神 (一)玉祖命、(三)分明ならず、(四)玉祖宿禰の祖神櫛明玉命〔新撰姓氏錄、日本書紀、古語拾遺〕(五)櫛

明玉命、(六)曰玉祖明神、蓋祀玉祖天明玉命、(七)玉造氏の祖神を祭る。

祭日 六月十六日

社格 村社

所在 (志) (三) (名) 神立村高安明神、(一) (二) (八) 神立村、(四) 神立村、玉祖大明神、(五) (六) 神立村字
山口山 (七) 北高安村神立の東十三峠の登口に在り。(中河内郡北高安村大字神立)
御祖神社

祭神 (一) 高魂命 (三) 分明ならず、(四) (九) 賀茂御祖神、(五) 丹波多々須玉依比賣にや、(六) 蓋祀賀茂御
祖神、(七) 蓋鴨御祖神なり、

神位 清和天皇貞觀二年十一月丁丑朔、授河内國從五位下御祇神正五位下。

祭日 十一月十八日

社格 村社

所在 (志) (名) (三) (四) 大窪村、(大久保村) (五) (六) (八) 大窪村比嘉森、(七) 中高安村大字大窪に在り。

(中河内郡中高安村大字大窪)

鴨神社

祭神 (一) 速須佐命、(三) 分明ならず。(四) 賀茂別雷神 (參酌三代實錄、延喜式大意) (六) 蓋祀賀茂別雷神、

祭日 四月二十日

社格 村社

所在 (志) (名) (二) (三) (四) 大竹村鴨森、(五) (六) 大竹村鎌森、(中河内郡北高安村大字大竹)

佐麻多度神社

祭神 (一) 澤女神壇安神、(三) 詳ならず。

祭日

社格 村社

所在 (志) (名) (三) (四) 山畑村、(五) (六) (八) 山畑村天神山、

春日戸社坐御子神社

祭神 (三) 分明ならず、(四) 天忍魂耳命、(大和國神名帳略解) (六) 本社例祭曰高座祭、蓋以其祀高座御子

神也、(九) 天津彦根命也。

所在 (志) 所在未詳、(二) 未詳信友云當郡天照大神高座神社元號春日戸神とあり、(三) 高座神社相殿敷、(四)

山畑村 (式社細記、按本村寶積寺境内に、神明社ありて高倉祭と云事ありと云り、古は上の春日戸神、高座

神に由縁ありと聞ゆ) (五) 舊明細帳山畑村、(六) 山畑村寶積寺境内稱神明、(七) 中高安村山畑寶積寺境内に

在り。(中河内郡中高安村大字山畑)

河内郡十座 大四座
小六座

枚岡神社四座 並名神大月 次相嘗新嘗

祭神 (三)天兒屋根命、武甕槌命、齋主命、姫大神、准春日、(五)天兒屋根命、比賣命、武甕槌命、齋主命、(六)祀天兒屋根命及比賣神、(七)中臣氏の祖神にして二座なり、天兒屋根及姫神を祭る、(八)祀大中臣氏祖天兒屋根命及祀天美豆玉照比賣命。

神位 仁明天皇承和三年五月丁未奉授河内郡從三位勳三等天兒屋根命正三位、從四位下比賣神從四位上。同六年十月丁丑、奉授坐河内國河内郡正三位勳二等天兒屋根命從二位、從四位上比賣神正四位下。〔同十年六月戊午朔乙丑、河内國河内郡從二位勳三等平岡大神社神主永預(柁笏)〕〔文德天皇齊衡三年冬十月辛未朔己丑加從一位平岡神幣布廿四端、〕清和天皇貞觀元年正月二十七日奉授河内國從一位勳三等枚岡天子屋根命正一位、正四位上勳六等枚岡比賣神從三位、(貞觀七年十月廿一日、勅、河内國平岡神主一人、給春冬當色賦新絹布等、一如平野梅宮神主、又春秋二祭、差神祇官中臣官人一人、檢校祭事、兼付幣帛、又差琴師一人、供事祭場、立爲恒例、同十二月十七日、勅、河内國平岡神四前、准春日大原野神、春冬二祭奉幣、永以爲例)九年庚申河内國枚岡神遣使奉幣爲風雨祈焉。新鈔格勅符、大同元年本國及丹波封六十戶。

祭日 二月一日、九月九日、十一月上申日

社格 官幣大社(一宮)

所在 (志)(三)出雲井村北、(四)(五)(六)出雲井村下山平岡(七)枚岡村大字出雲井に在り、(八)出雲

井村平岡地、(中河内郡枚岡村大字出雲井)

津原神社

祭神 (一)津速魂命、(三)詳ならず、

神位 (貞觀七年十二月廿六日、河内國正六位上酒泉神從五位下。)

祭日 十一月六日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)(六)(八)市場村津原池側、玉串明神、(五)市場村字三十二、(七)三野郷村大字市場にあり玉串明神と稱し側に津原池あり。(中河内郡三野郷村大字市場)

梶無神社

祭神 (一)大山祇女鹿養津姫、(三)詳ならず、

祭日 八月二十九日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)(六)(七)六萬寺櫻井邑船山明神(社北有地名梶無)(五)六萬寺村字船山、(八)

六萬寺村梶無地、稱三船山明神、(中河内郡枚岡南村大字六萬寺)
大津神社二座

祭神 (三)詳ならず、

祭日 九月十九日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)舊水走村、(五)水走村字宮の森、(四)(八)水走村、(六)舊水走村宮森、(中河内郡英田村大字水走)

栗原神社 嶽

祭神 (三)詳ならず、(四)中臣栗原連祖天兒屋根命、(五)天兒屋根命、(六)蓋祀三(中臣栗原連祖)

祭日 九月二十一日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)吉原村梶原宮、(四)(八)吉原村、(五)吉原村字北ノ宮、(六)吉原村北宮之地、稱三梶原宮、(七)平岡にあり、(中河内郡東六郷村大字吉原)

石切・劍箭命神社二座

祭神 (一)天尾張神速日神、(三)明か也、

神位 清和天皇貞觀七年九月二十二日庚子河内國正六位上石劍神等授三從五位下。

祭日 六月十五日、九月二十二日

社格 村社

所在 (志)在神並村自三社西至三芝村舊名木津神浦、今尙稱三木積宮、(三)(名)(八)神並村、木積宮、(四)(五)(六)(七)神並村、(二)按箭富作前蓋校岡神社也、(啓蒙)曰岩本社疑此乎、春日社御前社原石立命神社今稱三岩本社三與此同名、(中河内郡大戸村大字芝村社石切劍箭神社)

讚良郡六座 大一座
小五座

須波麻神社 嶽

祭神 (一)木神、(三)詳ならず、(五)大己貴命

祭日 六月、九月並十四日

社格 郷社

所在 (志)(名)(三)(四)(七)(八)中垣内村、(五)(六)中垣内村宮上(北河内郡四條村大字中垣内)
御机神社

祭神 (一)天津彦根命、(三)詳ならず、

祭日 三月二十七日、十月二十五日

社格 村社

所在 (志)在中村屬邑大上、(名)(三)中野村之内大上村、(一)三箇村、(四)(五)(六)(七)南野村鈴原山

(北河内郡甲可村大字南野)

高宮神社 大月次
新嘗

祭神 (一)(九)萬魂尊、(三)分明ならず、(四)按舊事紀、萬魂尊見天剛川命を高宮神主の祖とす、是に依らば

本社天剛川命を祭るに似たり、然れど日本紀、古事記、姓氏錄に、此神名なし、故今取らず、(六)蓋祀高宮神

主祖天剛川命、(八)高宮神主祖天剛川命。

神位 清和天皇貞觀六年正月二十七日甲申奉授河内國從五位下高宮神從五位上、(新抄格勅符本國封一月)

祭日 七月一日

社格 郷社

所在 (志)(一)(名)(三)(四)(八)高宮村、(五)(六)高宮村一方町(北河内郡豐野村大字高宮)

津・神・社

祭神 (一)大國玉神、按大己貴別名乎、(三)詳ならず、

祭日 十一月八日

社格 村社

所在 (志)(名)(一)(二)(三)(四)岡山村屬邑坪井、(五)(六)岡山村字御勝山、(七)甲可村大字岡山の坪井に

在り、(八)岡山村、(北河内郡甲可村大字岡山)

高宮大杜祖神社

祭神 (三)詳ならず、○連胤、按るに、當社は前にみゆる高原神の御祖にして大杜といふ所に在しにや、(四)

按舊事本紀、萬魂尊見天剛川命高宮神主等祖とあるを、此に高宮祖神と云に合せ考ふる時は萬魂尊を祭れるに

似たり、されど此神名書紀古事記見る所なし、故今とらず、(七)本社は蓋舊事記に謂ふ所の高宮神主の祖天

剛川命を祭るものなり、(九)獨化天神第五神天八十萬魂也。

祭日 十一月六日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(七)高宮村東、(一)高宮村、(四)(六)高宮村大宮、(五)高宮村、小路村界字大宮、(北

河内郡豐野村大字高宮村社大杜御祖神社)

國中神社 第四章 神社

祭神 (一)素戔嗚尊、(三)詳ならず、

祭日 九月十二日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(七)(四)中野村天神(五)(六)中野村字大上山(北中河内郡甲可村大字中野)

茨田郡五座小

堤根神社

祭神 (一)野見宿禰、(三)詳ならず、(四)按日本書紀、茨田連杉子仁德天皇の御世、茨田堤を作る時に、河神を

祭て堤を成畢たりき、是に據らば、堤根神或は杉子を祀れるか、はた河神を祭りしにやあらむ姑附て考に備

ふ、(五)日子八井耳命、(六)蓋祀水門神速秋津日子速秋津比賣二神、(八)水門神

神位 (六)文德天皇嘉祥三年十二月癸酉、進堤根津島女神從五位下、

祭日 九月十五日

社格 村社

所在 (志)在野口村其神宮寺號曰廣雲寺、寺在常稱寺村、(名)(三)野口村、(五)(六)野口村若林、(八)大

大和田村大字野口の常稱寺に在り。(北河内郡大和田村大字野口) 津島部神社 祭

祭神 (一)埴安姬命、(三)詳ならず、○姓氏錄、攝津國神別、津島朝臣、大中臣朝臣同祖建速魂命三世孫天兒屋

根命之後也、(四)按津島部神疑らくは津島朝臣津島直の族此地に住て、其祖天兒屋根命を祭れるならむ、(五)

(八)津島女神、(六)津島部氏祖歟、(七)疑らくは津島朝臣津島直の族此地に住て其祖天兒屋根命を祭れるな

らむ。

神位 文德天皇嘉祥三年十二月癸酉進河内國堤根津島女神從五位下。

祭日 九月十三日

社格 郷社

所在 (志)在金田村、與對馬江共預祭祀、(三)金田村に在す、對馬江村共に祭祀に預る、(四)對馬江村西金

田村、(五)金田村字高田、(六)對馬江村西金田村高田之地、(七)庭窪村大字金田に在り、(八)對馬江村、(北

河内郡庭窪村大字金田)

細屋神社 祭

祭神 (一)按細屋火祖也、(三)詳ならず、(七)本尊觀音を置く。

第一節 式内社

祭日 十一月四日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)讚良郡太秦村、天神、(七)(五)(四)讚良郡太秦村神樂田(六)讚良郡太秦村神樂田(八)

太秦村、其祠僧曰神宮寺、(北河内郡豐野村大字秦)

高瀬神社

祭神 (三)詳ならず、(九)大物主神也、

祭日 十一月一日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)小高瀬庄世木村八幡、(一)(二)高瀬川、(四)小高瀬庄世木村、(五)世木村馬場村界、字

尺井、(六)小高瀬庄世木村尺井之地、(七)(八)世木村(北河内郡三郷村大字高瀬)

意賀美神社

祭神 (一)(五)霧神、(三)高瀬歎、(總國風土記、伊井諸尊といふ、今從はず)、(四)伊那那岐命の子淤加美神

〔日本書紀 古事紀〕(六)祀高瀬神、(九)男神、伊井諸尊也、

祭日 九月九日

祭日 十一月四日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)讚良郡太秦村、天神、(七)(五)(四)讚良郡太秦村神樂田(六)讚良郡太秦村神樂田(八)

太秦村、其祠僧曰神宮寺、(北河内郡豐野村大字秦)

高瀬神社

祭神 (三)詳ならず、(九)大物主神也、

祭日 十一月一日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)小高瀬庄世木村八幡、(一)(二)高瀬川、(四)小高瀬庄世木村、(五)世木村馬場村界、字

尺井、(六)小高瀬庄世木村尺井之地、(七)(八)世木村(北河内郡三郷村大字高瀬)

意賀美神社

祭神 (一)(五)霧神、(三)高瀬歎、(總國風土記、伊井諸尊といふ、今從はず)、(四)伊那那岐命の子淤加美神

〔日本書紀 古事紀〕(六)祀高瀬神、(九)男神、伊井諸尊也、

祭日 九月九日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)伊加賀村、後山、(五)伊加賀村泥町村界字宮山、(四)(六)(七)伊加賀村宮山、稱保加

美社(八)伊加賀村宮山、〔總國風土記〕伊加賀崎郷志賀美神社(北河内郡枚方町大字伊加賀同所大字三矢須賀

神社に合併の上村社意賀見神社と改稱)

交野郡二座並小

片野神社惣

祭神 (一)饒速日命、(三)詳ならず、(五)(八)交野忌寸祖神、(六)蓋祀交野忌寸祖、(七)蓋桓武天皇天神を

祀りたまへる遺祠なり。

祭日 九月九日

社格 郷社

所在 (志)在坂村今稱二宮、(三)(六)在星田村今稱交野明神、(四)交野原の近側坂村、(五)坂村字一

ノ宮、(七)枚村大字坂に在り一之宮牛頭天王と稱す、(北河内郡枚野村大字坂郷社片野神社)

久須々美神社惣

祭神 (三)詳ならず、

第一節 式内社

祭日 九月七日

社格 村社

所在 (志)在葛上邑邑屬坂村、(名)(三)坂村之内九頭神村、(四)(六)(八)坂村屬邑葛上、(五)坂村、葛上村界、(七)今牧野村大字阪の葛上(北河内郡牧野村大字坂)

若江郡二十二座 大二座
小二十座
坂合神社二座

祭神 (一)尾治坂合連、(二)火明命十六世尾治坂合連、(三)分明ならず、(八)祀坂合部氏祖火關降命。

神位 陽成天皇元慶七年十二月二十八日庚申授河内國正六位上璽神從五位下。

祭日 六月晦日、九月二十三日

社格 村社

所在 (志)(名)(一)(三)(四)(六)(七)(八)小坂合村、(五)小坂合村字宮前、(中河内郡八尾町大字小坂合現今同町郷社矢作神社(合併))

矢作神社

祭神 (三)矢作連祖神敷、(四)(八)矢作連の祖經津主命、(五)經津主神、(六)蓋祀矢作連祖經津主命、(七)

矢作連 布都努志乃命之後也、

祭日 六月十五日

社格 郷社

所在 (志)在八尾別宮邑矢作城隍西北有長久年中國宣、今稱八幡、(一)八尾木村、(四)(三)志に同じ(五)別宮村、(六)八尾別邑矢作之地、(七)八尾村字矢作城隍、(中河内郡八尾町大字別宮)

若江鏡神社

祭神 (一)稚彥靈命、大己貴命、(三)詳ならず、

神位 文德天皇齊衡元年四月丙辰授大雷火明神從五位下。

社格 郷社

所在 (志)(名)(一)(三)(五)(八)若江村、(階下有石、稱雷神石)(四)下若江雷森村○按三代實錄、美濃國各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗あり、且本社と御野縣神社と並載せて所在も遠からぬ地にある

を思ふに、美濃の各務氏に由縁ありて祭れる神社ならむこそ思はる。されど未其證を得ず故今姑附て後考を俟つ、(六)若江郡、(七)若江村大字南村に在り雷森と稱す。(中河内郡若江村大字若江)

御野縣主神社二座 榎

祭神 (一)彦坐命、(二)詳ならず、(四)河内御野縣主の祖神也、日本書紀、延喜式、○按御野縣主其出自を詳にせず、續日本後紀、三代實錄を考ふるに若江郡美努宿禰主足、また美努連清名と云人見え、姓氏錄、河内神別美努連は、角凝魂命三世孫天湯川田奈命の後とあり、此に依らば、御野縣主或は其同族也、(五)角凝魂命、天湯川田奈命、(六)蓋祀河内三野縣主之祖、(七)三野縣主の祖神、(八)河内御野縣主祖神、

祭日 九月二十八日

社格 村社

所在 (志)(三)(四)(六)(八)河内郡上島村御野郷辻、天日、(五)河内郡上之島村字宮垣内、(七)三野郷村大字上之島御野郷辻、(中河内郡三野郷村大字上ノ島)

石田神社三座

祭神 (一)五十日足彦命、(二)詳ならず、

祭日 六月二十一日、九月十五日

社格 村社

所在 (一)(二)今云岩田八幡三社在岩田村、(志)(名)(三)岩田村八幡宮、(四)(六)(八)岩田村、(五)西岩田村、(七)岩田の南にあり、(中河内郡玉川村大字岩田)

川俣神社

祭神 (一)(八)彦坐命、(三)川俣公祖神歟、(五)日子今養命、(六)蓋祀川俣公祖彦坐命、

祭日 十一月七日

社格 村社

所在 (志)(名)(一)(三)(四)(八)川俣村、(五)(六)川俣村南町(中河内郡楠根村大字川俣)

弓削神社二座

並大月次
相嘗新嘗

祭神 (一)彌加布都命、比古佐自布都命、(三)(六)弓削宿禰祖神歟、(四)物部連の族弓削連の祖神、(五)(九)

高御魂命、天日鷲翔矢命、(八)弓削宿禰祖廟也、

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日、奉授河内國從五位下弓削神從五位上、(同二年七月進河内國從三位

彌加布都命、比古佐自布都命、神階並加從二位)

祭日 六月三十日、九月九日

社格 (弓削神社一は若江郡東弓削村一は志紀郡弓削村共に弓削神社と稱して村社なり)

所在 (志)(名)(三)東弓削村、(一)弓削村稱府都大明神、(二)今在弓削村稱布都大明神、今一座在東弓削村、一座在志紀郡西弓削村、(四)一座は東弓削村、一座は志紀郡弓削村、(五)(六)一座東弓削村、一座

志紀郡西弓削村、(七)若江郡本社二座と在れど其一座は今南河内郡志紀村大字弓削に在り、一座は本郡曙川村大字弓削にあり。(中河内郡曙川村大字東弓削、南河内郡志紀村大字弓削)

都留美島神社 參

祭神 (一)水神、(三)詳ならず、(七)所祭詳ならず、

所在 (志)舊在都塚村都塚南今遷家上、(三)志に同じ、(四)今澁川郡都塚村都塚(河内式社細記)(五)(六)(八)都塚村、(七)曙川村大字都塚あり、(中河内郡曙川村大字都塚)

長柄神社 參

祭神 (一)(五)事代主命、(三)詳ならず、(六)(八)(九)祀長柄首祖事代主命。

社格 村社

所在 (志)(三)(名)長八尾村小守勝手宮、(一)長田村、(四)(五)庄之内村郷東村の堺、(七)八尾村大字莊之内、子守宮と稱す、(八)東郷村(中河内郡八尾町大字庄ノ内現今同町郷社矢作神社へ合併)

意伎部神社

祭神 (一)瀧津島姫命、部姫也。

所在 (志)(三)詳ならず、(七)今御厨の邊を壹岐部村と稱するは本社が存在すればならん。

彌刀神社

祭神 (一)天川田名命、(三)詳ならず、

祭日 六月三十日、十月二十九日

社格 村社

所在 (志)(三)(名)近江堂村天王、(一)箕輪村、(四)近江堂村、(河内志式社細記)按村名も大彌刀なりしを誤りて近江堂と書りしなるべし、(五)近江堂村字山、(六)近江堂村近江堂蓋大彌刀之轉訛、(七)彌刀村の名を立つ、河内志に彌刀神は近江堂の牛頭天王と云へるによる、(八)近江堂村、(中河内郡彌刀村大字近江堂)

字婆神社

祭神 (一)土神埴安姫命、(三)詳ならず、

祭日 十月二十六日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)加納村、熊野、(四)(六)(七)(八)加納村、(五)加納村字屋敷内、(中河内郡東六郷村大字加納村字波神社)

澁川神社二座

祭神 (一) 水神、(二) 詳ならず、(四)(六) 天忍穗耳命、饒速日命、(八) 物部氏祖饒速日命、
祭日 六月、九月並二十五日

社格 郷社

所在 (志)(名)(三) 今濠川郡植松村、天神、(四)(五)(六)(八) 濠川郡植松村、(七) 龍華村大字植松の東
長瀬川の堤上に在り。(中河内郡龍華村大字植松)

栗栖神社

祭神 (一) 饒速日命、(三) 分明ならず、(四) 栗栖連の祖字摩志麻治命、(姓氏錄大要)(五) 字摩志麻治命、(六)
蓋祀ニ栗栖連之祖、(八) 栗栖連祖博士王仁、(九) 字摩志麻治命。

神位 清和天皇貞觀四年四月十二日庚戌授河内國正六位上栗栖神從五位下、同年十一月十一日乙亥詔以河内
國從五位下栗栖神預之官社、(元慶七年十二月二十八日正六位上栗栖神從五位下)

祭日 九月十五日

社格 村社

所在 (志)(名)(三) 八尾西郷邑天王、(四)(八) 西郷村、(五)(六) 西郷村城町(七) 今常光寺の傍に在り牛頭
天王と稱す、(中河内郡八尾町大字西郷)

加津良神社

祭神 (一) 素戔嗚尊、(三) 加津良命歟、

神位 貞觀九年二月二十六日加津良神預官社、

祭日 六月、九月並十五日

社格 村社

所在 (志) 在所未詳、(名)(三) 萱振村天王、(四)(六) 萱振村、(五) 萱振村南萱振村界、(七) 萱振に在りて牛
頭天王と稱ふ(中河内郡八尾町大字萱振)

仲村神社

祭神 (一) 天兒屋根命、(三) 分明ならず、(姓氏錄、左京神別上、中村連、己巳都牟須比命子天乃子矢根命之後
也)(五) 與台産靈命、(六) 蓋祀ニ中村連之祖、(八) 中村連祖、

官社 貞觀九年二月廿六日、河内國若江郡中村神預官社、

祭日 十一月十六日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)(五)(六)(七) 菱江村、(八) 中村、(中河内郡玉川村大字菱江)

澁川郡六座小並

鴨高田神社

祭神 (三)詳ならず、

祭日 六月三十日、九月十五日

社格 郷社

所在 (志)在高井田村今若江郡也、中古以此地供三山州八幡神祭料因稱三八幡宮、(名)(三)若江郡高井田村、八幡、(四)(六)今若江郡高井田村、(五)高井田村字森之木(七)高井田村に在り、今稱三長榮寺八幡宮、

(八)高井田村、稱三八幡宮、(明細帳若江郡あり中河内郡高井田村大字高井田)

横野神社 稱印色宮

祭神 (三)詳ならず、(六)蓋祀三五十瓊敷入彦命、(八)五十瓊入彦命、

祭日 八月八日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)(六)(七)大地村印色宮、(五)大地村(中河内郡巽村大字大地同所村社八幡神社に合併)

波牟許曾神社

祭神 (一)埴安神、波牟埴安姫、(三)詳ならず、(七)蛇を祭れる者にや。

祭日 十一月五日

社格 村社

所在 (志)(三)北蛇草村、神明、(河内名記大森天神と云り)(一)(二)今蛇草村大森天神是乎、(四)(六)北蛇草村(五)北蛇草村字大力、(七)其所在を知らず、(中河内郡長瀬村大字北蛇草。同村内の神社を合併大字衣摺へ移轉の上長瀬神社と改稱)

跡部神社

祭神 (三)詳ならず、(四)阿刀連の遠祖饒速日命(參取日本書紀、舊事本紀姓氏錄大意、○按書紀物部守屋大連、別業河内の阿都にある事みへ、舊事紀、饒速日命に供奉の中にも跡部首天津羽原と云もあり、姓氏錄、續日本後紀、三代實錄等に、阿刀連多くみへてみな攝津に貫り、國圖を按るに、本郡攝津に隣接たるに、古への阿都は和名抄阿都郷即今跡部村なることを合せて、跡部或は阿刀とも云し事著し姑附て考に備ふ、(六)蓋祀阿刀連之祖、(七)阿刀連物部同祖なれば、阿刀氏の祖神なること明なり。

祭日 九月九日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(五)跡部村、(六)東龜井村屬地跡部邑、(七)龍華村大字龜井、(八)龜井村跡部地、(明細帳に龜井村にて村社)(中河内郡久寶寺村大字龜井)

許麻神社

祭神 (一)木腹神、(三)詳ならず、(六)蓋祀ニ狛人氏之祖、(八)大狛連祖廟也、

祭日 六月二十四日

社格 郷社

所在 (志)在ニ久寶寺村、今稱ニ天王有ニ古箭ニ所謂色紙形者箭上題曰河州澹川郡許麻莊、(名)(三)許麻庄久寶

寺村天王、(四)(六)(八)久寶寺村、(五)久寶寺村字中屋敷、(七)久寶寺村牛頭天王是なり、(中河内郡久寶

寺村大字久寶寺)

都留彌神社

祭神 (三)詳ならず、(七)所祭詳ならず、

祭日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)足代村、天神、(四)(五)(六)東足代村、(七)布施村大字東足代、(八)足代村、(中河内

郡布施村大字東足代)

志紀郡十四座 大六座 小八座

志貴縣主神社 大月次 新嘗

祭神 (一)(五)神八井耳命、(三)詳ならず、(四)(八)志紀縣主祖神八井耳命、(六)蓋祀ニ志紀縣主祖神八井

耳命、(七)志紀縣主神八井耳命之後也、(九)磯城縣主黑連也、

祭日 六月三十日、九月二十五日

社格 村社

所在 (志)(三)(名)國府村、春日、(一)今云ニ總社明神ニ在ニ總社村、(四)安宿郡國府村、(五)(六)國府村

字九坂、(七)道明寺村大字國府に在り春日明神と稱す、(八)國府村、(南河内郡道明寺村大字國府)

長野神社 鑿

祭神 (一)事代主命、(三)(六)長野連祖神歟、

祭日 六月二十二日、九月九日、十一月七日

社格 村社

第一節 式 内 社

所在 (志)(名)(三)今丹南郡葛井寺村、〔今按、葛井寺境内にて寺家鎮守とす〕(四)今丹南郡長野陵西南葛井寺村、(五)藤井寺村今屬丹南郡、(六)丹南郡葛井寺村、(七)志紀郡に列す、今長野村大字岡に屬し剛琳寺の傍に在り、(八)葛井寺村、〔南河内郡藤井寺村大字藤井寺〕
志疑神社

祭神 (一)千敷神、(三)詳ならず、〔連胤按るに、志紀氏に二流あり、恐らくは饒速日命の裔なる志貴縣主、志貴連等の祖神ならんか〕(七)師木伊呂辨命の廟にあらずや。

祭日 十月二十六日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(七)大井村、天王、(四)(八)大井村、(五)大井村字道之池、(六)大井村道池之地、〔南河内郡道明寺村大字大井〕

黒田神社

祭神 (一)稻靈、(三)詳ならず、

祭日 六月十七日、八月二十三日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)(七)北條村、天神、(五)(六)北條村字川崎森、(八)北條村、〔南河内郡道明寺大字北條〕

字北條

樟本神社三座

祭神 (一)住吉同神歟、(三)木靈歟、連胤按るに、古へは所々に纏樟の大木ある事は誰も知れり、然れば此處にも大木ありて其本に樹神を祭れるなるべし、今大木村といふも樟の大木の名の残れるにや。

祭日 六月十六日、九月九日

社格 村社南木本村、北木本村、木本村、無格社〔丹比郡木本村村社〕

所在 (志)一座北木本村、一座南木本村、並布都明神、(三)南北木元村に在す、並布都明神と稱す。(四)(六)北木本、南木本、丹比郡南木本村の三村に各一座づゝ坐り並布都明神、(五)志紀郡南木本村北木本村丹比郡木本村、(八)木本村、〔中河内郡三木本村大字木本、同郡同村同北木本、同郡同村同南木本〕

志紀長吉神社二座 並大月次新嘗 稱日蔭明神

祭神 (一)長江襲津彦命、武内宿禰子也、(三)詳ならず、(四)高御産靈命、栲幡千千媛命を祀る、川内志貴縣主が齊祀る所也、〔大和國神名帳略解〕

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申奉授河内國從五位下志紀長吉神從五位上、○長久四年、自從四

位上授從三位永承二年、進從二位、天喜四年陞正一位。

祭日 五月六日、九月並五日、十一月十五日

社格 郷社

所在 (二)今日北條天神、(志)(名)三(三)丹比郡長原村、日蔭明神、(四)今丹比郡長原村、按古老傳說此地舊名

長吉なりしを後分て、吉富長原二村としつる也、又昔大嘗會に本社より日蔭靈を奉りしを以て日蔭明神とも

云り、附て考に備ふ、(五)長原村今屬丹比郡、(六)丹比志紀澁川三郡界長原村、(中河内郡長吉村大字長原)

伴林氏神社鞆

祭神 (三)林宿禰祖神歟、(四)大伴氏の族林宿禰の氏神天押日命〔參酌續日本後紀、三代實錄、姓氏錄、延喜式〕

(五)道臣命、(六)祀天押日命、即伴林宿禰祖神也、(七)(八)大伴遠祖天押日命、(九)天忍日命也、此命者高皇

彥靈尊之兒大伴連等之祖也。

神位 貞觀九年二月廿六日、志紀郡林氏神預官社(貞觀十五年十二月廿日授河内國正六位上天押日命神、從

五位下)

祭日 十月十八日

社格 村社

所在 (志)(三)(四)(八)林村、(五)(六)林村宮山、(七)澤田村林(南河内郡道明寺村大字林)

志紀辛國神社

祭神 (一)饒速日命、(三)(六)韓國連祖神歟、(五)伊香々色雄命、(九)新羅國神也、(七)長野連祖神。

神位 貞觀九年二月廿六日、志紀郡辛國神預官社、

祭日 六月二十三日、八月二十四日、十一月十五日

社格 村社

所在 (志)(三)(名)(四)丹南郡岡村、辛國池南、春日、(五)岡村字春日山今屬丹南郡、(六)丹南郡岡村春日

山按社北有池呼曰辛國池、(七)志紀郡に載す今長野村大字岡の南辛國池畔に在り春日明神と稱す、(八)岡

村、(南河内郡藤井寺村大字岡、村社辛國神社)

當宗神社三座並大月次新嘗

祭神 (三)當宗忌寸祖神歟、(五)當宗忌寸祖神、(四)(六)宇多天皇外祖母當宗忌寸氏神、(七)宇多天皇外祖

母當宗忌寸の祖神三座を祭る、(寛平元年詔始自今年行祭、五年發遺幣帛使國司一人專當行事、給以正

稅、永爲恒例)

祭日 四月、十一月上酉日

第一節 式内社

社格 無格社

所在 (志)(名)(三)(四)(六) 譽田村北主水町、當宗垣内、(七)譽田の北主水町(五)譽田村當宗垣内今屬

古市郡(南河内郡古市村大字譽出)

丹比郡十一度 大三座
小八座

丹比神社 鞆

祭神 (一)丹比真人天神歟、多治比王、(二)多治真人祖神歟、○總國風土記火明命といふ今從はず、(四)丹治

比君の祖神「古事紀、三代實錄、延喜式、○按多治比君祖惠波王の御母は川内國人なる故に、其由縁の縁もて

此地に住るより其祖神を祭れるにやあらむ」(六)蓋祀多治比君祖上殖葉皇子、(七)上葉皇子を祭る即丹比氏

の祖也、(八)丹比氏祖殖葉皇子、

神位 仁明天皇承和十四年十二月癸卯、奉授河内國丹比郡无位丹比神從五位下、文德天皇嘉祥三年十月辛亥

進河内國丹比神從五位上。清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申奉授河内國從五位上丹比神正五位下、同七

月十四日丁卯遣使諸社奉神寶幣帛散位從五位下丹比真人繩主爲丹比神社使。

祭日 六月二十五日、八月二十日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(七)丹南郡丹治井村、天神、(一)今多治井若松天神乎、(四)今丹南郡丹治井村、(五)

(六)多治井村字椎宮今屬丹南郡(八)丹治井村(南河内郡丹比村大字多治井)

阿麻美許曾神社 鞆

祭神 (一)阿摩毘命、(三)詳ならず、(六)或祀海神也、(七)恐らくは阿麻美久神を祭るに似たり、明證を得

ず、(四)按今琉球北界に大島あり、古の阿麻彌島也、中山傳信錄、琉球國史略、中山系圖、及南島志、鹿藩名勝

考引中山人傳説並に云、上古神人あり、阿麻美久の神、又阿摩彌久筑之神と云、始て阿摩美嶽に降る、之を天

孫氏といへり、三男二女を生む一を天神とし一を海神とす、此に據るに阿麻美久神或は我天神伊井諸尊の御

子綿積神にして、所謂二女或は豐玉姬、玉依姬歟、琉球人名字、今猶豐玉の語を用ふる者多きも、海神、豐玉彦

の名に由縁あり、然らば、火々出見尊の幸し給へる海神の宮、疑らくは、彼地方に在む歟、阿麻美許曾神社恐

らくは阿摩美久神を祭るに似たり、然れども未明證を得ず姑附て後考に備ふ。

祭日 六月八日、八月十七日

社格 郷社

所在 (志)(名)(三)在丹比郡枯木村南天見丘、一名阿麻岐志今天王、(一)(二)(四)(六)今丹比郡南枯木

村天見丘、(五)枯木村字福井、今屬丹北郡、(七)天美村天美岡(中河内郡矢田村大字枯木)

狹山堤神社 大月次新嘗

祭神 (一)五十瓊敷入彦命、(三)詳ならず、(五)印色入彦命、(六)垂仁帝時、五十瓊敷入彦命奉詔作狹山池有_レ功〔古事記〕後蓋祀_レ之稱堤神也、(七)蓋狹山連の祖神を祭る、(八)印色命

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申奉_レ授河内國從五位下狹山堤神從五位上、

祭日 四月十五日、八月十五日

社格 村社

所在 (志)(名) 狹山南明神山、(三)丹南郡狹山南明神山、(六)(四)丹南郡半田村狹山池の南明神山、(七)

狹山池東明神山、(五)半田村字明神山今屬丹南郡、(八)半田村狹山池南、(南河内郡狹山村大字半田、同大字

郷社狹山神社に合併)

大津神社三座 鞆

祭神 (一)鹽君、津連祖神、(三)大津乃命歟、(四)(八)百濟辰孫王の曾孫午定君の三子味沙辰爾麻呂を祭る、

此は葛井、船、津三氏の祖也、(六)蓋祀葛井、船、津三氏祖味沙辰爾麻呂、(七)津連の祖百濟辰孫王。

祭日 九月三日、六月十一月並八日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(四)(六)丹南郡丹下宮村、大宮、(五)北宮村今屬丹南郡、(七)高鷲村大字宮、(八)丹

南郡丹下宮村(南河内郡高鷲村大字北宮)

狹山神社 大月次新嘗

祭神 (一)臣狹山、(二)按兒屋根命十世孫巨狹山命、(三)臣狹山命歟、(四)(五)天兒屋根命、(六)蓋祀狹山

連之祖、(七)(八)狹山連の祖神。

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日、奉_レ授河内國從五位下狹山神從五位上、

祭日 八月二十六日

社格 郷社

所在 (志)(三)(名)丹南郡半田村、天王、(一)今丹南郡狹山村、(四)今丹南郡狹山村の南半田村狹山池東、

(五)半田村字宮山今屬丹比郡、(六)丹南郡半田村狹山池東宮山、(七)丹南郡狹山村大字池尻の本狹山に在り、

今牛頭天王と稱す、(南河内郡狹山村大字半田)

菅生神社 大月次新嘗

祭神 (一)(九)天兒屋根命、(三)(六)菅生朝臣祖神歟、〔總國風土記、第三殘缺云、天兒屋根命〕(四)菅生朝臣

祖神、(五)天兒屋根命、(七)菅生朝臣の後也、

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申奉_レ授_二河内國從五位下菅生神從五位上_一、(新抄格勅符、天平實字八年本國封一戸、)

祭日 九月十一日

社格 郷社

所在 (志)(名)(三)(四)丹南郡菅生村、天神、(一)(二)今丹南郡菅生天神、(五)菅生村今屬丹南郡、(六)

(七)丹南郡菅生村、(七)菅生の南に在り、天神と稱す、(南河内郡平尾村大字菅生)

酒屋神社 (歌勅イ)

祭神 (三)(六)中臣酒屋連祖神歟、(總國風土記第三殘缺云、雷大神歟、)(四)(五)津速魂命、(八)中臣酒尾連

祖神、(九)天兒屋命也、

神位 (清和天皇貞觀七年十二月二十六日癸酉授_二河内郡正六位上酒泉神從五位下_一)

祭日 九月九日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)丹北郡三宅村西權現、(四)(六)丹北郡三宅村、(五)丹比郡三宅村今屬丹北郡、(七)(三)

宅村の東南、(八)三宅村、(中河内郡三宅村大字三宅、同所村社屯倉神社境内へ移轉)

櫛本神社

祭神 (三)詳ならず、(今按木靈歟)

祭日 八月、十一月並十五日

社格 村社

所在 (志)在_二眞福寺_一今稱_二八幡_一社旁有_二地名櫛本_一、(名)(三)丹南郡眞福寺村八幡、(一)(二)今日_二市村天神_一、

(四)(六)(七)丹南郡眞福寺村櫛本、(五)堺縣眞福寺村今屬丹南郡、(南河内郡丹南郡大字眞福寺、同郡丹比

村大字多治井村社丹比神社に合併)

田坐神社 稱_二來八幡神_一

祭神 (一)稻靈豐字氣姬命乎、(三)詳ならず、(八)豈田井氏の廟乎、

神位 清和天皇貞觀四年四月二十六日、授_二河内國先位田坐神從五位下_一、五月十七日詔以_二河内國從五位下田坐

神_一列_二於_二社_一、

祭日 八月二十三日

社格 村社

所在 (志)(名)(三)(七)丹比郡田井城村、八幡、(四)(五)(六)丹比郡田井城村(中河内郡松原村大字田井

城、同所大字上田村社柴籬神社へ合併)

第二節 國史現在社

大雷火明神社

祭神 (三)(六)詳ならず。

神位 齊衡元年三月丙辰授河内國大雷火明神從五位下。

所在 (三)詳ならず。

天夷鳥命神社

祭神 (三)明か也、(四)(七)天穗日命乃子天夷鳥命、(八)土師氏の祖神也、(六)蓋土師連之所奉祀也。(九)

天夷鳥命者天穗日命之子、出雲氏之祖也。

神位 天安二年三月壬戌朔癸未在河内國天夷鳥命神授從五位下。

所在 (志)(三)(式外)志紀郡道明寺村、天王、(四)(八)道明寺村、(六)志紀郡、按在道明寺村、舊土師郷之

地、(七)志紀郡道明寺村にあり今道明寺の鎮守天満宮是也。

豊稻賣神社、御祖神社、子宮神社

祭神 (二)御祖神、子宮神、(三)明か也、(四)和久産巢日神の子豐字氣毘賣神〔古事記〕(六)豐字可鹿賣命

神位 貞觀二年十一月河内國從五位下豊稻賣神御祖神子宮神並授從五位下。

所在 不詳

掃部神社

祭神 (三)天忍人命歟、(四)掃守宿禰祖神、天忍人命、〔參取續日本後紀、姓氏錄、古語拾遺〕(六)蓋祀掃守連

祖天忍人命、(七)蓋掃守氏の祖神なり、(八)掃守宿禰祖廟也。

神位 貞觀十六年十二月二十九日、河内國正六位上掃部神從五位下。

所在 (志)(名)(三)(七)(式外)高安郡黒谷村、(四)按河内志、今高安郡黒谷村にありとす、式社細記に、村

の田間に掃部の字あれど社迹猶亡て知事を得ずと云り、(六)高安郡黒谷郷、蓋古掃守郷之地、社今亡。

野中神社

祭神 (三)詳ならず、(六)葛井、船、津三氏祖歟、(八)野中氏祖廟也、

神位 貞觀十七年八月二十七日授河内國正六位上野中神從五位下。

所在 (志)(名)(三)(六)(七)(式外)丹南郡野上村龜池辨財天、(四)按河内志に丹南郡野中村の西野上村

にありといへど今本村の法泉寺の鎮守とし、寺内に佛像を安置せるのみにて、神社なしと云り。

垂水神社二座

祭神 (三)詳ならず。

神位 仁和二年十一月十五日河内國從五位下垂水神二前並從五位上。

所在 (志)澁川郡留彌神社乎、(六)不詳、

和爾神社

神位 (四)嘉祥三年十二月癸酉、進河内國和爾神階、加從五位上。

彌加布都命神

比古佐自布都命神

神位 貞觀二年七月十日、進河内國從三位彌加布都命神、比古佐自布都命神階、並加從二位。

天押日命神社

神位 貞觀十五年十二月二十日河内國正六位上天押日命神從五位上。

所在 (志)石川郡降幡神祠在大个塚村、與兩大友山城、共祭祀、或曰貞觀十五年十二月授天押日命神從五位

下即此。

塚神

神位 元慶七年十二月二十八日河内國堺神從五位下。

野神 (四)按本國、片野神、長野神、横野神あり、野神の上恐らくは一字を脱せる乎、附て考を俟つ。

降幡神社

神位 (貞觀十五年十二月、授天押日命神從五位下。)

所在 河内國石川郡大个塚村、(近隣四村共祭祀)

第三節 總 社

總社或問

河内國は志紀郡國府村に現存

此神社は式内常宗神社なりとぞ、然れば官社にて總社を兼たるなり。

河内志

惣社在國府村、古昔國府村必建社有事于國內官社、則國司率僚屬先修典禮於此、其儀猶三京師神祇

官然。

今道明寺村大字國府字總社志貴縣主神社也。式内社條(三六三頁)参照。

第四節 官國幣社

枚岡神社

官幣大社

第三節 總

社

第四節 官國幣社

祭神 天兒屋根命、比賣神、武甕槌命、齋主命、四座

社格神階 名神大社、月並相嘗新嘗、一宮、從二位、

神領 神封、社領

雜 奉幣

祭日 二月一日

列格年月日 明治四年五月十四日

鎮座地 中河内郡杖岡村出雲井

四修暇神社 別格官幣社

祭神 贈從二位補正行 一座

祭日 二月十二日

列格年月日 明治廿二年十二月十三日

鎮座地 北河内郡甲可村南野

第五節 其他の神社

南河内郡

磐船神社(白木村平石) 饒速日尊の天降り給へる哮ヶ峰の地也と云ふ。もと高貴寺の鎮守たりき。

葛木神社(千早村千早) 金剛山最上乘院轉法輪寺の鎮守也。寺は役小角の開基也と云ふ。

千早神社(同村) 千早城本丸の跡也。もと城の鎮守八幡社後正成、正行を合祀して楠社と稱す。

不本見神社(千早村東坂) 役小角山神を驅使して寶窟を開かしめ天御柱神を祀れりと傳ふ。

錦織神社(川西村甲田) もと水郡神社、古は爾吾利宮天王と呼べりと。素盞雄尊、譽田別命、菅原道

眞を祀れり。社殿は單層屋根入母屋造にて正平十八年建造、現今特別保護建造物也。

西代神社(長野町西代) 金胎寺城の守護神、後村上天皇駐輦あらせられしと。祭神國常立尊。

清崎神社(天野村小山田) もと豊浦神社、住吉四神及び武内宿禰を祀る。

烏帽子形八幡神社(三日市村喜多) 烏帽子形城の鎮守、今の社殿は元和三年甲斐庄兵衛尉正保の造營

なり。もと徳壽院高福寺と云へる宮寺あり。

金岡神社(金岡村金田) もと金田三所大明神、別當寺顯正院、住吉三神素盞鳴命大山咋命を祀る。

白鳥神社(古市町古市) 伊岐宮、もと輕墓伊岐谷白鳥陵上にありたり。日本武尊素盞鳴尊を祭る。

譽田神社(古市町譽田) 譽田八幡宮也。後冷泉天皇の朝譽田陵の南一町餘に造營すと云ふ。建久七年

源頼朝社殿を新營し神領方四十町と定むと傳ふ。もと僧院十五宇祝家十三宇神子三人奉仕、本地堂は護國寺と號し本尊阿彌陀佛、奥院は寶蓮華寺、眞言宗。天正年中神領沒收の後豊臣秀吉同十一年九月十九日二百石を寄せ、慶長十一年四月豊臣秀頼、片桐且元を奉行として社殿を造營す。現今府社。紙本着色神功皇后緣起二卷、絹本着色譽田宗廣緣起三卷、髹漆螺鈿鍍金裝神輿壹基等國寶。また洪鐘は八幡宮譽田山陵鐘也、建久七年丙辰七月日鑄之と銘す。

八幡神社(駒ヶ谷村壺井) 壺井八幡宮。古の香爐峰後の壺井の山也。源頼義の勸請とも天仁二年義家の勸請也とも云ふ。徳川綱吉元祿十三年社殿修理、社領八十石を寄す。攝社壺井神社は頼信、頼義、義家三代の宗廟なりと。元祿十四年九月三日坪井權現の宣下あり、次で十一月廿三日正一位を賜ふ。土師神社(道明寺村道明寺) 道明寺天神社也。第五章道明寺參照。神域は菅公祖先の邸宅にして神體は公自作の尊像と云ふ。社藏八葉鏡は花園天皇の朝西琳寺僧饒阿神託によつて勅封を賜ひ爾來靈元、中御門、孝明、明治諸帝より勅封を賜ふ。

中河内郡

布忍神社(布忍村向井) もと天見丘にあり、阿麻美許曾大神、事代主命、武甕槌命を祀る。

稻荷神社(枚岡南村四條) 瓢箪山稻荷也。保食神を祀る。古墳の半腹にあり、辻占を以て有名。

額田神社(枚岡村額田) 額田大仲日子命を祀る。明治五年十月枚岡神社に合祀さる。

天神社(八尾町八尾) 文永中の創立也と云ふ。天穗日命菅原道眞を祀る。

長田神社(楠根村長田) 式内意岐部神社也と云ふ。品陀和氣命息長足姫命多紀理毘賣命を祀る。

旭神社 加美村正覺寺) 祭神素盞鳴尊、攝社若宮八幡宮は稻葉氏の崇敬を受く。

北河内郡

南北神社(諸堤村諸口) 延久四年三月十五日譽田八幡宮を勸請すと云ふ。後建武年間楠正成家臣井賀

和泉守源義明德庵城に據りて當社を祈願所と定むと傳ふ。

三嶋神社(二嶋村三つ嶋) もと山王權現。天照皇大神、素盞鳴命、大己貴尊を祀る。薰蓋楠あり。

佐太神社(庭窪村佐太) 菅原道眞を祀る。寛永中領主永井尙政社殿造營。社前後水尾天皇より尙政に

賜しひ勅梅あり。神職家を三森氏と云ふ。

菅原神社(九個莊村池田) もと大國主命、正曆中蹉跎天滿宮を勸請す。門田神社と云ふ。

鞆呂木神社(友呂岐村木屋) 祭典に妙齡の處女をして薦卷飯を供進せしむるの式ありたり。

蹉跎神社(蹉跎村中振) 道眞の息女刈屋姫の舊跡蹉跎山に道眞を祀りしに始ると云ふ。

意賀美神社(枚方町三矢) 牛頭天王、祇園社又須賀神社と云ふ。式内社意賀美神社を合祀す。

星田神社(星田村) 境外末社小松神社は妙見山にあり、妙見神を祀る。
 山田神社(川越村山の上) 弘安二年神司修理亮藤原芳秀の勸請也と云ふ。祭神素盞鳴命。
 三宮神社(津田村津田) 一に三宮屋形大明神、又は三宮住吉大明神とも或は牛頭天王と呼ぶ。嘉祿二
 年三月二日中原宗兼外當郷住三十餘人に依りて再興せらる。寛永十七年の三宮拜殿着座の覺前章二
 二四頁に載せたり。

春日神社(津田村津田) 三の宮に對し内の宮と云ふ。南座津田座兵衛座四十人座の四座ありたり。
 機物神社(交野村倉治) 天正元年神職十六人の席次争ひあり、後十二家となる。織田豊臣兩家の崇敬
 ありたりと云ふ。祭神天棚機比賣大神、栲機千々比賣大神、地代主大神、八重事代主大神也。
 百濟王神社(山田村中宮) もと百濟王の後裔三松家の邸内社なりき。百濟王豊俊の孫三松俊行の裔祭
 祀を營む。文祿年中禁野村垣内に移る。現今村社。

二宮神社(樟葉村船橋) 二宮牛頭天王又大名持神と稱す。豊臣秀頼慶長八年造營す、舊神職井上氏。
 交野天神社(樟葉村楠葉) 樟葉宮址の一部にあり。もと交野天津神と稱す。本殿及び末社八幡社殿は
 共に一間社流造檜皮葺の古建築にて特別保護建造物也。

八幡神社(豊野村秦) 秦氏の裔なる西島(大津父氏)平田、茨木の三氏を宮衆と呼ぶ。

第五章 佛 閣

第一節 國分寺

續日本紀 天平十三年三月條 又毎國僧寺、施封五十戸、水田十町、尼寺水田十町、僧寺必令有二十
 僧、其寺名爲金光明天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相共宜受教戒、若有
 闕者、即須補滿、其僧尼每月八日、必應轉讀最勝王經、每至月半、誦戒羯磨、每月六齋日、公私不
 得漁獵殺生、國司等宜恒加檢校。

主稅式 河内國正稅公廩各十四萬九千四百七十七束、國分寺新一萬束、文殊會新一千束。

國郡志 安宿郡、有國分寺址在國分村

地理志料 國分寺、廢趾在國分寺。

地名辭書 國分寺址(南河内郡國分) 今國分村に舊蹤を存す觀音堂あり、石地藏あり。(河内志) ○本朝無題詩

集に河州府東山普光寺あり、國分寺を言ふにや、又安福寺などにあたる歟。

大阪府全志 國分尼寺 南八下村大響) 西方耕地の中にあり、東西貳町南北五町の地を其れならんといふ。附近に